

北中城村都市計画 マスタープラン



令和元年 9 月
北中城村



ごあいさつ

本村においては、平成 13 年 3 月に都市計画マスタープランを策定、平成 20 年 3 月に一部改定を行い、これまで各種のまちづくりを進めてきました。平成 25 年に旧軍用地であったアワセゴルフ場が地権者へ返還され、跡地利用計画として現在のライカム地区が誕生しました。今後もライカムロウワープラザ地区や喜舎場ハウジング地区等の返還予定の軍用地において、返還後の速やかな跡地利用が実現出来るよう、地権者を中心としたまちづくりの取り組みを進めているところであります。



市町村が定める都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な指針となるものであり、本村が進める都市計画は、本都市計画マスタープランに沿うものでなければなりません。近年は全国的に都市の人口減少、少子高齢化が問題となっており、本村においても例外ではなく、今後の人口減少や少子高齢化等のリスクを見据えたまちづくりが必要となると考えております。今回の都市計画マスタープランの改定においては、これら将来の村情勢を見据え、誰もが安心安全・快適に住み続けられる持続可能なまちづくりを将来像とし、本村の最上位計画である北中城村第四次総合計画で掲げる「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」の実現に向けて、これからの都市計画に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、より良い北中城村を築いていくために、村民皆様の尚一層のご支援とご協力をお願いすると共に、本都市計画マスタープランの改定にあたって貴重なご意見を頂きました村民の皆様をはじめ、ご提言を頂きました各委員の皆様にご心から感謝を申し上げご挨拶いたします。

令和元年 9 月

北中城村長 新垣 邦男

目次

序章 計画の概要	1
1 計画見直しの背景	1
2 都市計画マスタープランの役割	1
3 計画の対象区域・期間・構成	3
第1章 北中城村の概況	4
1 北中城村の現況・動向	4
2 まちづくりの主要課題	26
第2章 都市の将来像	30
1 まちづくりの基本理念	30
2 まちづくりの将来像	31
3 将来人口フレーム	31
4 将来都市構造	32
第3章 全体構想	34
1 土地利用の基本方針	34
2 交通体系の基本方針	40
3 都市環境の基本方針	44
4 景観形成の基本方針	47
5 都市防災の基本方針	49
第4章 地域別構想	51
1 地域区分	51
2 中部地域	52
3 東部地域	59
4 北部地域	66
5 南部地域	72
第5章 まちづくりの実現に向けて	78
1 都市計画手法の活用	78
2 「協働」のまちづくり	79
3 計画の進行管理	80

参考資料	81
1 用語集.....	81
2 策定経緯.....	84
3 都市計画審議会（諮問・答申）.....	85

序章 計画の概要

1 計画見直しの背景

北中城村では、都市計画マスタープランを2001年3月に策定、2008年3月に一部見直しを実施しながら、各種のまちづくりを推進してきました。しかし、見直しから10年が経過し、全国的な人口減少・高齢化の進展、防災意識の高まりや地球環境問題、村内においてはアワセゴルフ場地区跡地（以下、ライカム地区）における土地区画整理事業の実施など、本村内外を取り巻く社会情勢は大きな変化を見せており、それに伴って都市計画に求められる役割や位置付けも変化を見せています。

本村においては、2015年12月に都市計画マスタープランの上位計画となる「北中城村第四次総合計画」が策定されるとともに、2017年6月には県が定める『那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」』が策定されたことから、まちづくりに係る上位計画の策定・見直しに対応した都市計画マスタープランの策定が求められています。

こうした背景を踏まえ、本村の現況や将来の見通しを勘案した上で、上位関連計画と一体となった都市計画の方針として、新たな都市計画マスタープランの策定を行うものです。

2 都市計画マスタープランの役割

「都市計画」とは、快適なまちづくりを実現するための計画のことで、都市計画法という法律に基づいて、土地利用や都市施設などに関する一定の計画を定め、それを実現するために様々な規制・誘導や事業の実施を行うものです。

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づいて策定される計画であり、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられています。都市計画マスタープランは、主に次の2つの役割を担っています。

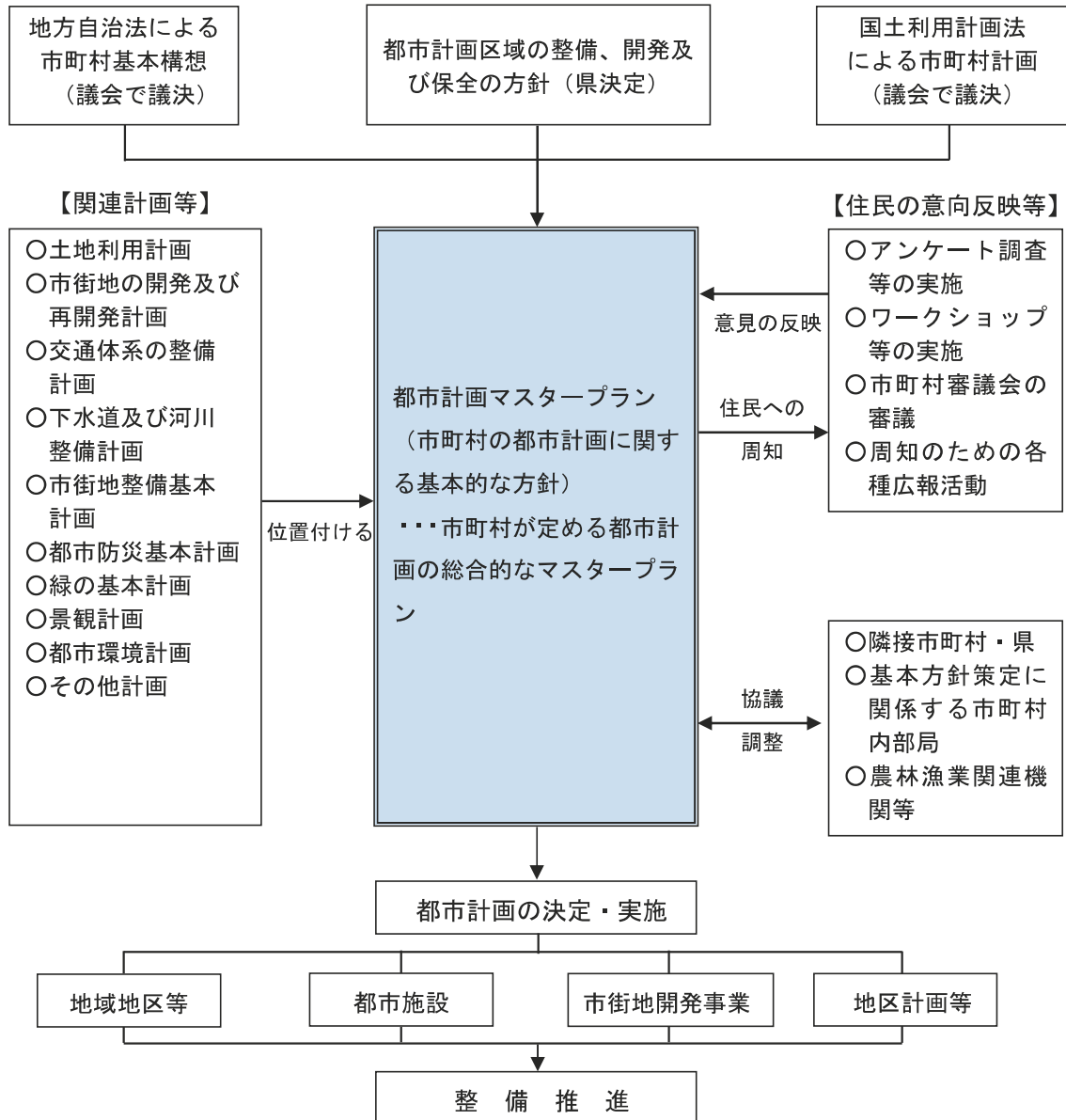
①まちづくりを進めるにあたり、居住者や事業者、関係自治体に対して、まちづくりに対する市町村の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにし、まちづくりに対する理解・協力を促します。

②用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園、下水道等の都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業など、市町村が定める都市計画を決定・変更する上での根拠・指針となる計画です。

北中城村都市計画マスタープランは、北中城村第四次総合計画（地方自治法による市町村の基本構想）、第三次北中城村国土利用計画（国土利用法による市町村計画）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県決定）に即して、各種の構想や計画等との整合を図りながら定めるものとなります。

北中城村都市計画マスタープランは、北中城村における都市計画の決定、実施にあたっての指針となり、村民の意見を反映しながら策定します。

■都市計画マスタープランの位置づけ



3 計画の対象区域・期間・構成

(1) 対象区域・期間

本計画策定にあたっては、村全域を対象とします。

また、都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を見据えて、都市計画を長期的・継続的に先導する役割を有しています。

そのため、本計画の計画期間は2019年度を初年度として2038年度を目標年次とします。

ただし、まちづくりを取り巻く状況の変化や、関係法令の見直しなども予想されることから、必要に応じて見直しや計画内容の充実を適宜図っていくものとします。

(2) 計画の構成

都市計画マスタープランは、本村の現況やまちづくりの主要課題、上位関連計画との整合や住民意向などを踏まえた上で、大きく分けて次の4つの方針で構成します。

① 都市の将来像

計画の骨格となるまちづくりの基本理念や将来都市構造、将来フレームなどを示します。

② 全体構想

土地利用、都市施設（交通体系、公園緑地、その他都市施設）、都市環境（都市景観、都市防災）など、まちづくりに関わる分野ごとに、村全体を対象とした基本方針を示します。

③ 地域別構想

社会的・地理的条件などを踏まえながら、村を複数の地域に区分し、全体構想で示したまちづくりの方針を踏まえながら、各地域の状況や特性に応じた将来像や分野ごとの基本方針を示します。

④ まちづくりの実現に向けて

これまでに掲げた各方針の実現に向けて、都市計画としてどのように取り組んでいくべきか、具体的な都市計画手法やまちづくりにおける協働のあり方を示します。

第1章 北中城村の概況

1 北中城村の現況・動向

(1) 概況

北中城村は那覇から東北部へ約 16km、沖縄本島の中部に位置し、面積は 11.54 km²あります。本村は北側を沖縄市、南側を宜野湾市、中城村、西側を北谷町と接し、東側は中城湾に面しています。

村内には国道 330 号、国道 329 号をはじめ、沖縄自動車道など、広域幹線道路が南北に走っています。また、北中城インターチェンジ（以下、IC）と喜舎場スマート IC が設けられており、本島中南部の交通の要衝となっています。

地形は、東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に二つの稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜を形成し、平地が少ないことが特徴となっています。

■位置図



出典：北中城村第4次総合計画より抜粋

(2) 人口

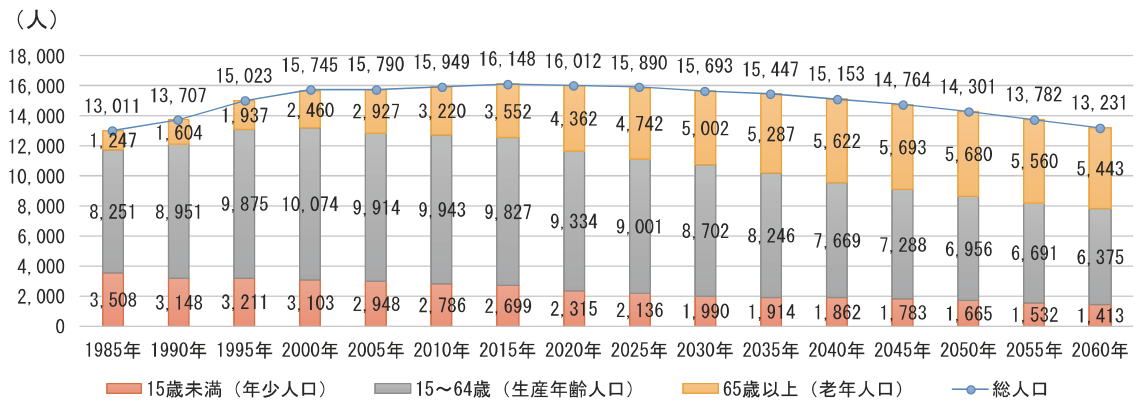
①人口・世帯数の推移

本村の人口動向を見ると、1985年より一貫して増加傾向にあり、近年は微増で推移しており、2015年時点で16,148人となっています。将来の人口推移を見ると、ゆるやかに減少していくことが推計されています。一方で、2010年に返還されたライカム地区を活用したまちづくりにより、当該地区における人口の増加が期待できます。

高齢化率も増加傾向にあり、約20年後の2040年には、村民の1/3が高齢者となることが推計されています。

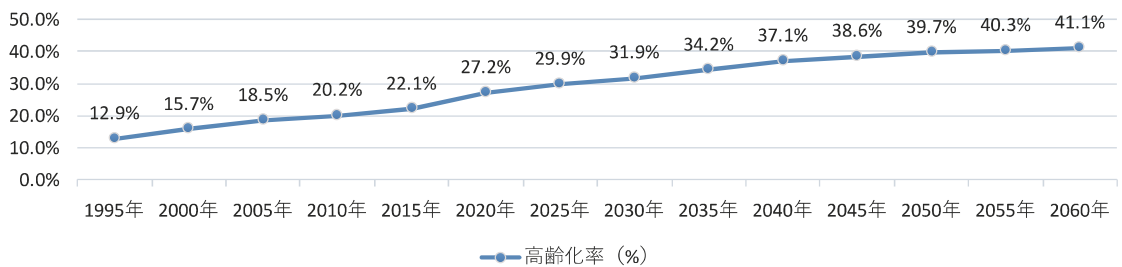
また、世帯員あたりの人員は減少傾向となっていることから、単身世帯が増加していることが考えられます。

■人口の推移



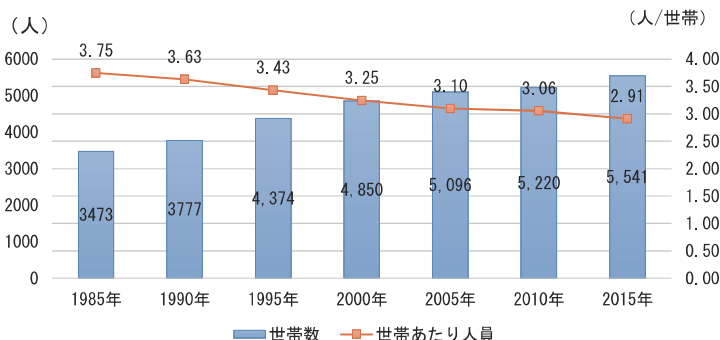
出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

■高齢化率の推移



出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

■世帯数の推移



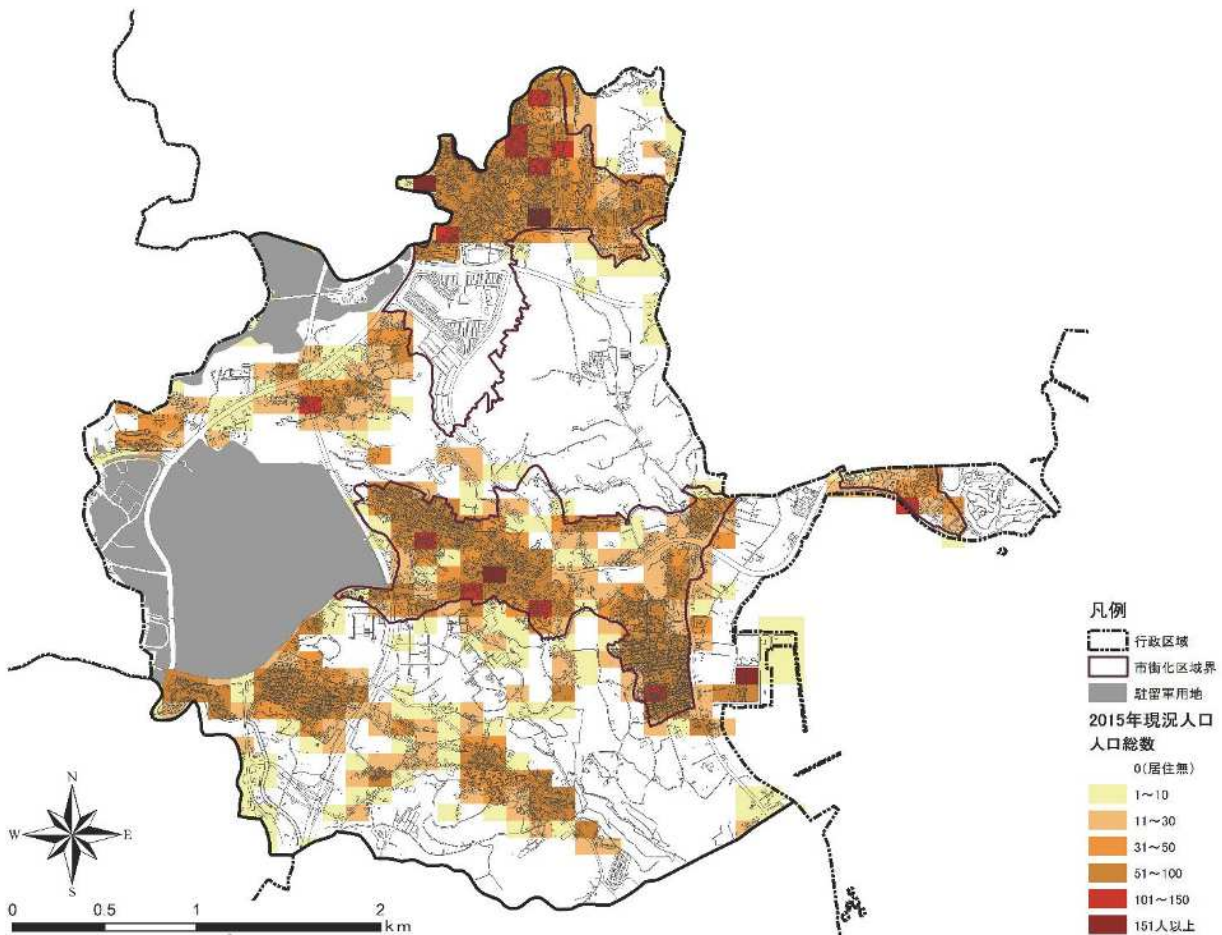
※当ページに掲載のグラフ等については、アワセ土地地区画整理事業による人口増は見込んでいない。

出典：国勢調査

②メッシュ別人口の推移

2015年時点のメッシュ※（100m）別人口を見ると、島袋、喜舎場、仲順の市街化区域内や、市街化調整区域においても安谷屋、荻道等の既存集落を中心にまとまって人口が集中している状況にあります。

■メッシュ（100m）別人口（2015年）



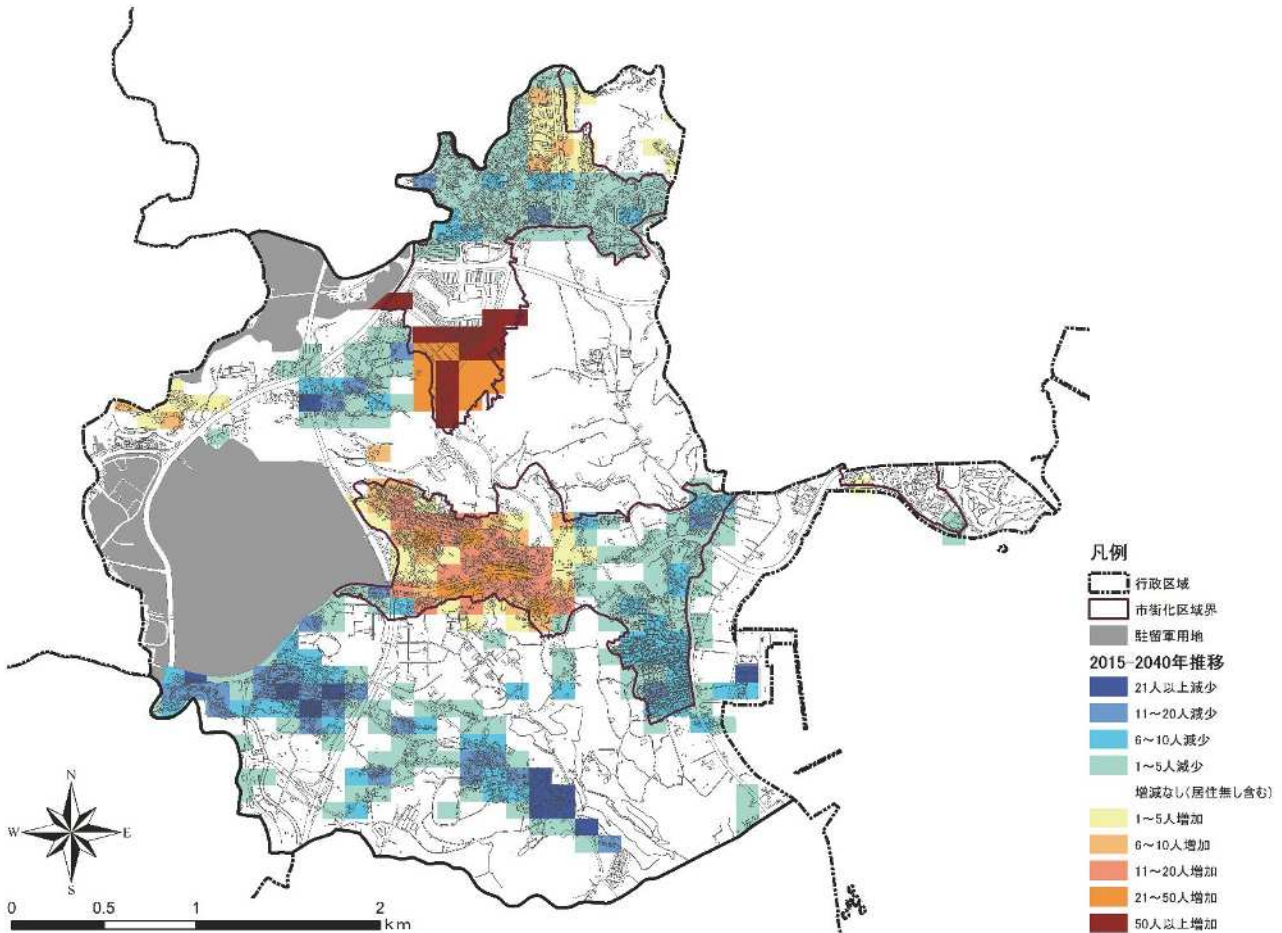
平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報、メッシュ統計地図データ（ゼンリン）より作成

※メッシュとは「網目」を意味する。100mメッシュ別人口は100m×100mの単位の網目の中の人口総数を意味する。

2015～2040年の人口増減の状況を見ると、喜舎場、仲順の市街化区域内や島袋の市街化区域内の一部等において人口が微増し、ライカム地区では大きく人口が増加してることが推計されています。

一方で、市街化調整区域の既存集落において人口が減少していくことが推計されています。

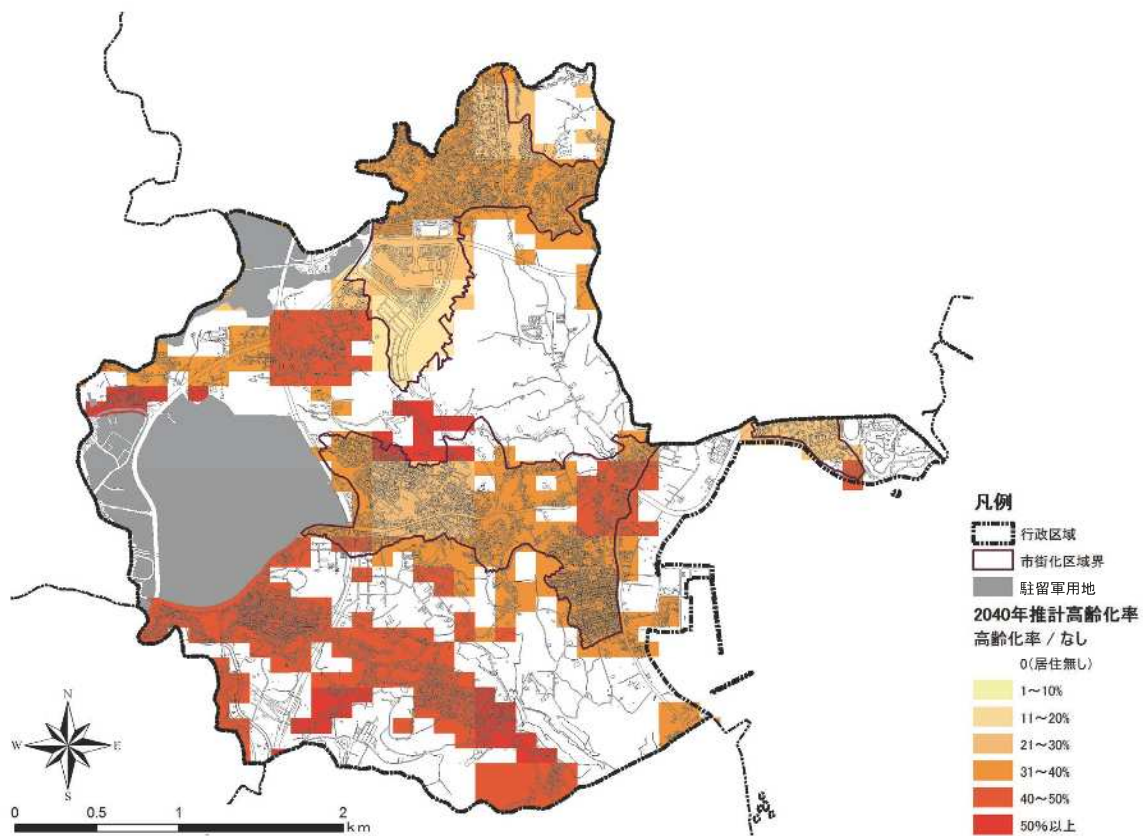
■メッシュ（100m）別人口増減（2015～2040年）



平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報、メッシュ統計地図データ（ゼンリン）より作成

メッシュ（100m）別の高齢化率(2040年)を見ると、特に安谷屋、荻道、大城、屋宜原等の市街化調整区域の集落において高齢化率が高くなることが推計されることから、市街化調整区域の集落における高齢化への対応が求められます。

■メッシュ（100m）別高齢化率（2040年）



平成 28 年都市計画基礎調査、国土数値情報、メッシュ統計地図データ（ゼンリン）より作成

(3) 土地利用

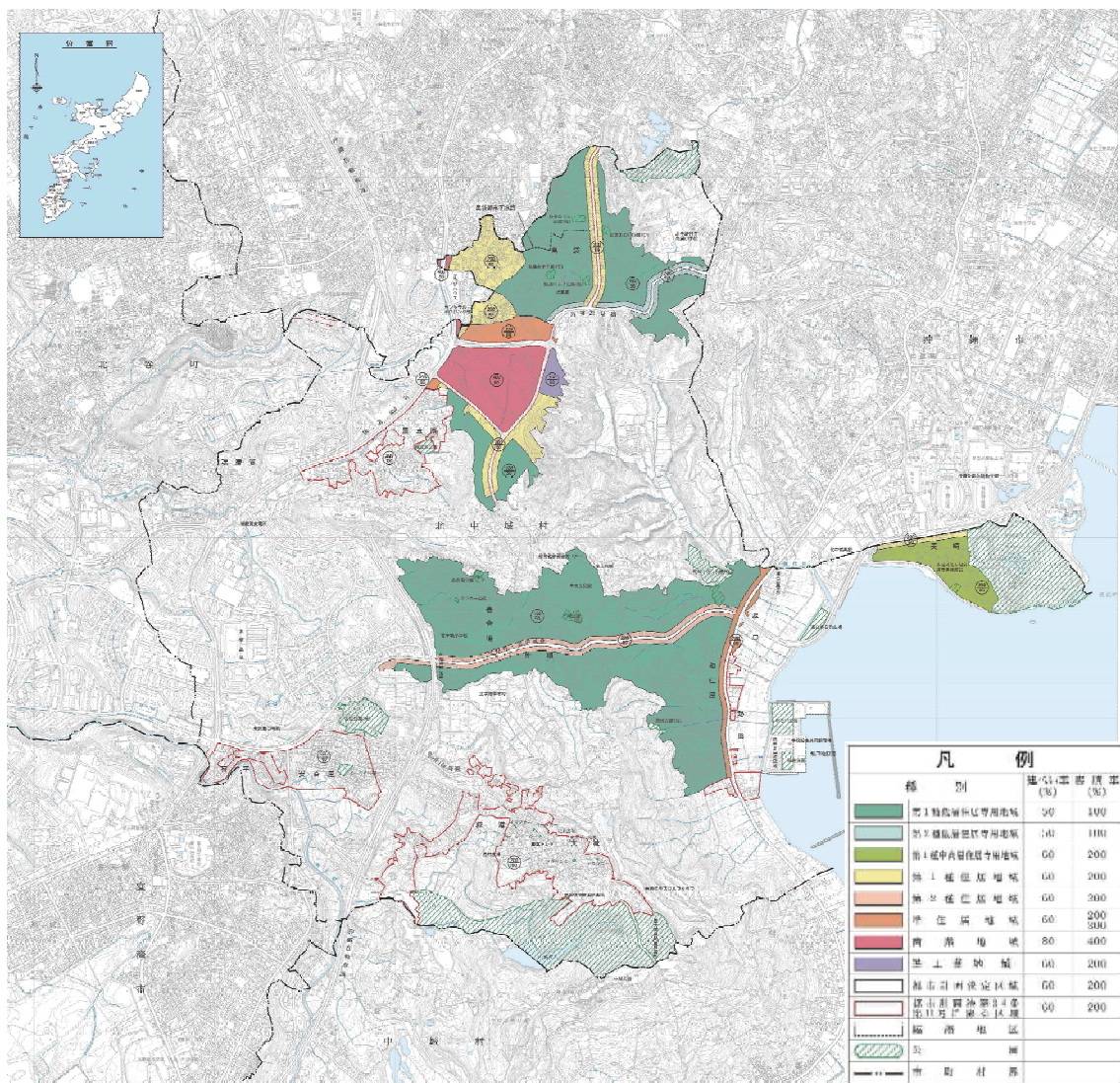
①土地利用規制

市街化区域は村中部、北部、及び東部の一部（美崎）に指定されています。ライカム地区については、2010年に返還されたことに伴い、「広域交流拠点」、「村の新たな顔となる拠点」の整備に向けた市街化編入を行っています。

主に住居系の用途地域が指定されています。第1種低層住居専用地域の割合が用途地域の約60%を占めています。ライカム地区において商業系の用途地域が指定されています。

また、市街化調整区域の集落において、都市計画法第34条11号区域[※]の指定により、自己用住宅の立地緩和区域の指定が行われています。

■市街化区域・用途地域等

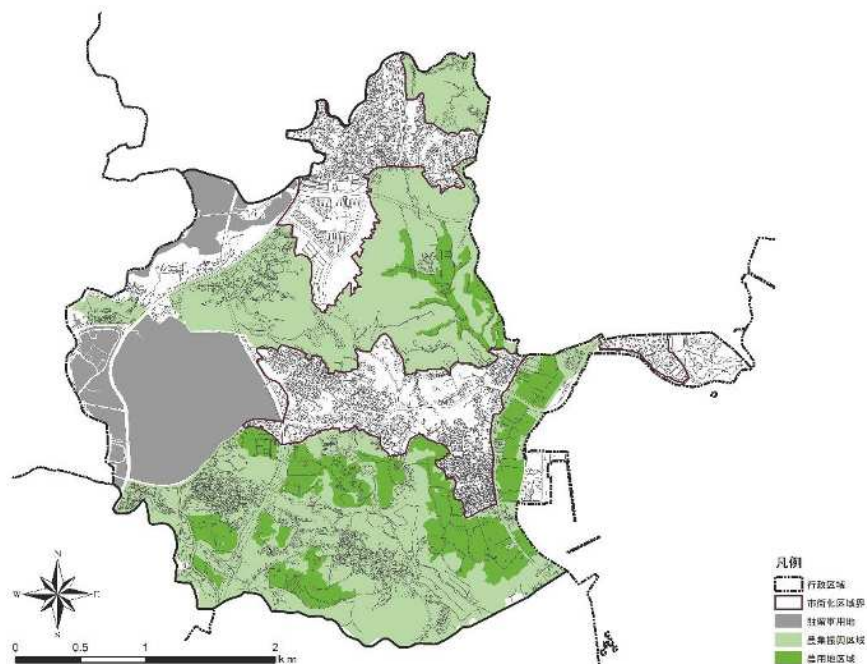


※市街化調整区域において、自己用住宅に限り、許可要件が緩和される区域のこと。主な許可要件は、自己の住宅の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等であること、開発行為を行おうとする土地が当該区域内に存在していること、予定建築物の用途が自己の居住に供する一戸建ての住宅（建築基準法別表第2（イ）項第2号に掲げるものを含む）であること、予定建築物の敷地面積が150平方メートル以上であること等。

市街化調整区域のほとんどを農業振興地域に指定しており、特に村東部の海岸沿いや南部を中心に農用地区域に指定しています。

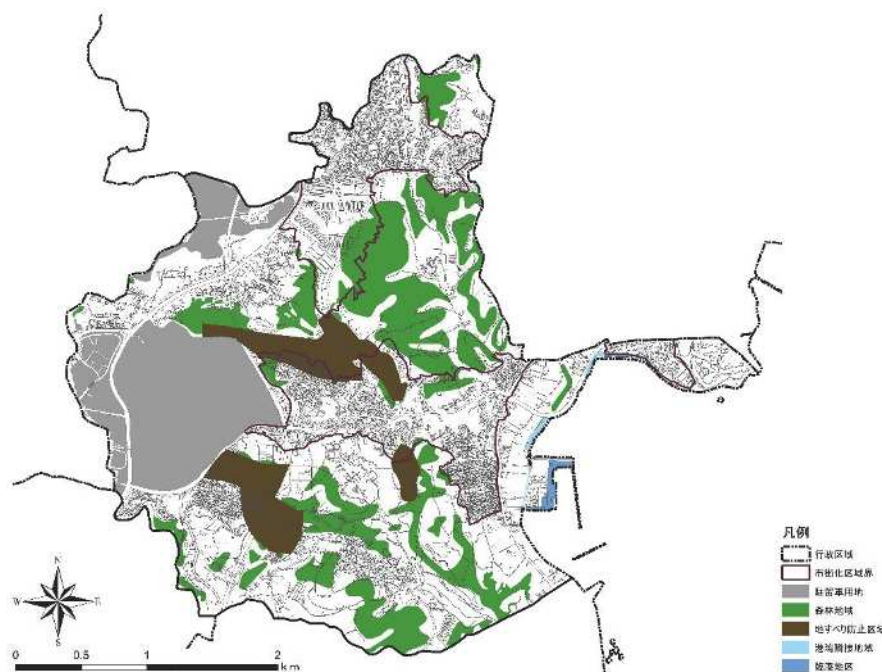
また、丘陵地の斜面部分に森林法に基づく森林地域が、喜舎場、仲順の市街化区域の北側や安谷屋の集落北部、仲順から比嘉に通じる道路沿い等に地すべり等防止法に基づく地滑り防止区域が指定されています。本村東側の海岸沿いには都市計画法に基づく臨港地区と、港湾法に基づく港湾隣接地域が指定されています。

■農業振興区域、農用地区域



平成 28 年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

■その他の法規制



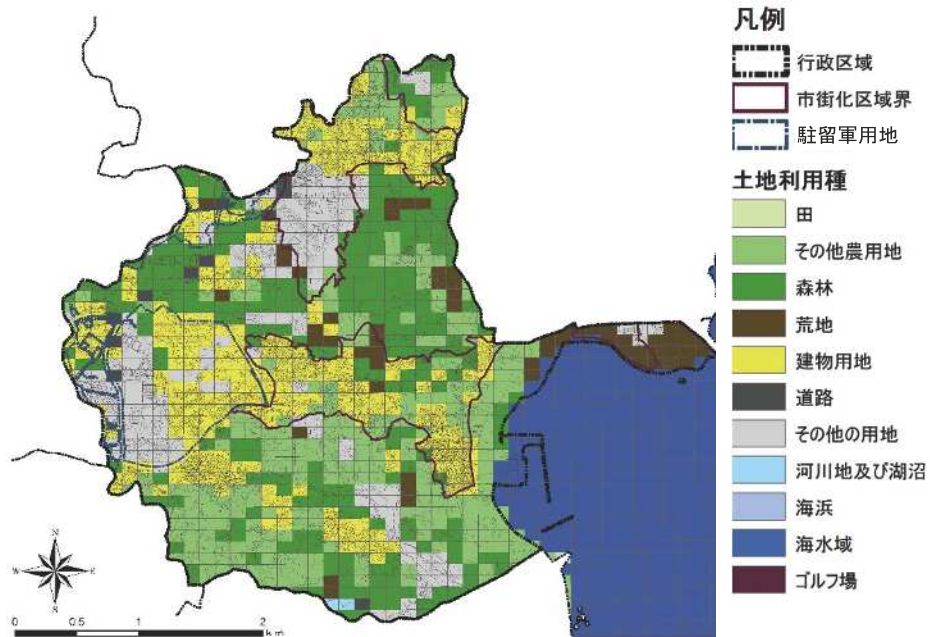
平成 28 年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

②土地利用動向

1987年と2014年の土地利用メッシュ（100m）を比較すると、島袋、喜舎場、仲順の市街化区域において自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。

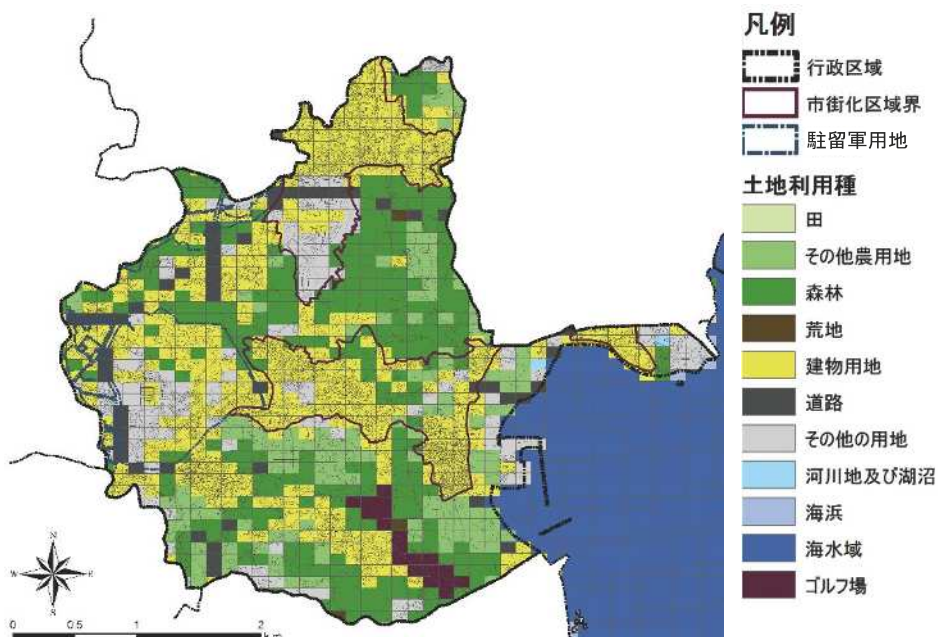
また、市街化調整区域においても既存の集落を中心に、集落の拡大（都市的土地利用への転換）が進んでいる状況にあります。

■土地利用メッシュ（100m）（1987年）



平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

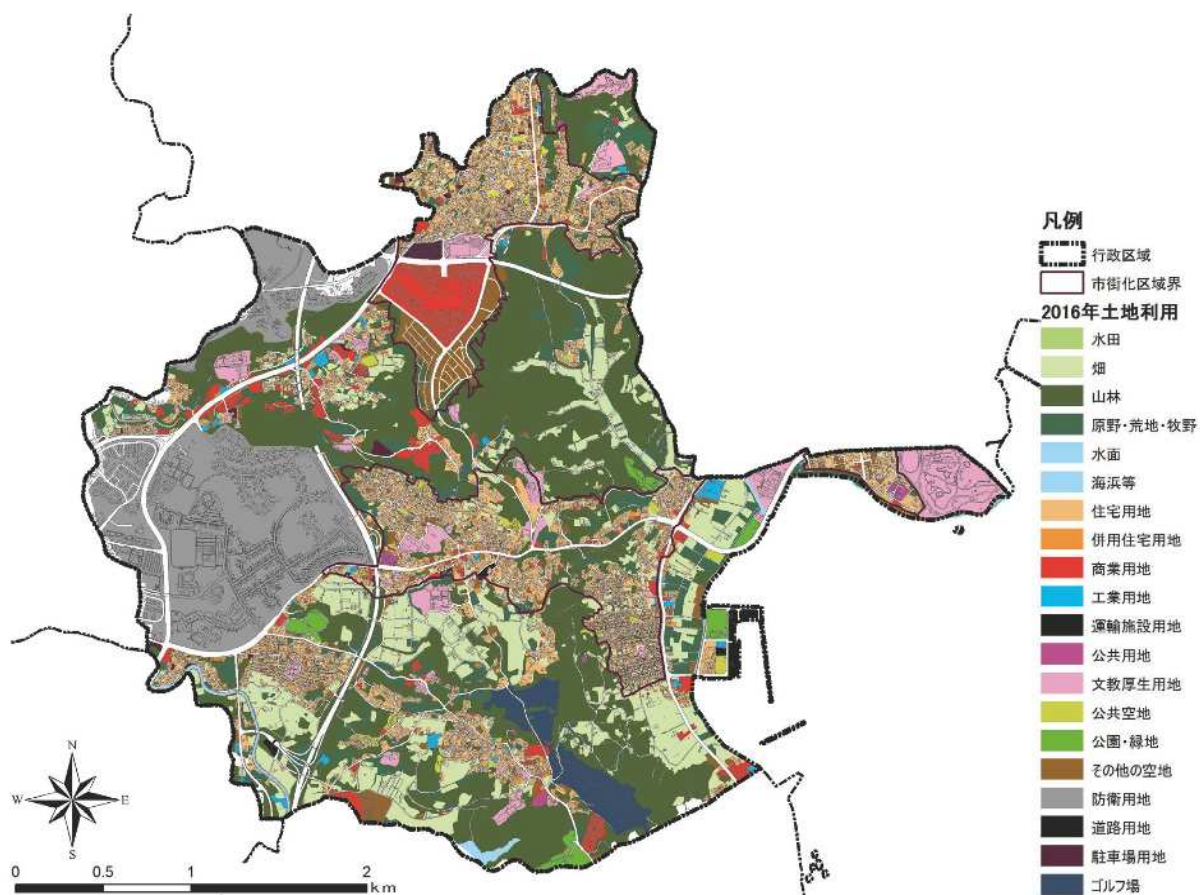
■土地利用メッシュ（100m）（2014年）



平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

2016年の土地利用現況を見ると、住宅用地を中心としながら、国道330号、329号沿道やライカム地区等において商業用地が形成されています。市街化区域内や既存の集落を中心に住宅地が形成されており、村東部の海岸沿いや南部において農地が広がっています。また、山林、駐留軍用地がそれぞれ15%程度と、大きな割合を占めていることも特徴の一つとなっています。

■土地利用現況図（2016年）



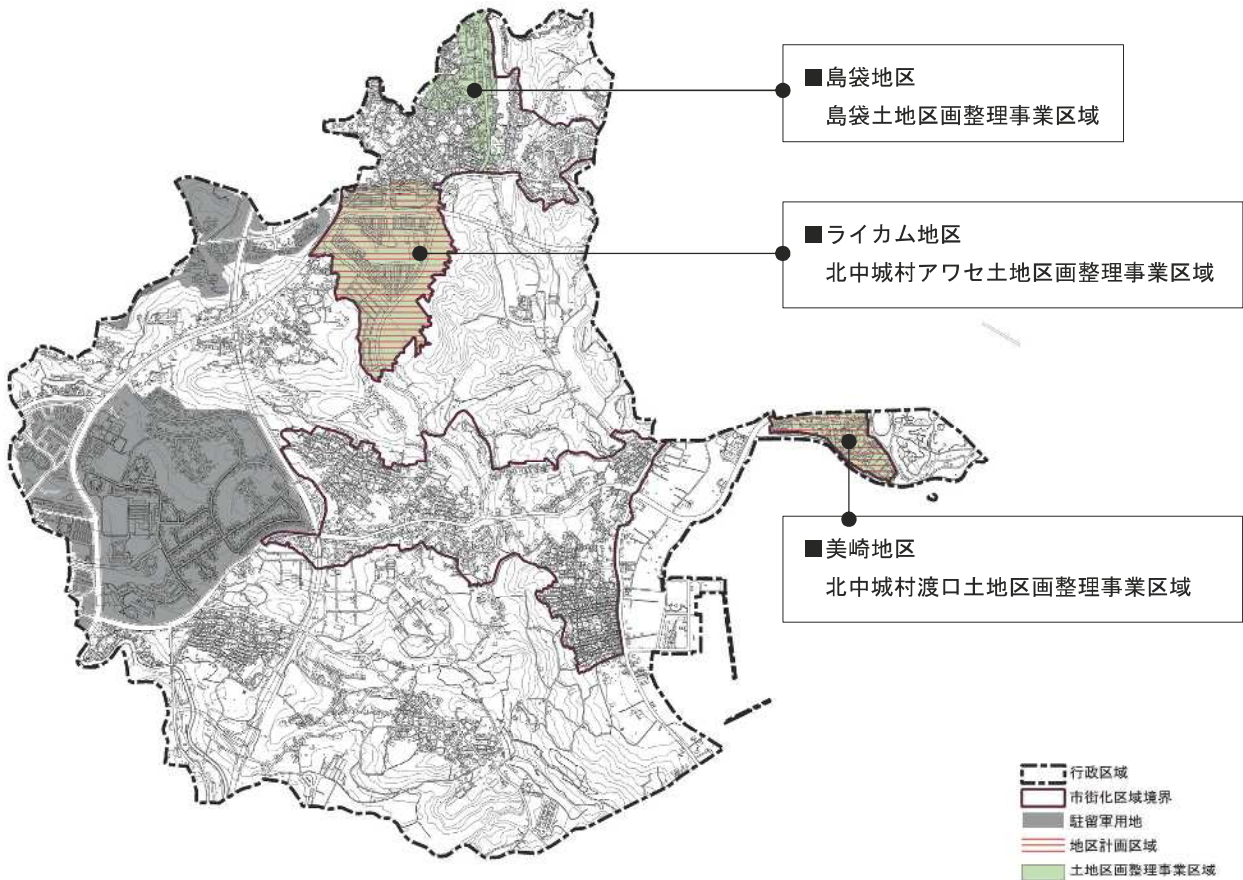
平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

③地区計画等の指定状況

本村の土地区画整理事業区域及び地区計画の指定状況を見ると、美崎地区、ライカム地区、島袋地区において土地区画整理事業区域が指定されています。美崎地区、ライカム地区においては駐留軍用地の返還に伴い「北中城村渡口土地区画整理事業」、「北中城村アワセ土地区画整理事業」を実施し、それに合わせて「美崎地区地区計画」及び「アワセゴルフ場地区地区計画」を指定しています。

美崎地区においては主に良好な住宅地の形成を目的として、ライカム地区においては広域交流拠点の形成を目的として、用途の混在や狭小宅地の立地等を制限する地区計画が指定されています。

■地区計画及び土地区画整理事業区域の指定状況



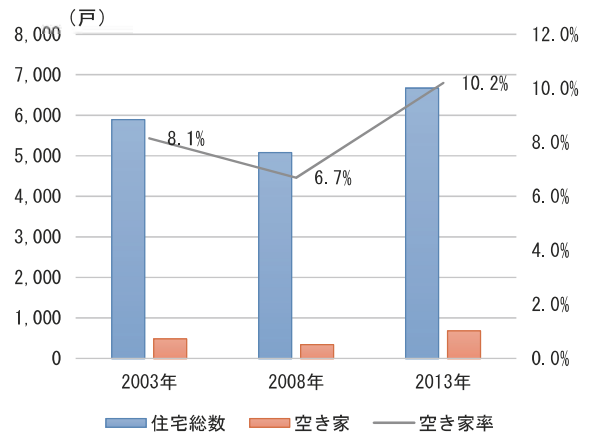
平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

④空き家・空き地の状況

本村の空き家数は2013年時点で700戸、空き家率は10.2%となっており、空き家率はこの10年で約2ポイント増加している状況にあります。

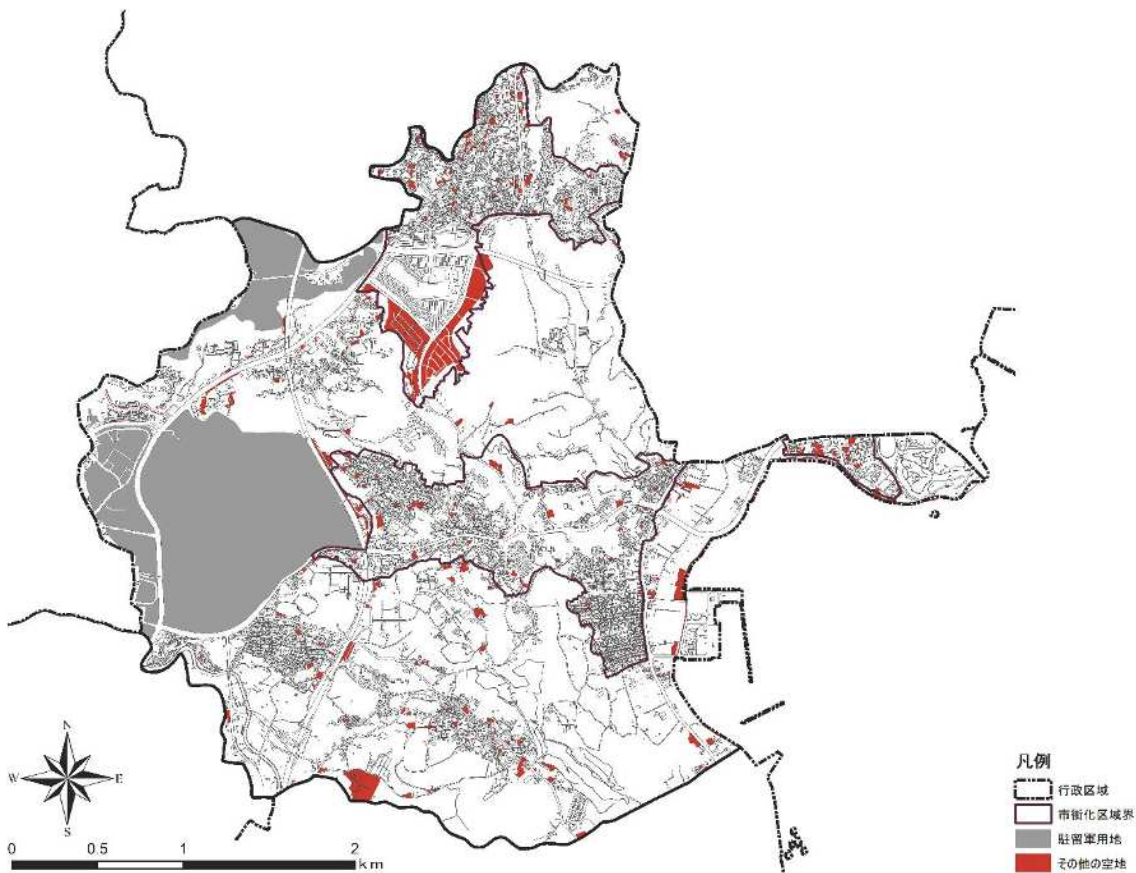
また、空き地は島袋、喜舎場、仲順の市街化区域内においても点在している状況にあります。市街地内においては、墓地の拡散が課題となっています。

■ 空き家・空き地の状況



出典：住宅土地統計調査

■ 空き地の状況 (2015年)



平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

⑤観光・歴史資源の状況

北中城村の主な観光・歴史資源としては、世界遺産のひとつである中城城跡をはじめ中村家住宅等、村内各地域に多様な有形・無形の歴史・文化があり、それを保全・継承してきた集落のたたずまいも優れた観光資源として着目されています。

■主な観光・歴史資源

【中城城跡】



【中村家住宅】



【荻堂貝塚】



【大城集落】



北中城村観光振興基本計画より

(4) 交通

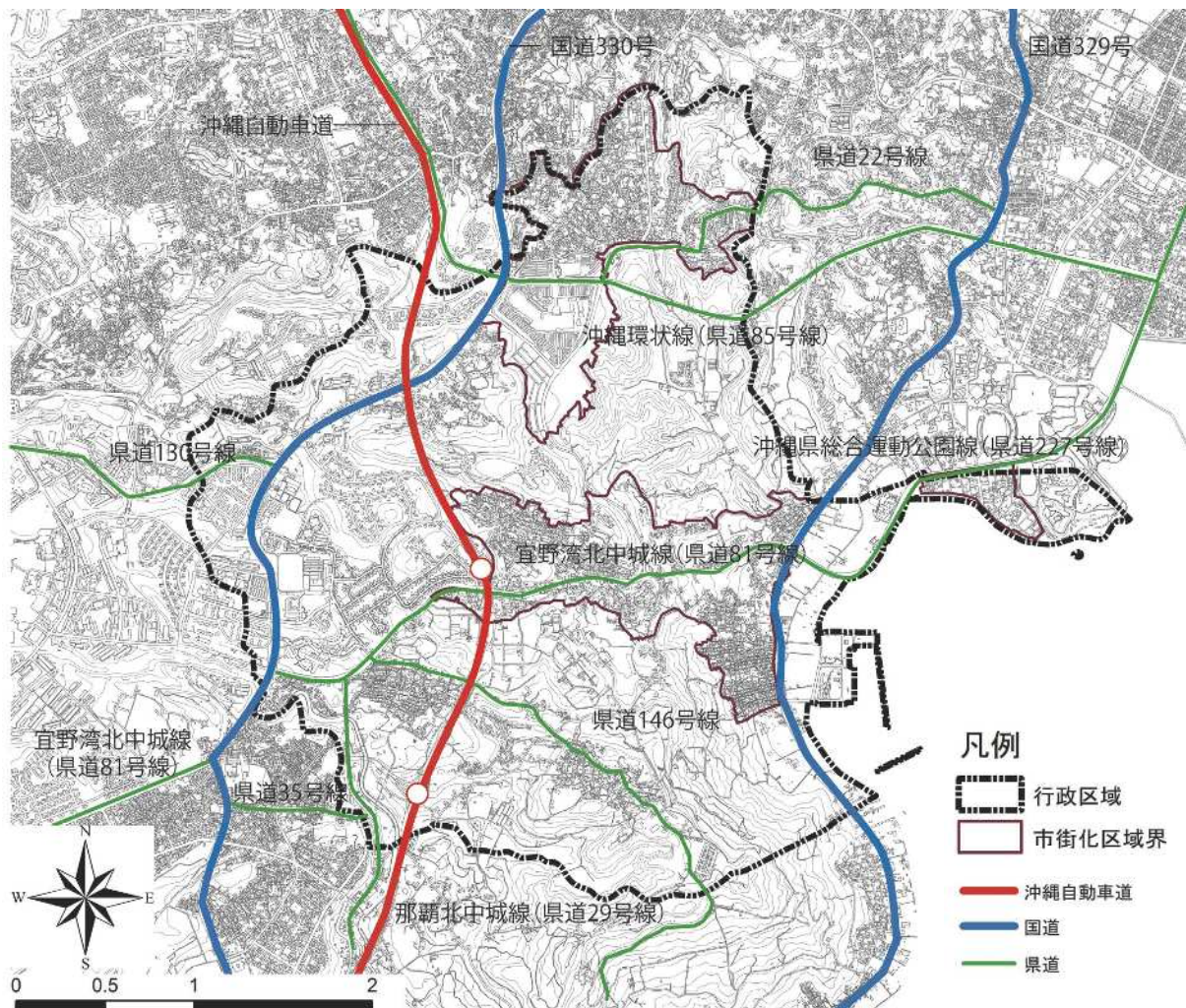
① 道路網

本村には、南北方向に国道 330 号、沖縄自動車道、国道 329 号が通っています。また、東西方向には、宜野湾北中城線（県道 81 号線）、県道 146 号線、沖縄環状線（県道 85 号線）、沖縄県総合運動公園線（県道 227 号線）、県道 22 号線が通っており、東西・南北の格子状の骨格道路網を形成しています。

国道 330 号は本村と那覇市、沖縄市などの主要都市を結んでいます。国道 329 号は名護市から那覇市を通っており、本村とうるま市、西原町などの東海岸沿いの市町村を結ぶ広域道路網となっています。

2013 年に全線開通した沖縄環状線（県道 85 号線）及び宜野湾北中城線（県道 81 号線）は、国道 329 号、国道 330 号と連結する重要な幹線道路となっています。

■ 道路網の状況



平成 28 年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

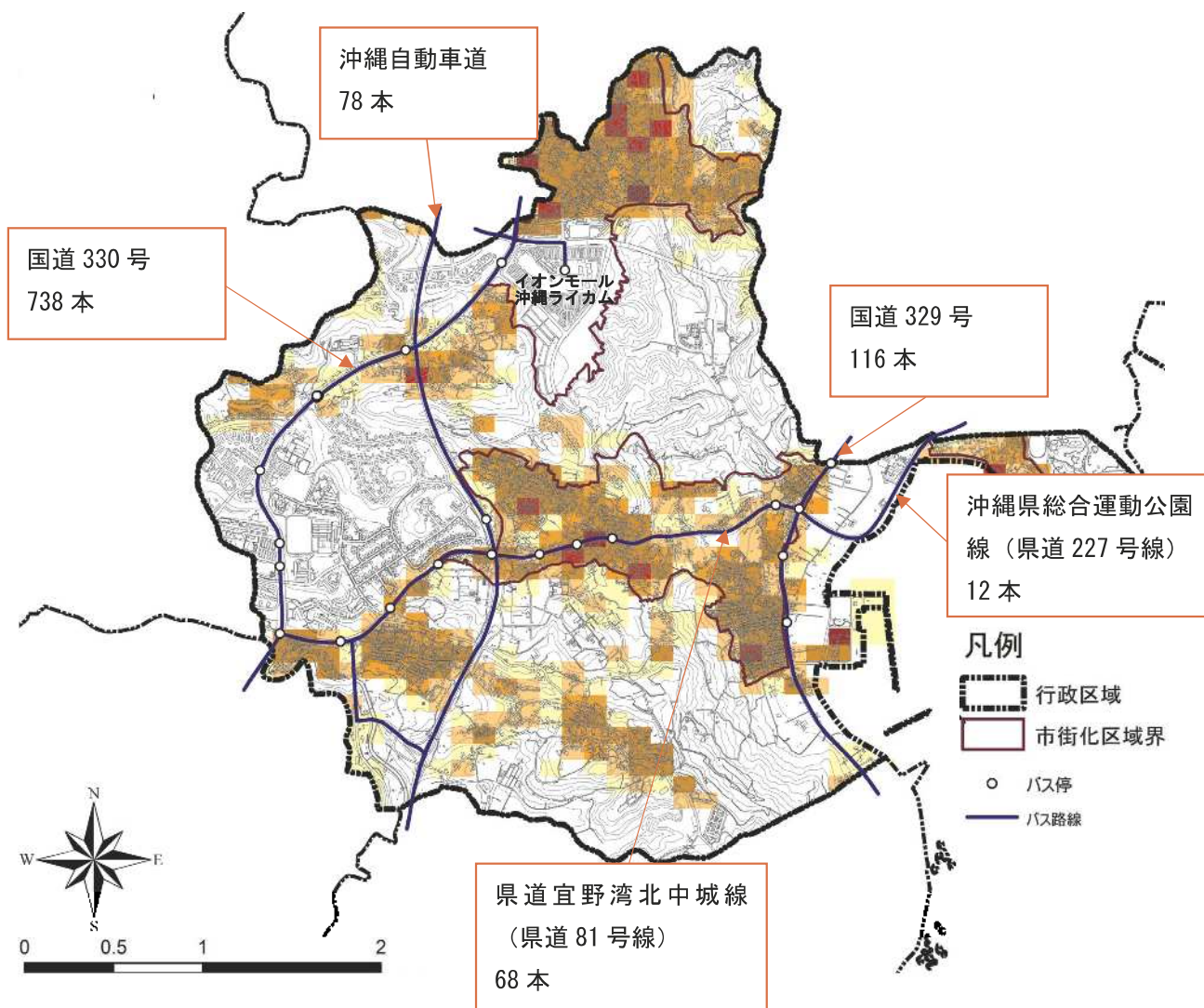
② 公共交通網

本村の公共交通ネットワークの状況を見ると、主にライカム地区の商業施設を核に、那覇市やうるま市等の主要都市を結ぶ広域公共交通ネットワークが形成されており、特に国道330号では1日に700本以上のバスが運行しています。

また、宜野湾北中城線（県道81号）を通るバスは68本、国道329号を通るバスは116本となっています。

しかし、人口分布との重ね合わせ図を見ると、特に本村南部の市街化調整区域の集落や島袋の市街化区域内などにおいて、公共交通網が充足されていない状況にあります。

■ 公共交通の状況（運行本数は上り、下りの合計）



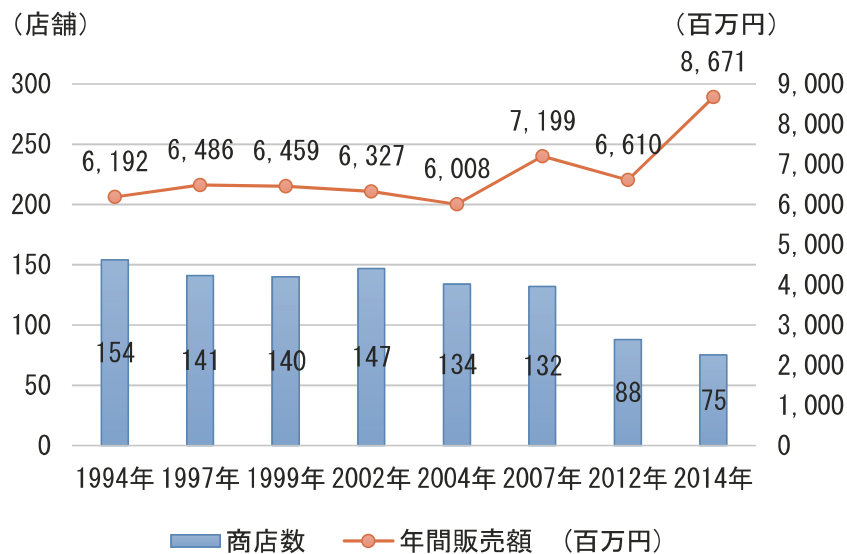
平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報、メッシュ統計地図データ（ゼンリン）より作成

(5) 産業

① 商業の動向

年間商品販売額は1994年より微増～微減の傾向にありましたが、2004年を境に増加傾向となり、2012年から2014年にかけて大幅に増加しています。一方で商店数自体は減少傾向にあることから、店舗の大型化が進展していることが伺えます。

■ 年間商品販売額及び商店数の推移（小売業）

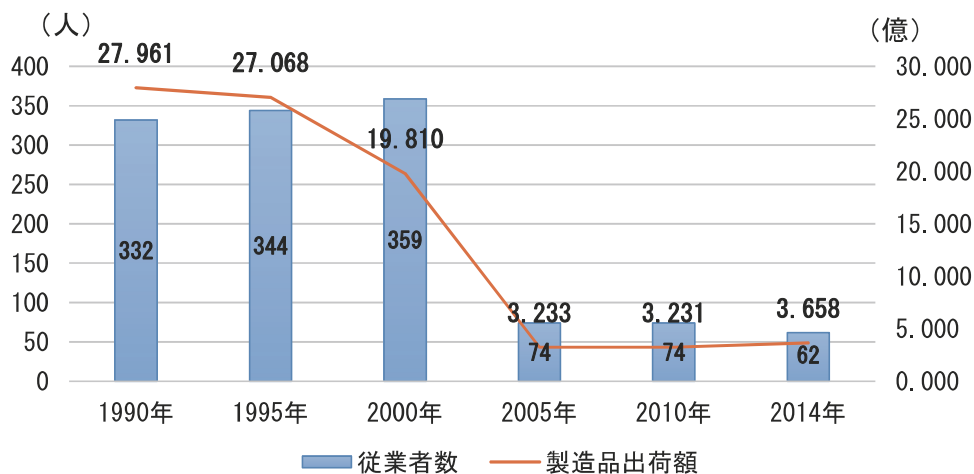


出典：商業統計調査

② 工業の動向

製造品出荷額及び従業者数は2000年から2005年にかけて大きく落ち込んでおり、2005年以降は横ばいで推移しています。

■ 製造品出荷額及び従業者数



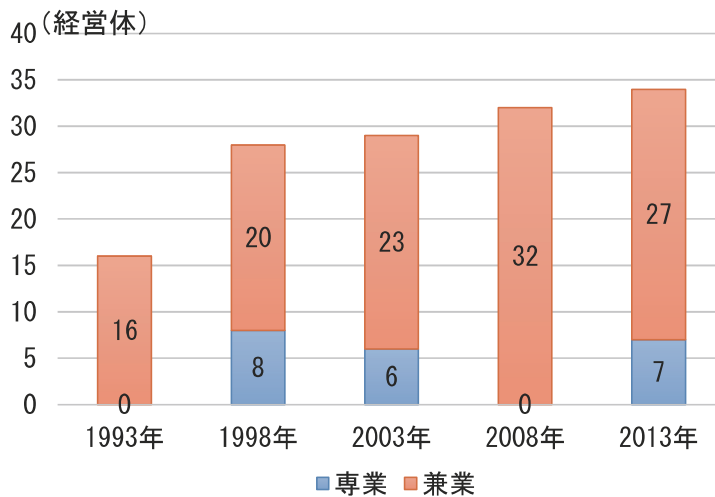
出典：工業統計調査

③漁業・農業の動向

本村の漁業経営体数は1993年以降増加傾向にあり、漁獲金額も増加傾向にあります。

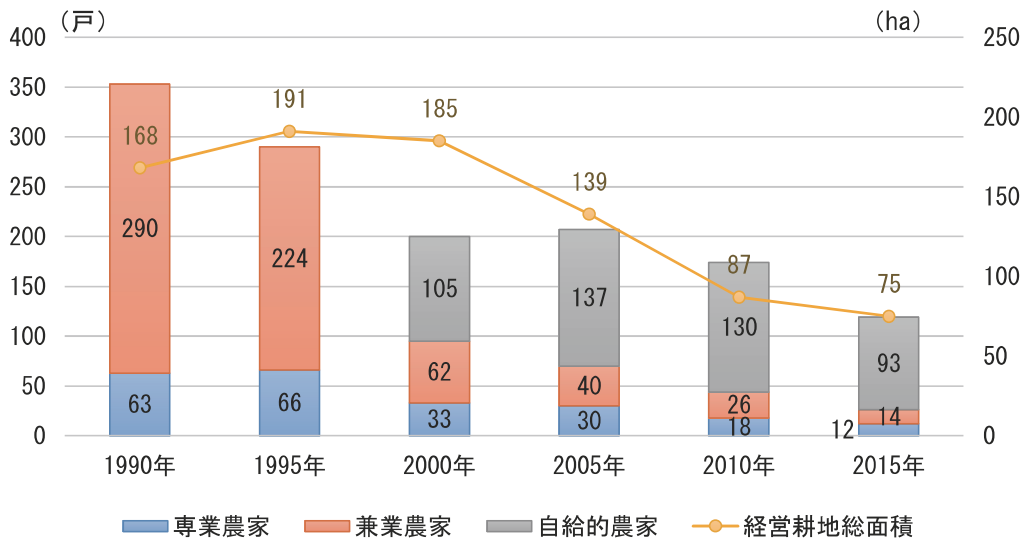
一方で、農家数は減少傾向にあり、2015年時点で自給的農家が総農家数の約8割という状況にあります。農家の減少に伴い経営耕地面積も減少しており、1995～2015年の20年間で116ha減少しています。

■漁業経営体数の推移



出典：漁業センサス

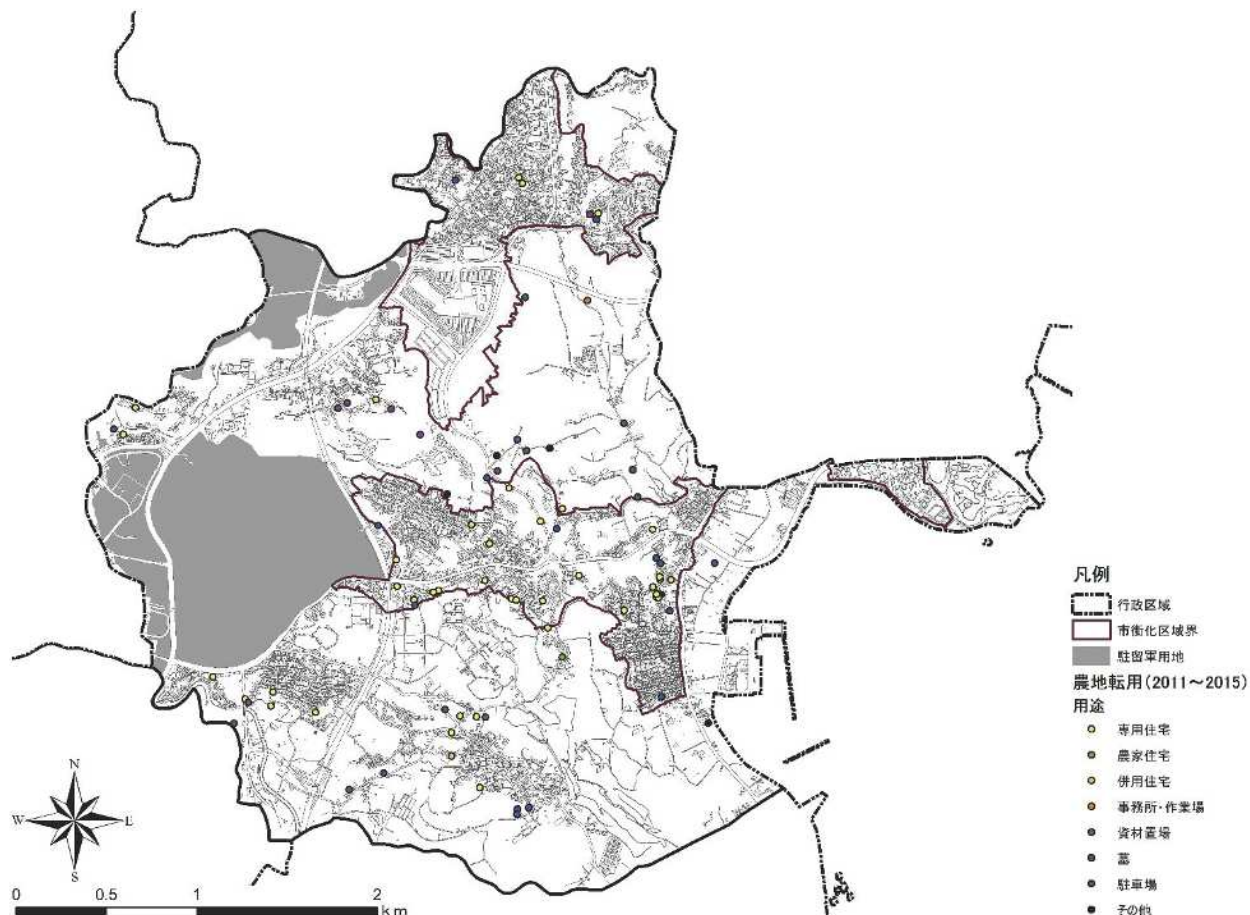
■農家数及び経営耕地面積の推移



出典：農林業センサス

近年（2011～2015年）の農地転用の動向を見ると、市街化区域内や既存集落を中心に、転用が見られます。その内訳を見ると、住宅地への転用が44件と、全体（86件）の約半数を占め、次いで駐車場への転用（16件）が多い状況となっています。

■農地転用動向



平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報より作成

(6) 防災

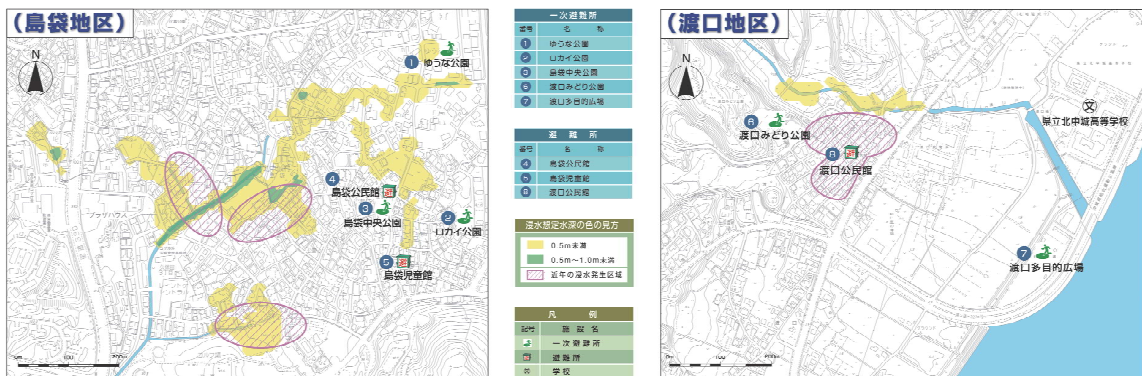
①水害

浸水想定区域の指定状況を見ると、内水による浸水区域は島袋及び渡口の一部で見られます。

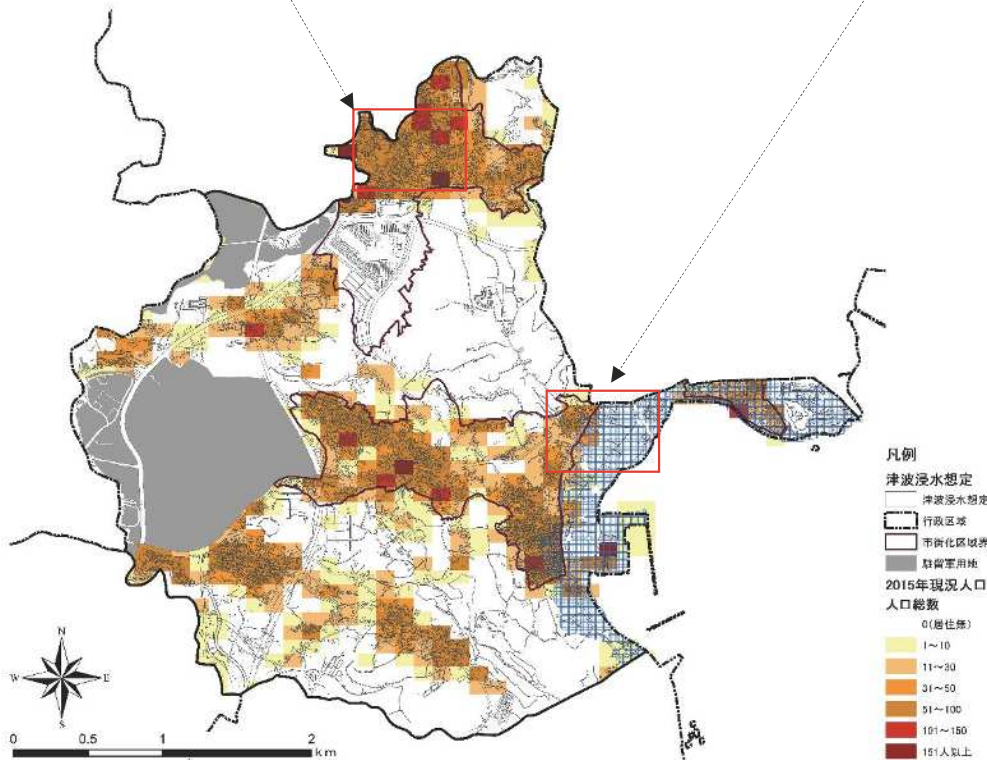
また、津波浸水想定区域の指定状況を見ると、東海岸沿いに指定されており、人口メッシュ（100m）との重ね合わせを見ると、人口が一定程度集積している美崎や熱田の住宅地と津波浸水想定が重なっている状況にあります。

特に美崎地区や県営北中城団地においては浸水深の深い区域が指定されていることから、水害への対策が求められます。

■北中城村内水ハザードマップ

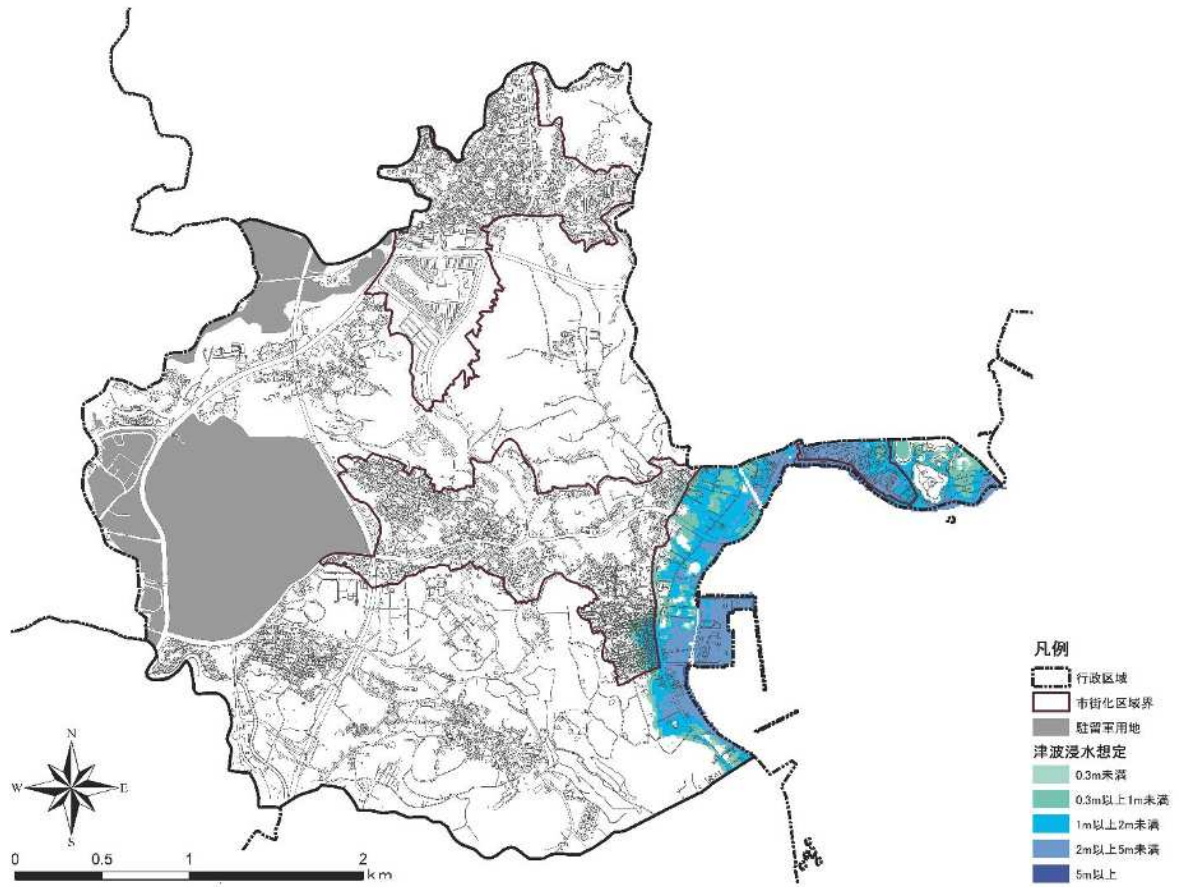


■津波浸水想定区域と人口メッシュ（100m）の重ね合わせ



平成28年都市計画基礎調査、国土数値情報、メッシュ統計地図データ（ゼンリン）、村提供資料より作成

■津波浸水想定区域（浸水深別）

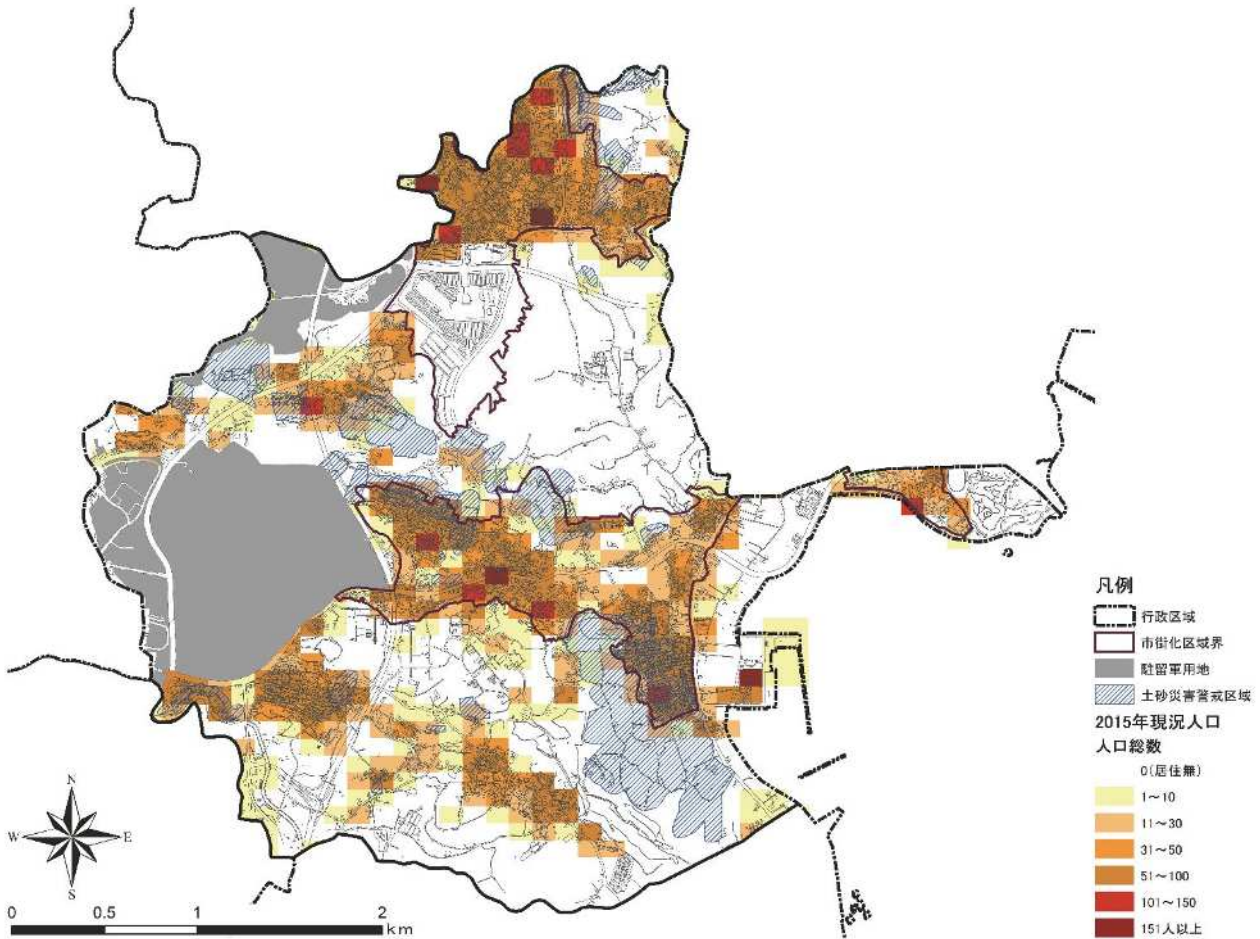


平成 28 年都市計画基礎調査、国土数値情報、村提供資料より作成

②土砂災害

土砂災害警戒区域の指定状況を見ると、本村の地形的特徴から村南部、中部に広く指定されています。喜舎場、仲順の市街化区域南部や屋宜原の集落等において、人口が分布している箇所との重なりが見られます。

■土砂災害警戒区域と人口メッシュ（100m）の重ね合わせ



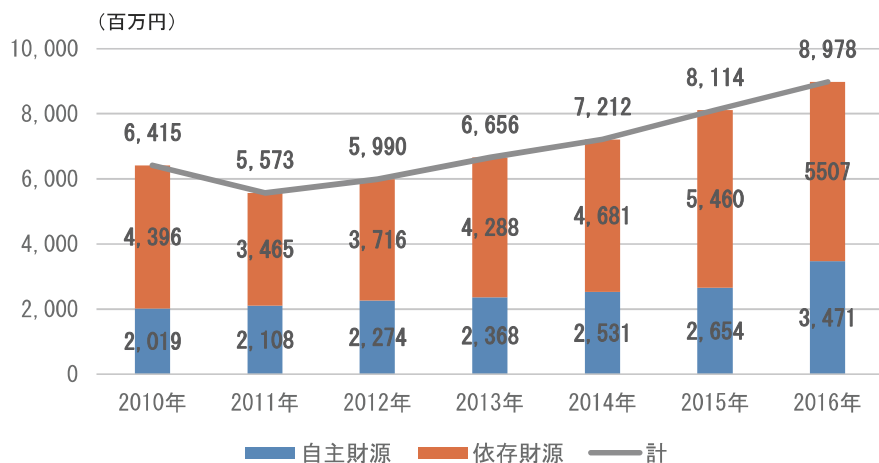
平成 28 年都市計画基礎調査、国土数値情報、メッシュ統計地図データ（ゼンリン）より作成

(7) 財政

①歳入

本村の財政状況を見ると、歳入については、近年増加傾向にあります。人口の増加等により、自主財源の大きな割合を占める村税が増加傾向にあります。

■歳入（自主財源と依存財源）

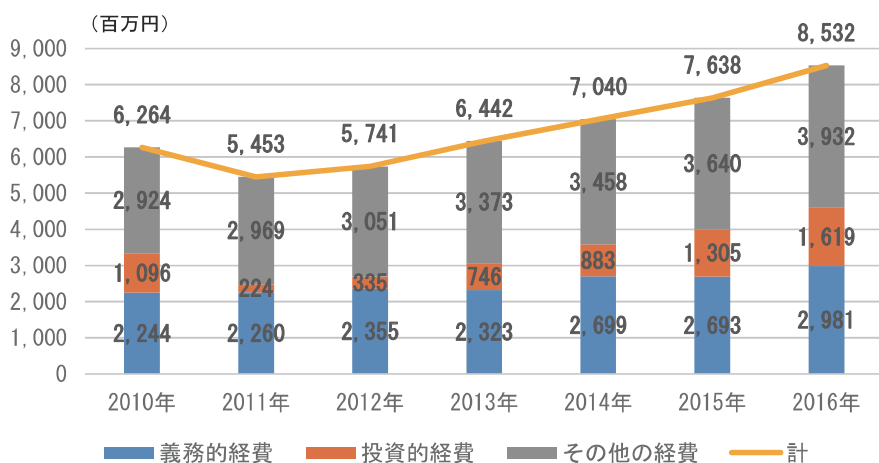


出典：総務省「決算カード」、「平成28年度北中城村一般会計歳入歳出決算主要施策の成果説明書」

②歳出

歳出についても近年増加傾向にあります。近年は、投資的経費が大幅に増加傾向にあります。

■歳出（義務的・投資的・その他経費）



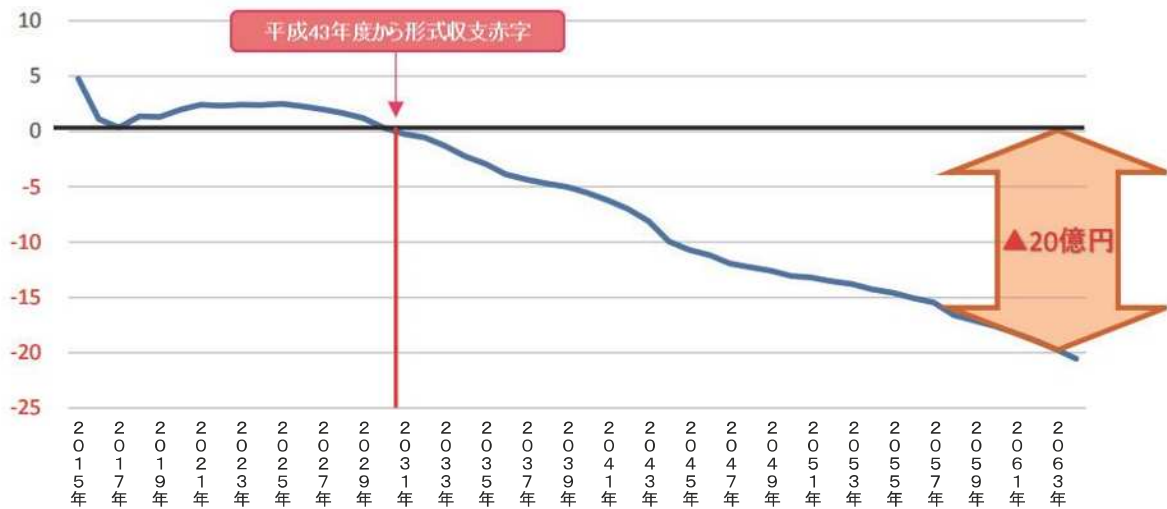
出典：総務省「決算カード」、「平成28年度北中城村一般会計歳入歳出決算主要施策の成果説明書」

③財政シミュレーション

2014年度および2015年度決算データをベースに、財政シミュレーションを行うと、2031年度から形式収支がマイナスとなり、最終年度の2063年度で累計マイナス額が約20億円と試算されます。

なお、試算には既存の施設（庁舎、中央公民館、小中学校など）の更新費用および維持管理費は含まれていますが、今後新規建設する施設分は含まれていません。

■財政シミュレーション



出典：北中城村公共施設等総合管理計画

2 まちづくりの主要課題

(1) 現状の整理

人口	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 村全体の人口は増加傾向にあり、近年は微増で推移している。 ⊙ アワセ土地区画整理事業による更なる人口の増加が期待される。 ⊗ 一方、長期的に見た人口は緩やかな減少傾向が予想されている。 ⊗ 高齢化率は増加傾向にあり、2040年には、村民の1/3が高齢者となることが推計されている。 ⊗ 特に、集落部において高齢化が顕著である。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ ライカム地区において、「広域交流拠点」、「村の新たな顔となる拠点」の整備に向け、医・商・住が揃った土地区画整理事業の実施と、地区計画による秩序あるまちづくりを進めている。 ⊙ 返還が見込める駐留軍用地については、跡地利用計画の策定や地権者との協議が求められる。 ⊗ 既存集落部において高齢化が顕著であり、本村の基幹産業である農業・漁業を支える就業者の高齢化や担い手不足により、遊休農地の発生や漁業環境の悪化等が懸念される。 ⊗ 空き家率は2013年時点で10.2%、既成市街地においても空地が残されている。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 東西、南北の格子状の広域的な骨格道路網を形成。 ⊙ イオンモール沖縄ライカムを中心に路線バスによる広域的な公共交通網が形成。 ⊗ 一方、村内を循環する公共交通は整備されておらず、特に集落等において公共交通が充足されていない地域が存在する。 ⊗ 起伏に富んだ地形を有しており、徒歩や自転車等による自力での移動が困難。 ⊗ 既存市街地や集落内においては狭隘な道路が多く、交通危険性が高い地域が存在する。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 美崎、熱田の市街地において津波浸水想定区域が、喜舎場、仲順の市街地南部等において土砂災害警戒区域が指定されている。 ⊙ 人口の増加に伴い、村民税等の自主財源比率が向上。 ⊗ 公共施設の老朽化に伴う維持・更新費が財政を圧迫。高齢化に伴う扶助費等の増加もあり、将来的に形式収支はマイナスとなることが試算されている。 ⊗ 起伏に富んだ地形や、海辺、既存の集落など、地域の特徴を活かした景観形成が求められる。

(2) 主要課題の整理

主要課題①

- 村全体の人口は増加傾向にあり、近年は微増で推移している。
- アワセ土地区画整理事業による更なる人口の増加が期待される。
- 一方、長期的に見た人口は緩やかな減少傾向が予想されている。
- ライカム地区において、「広域交流拠点」、「村の新たな顔となる拠点」の整備に向け、医・商・住が揃った土地区画整理事業の実施と、地区計画による秩序あるまちづくりを進めている。
- 返還が見込める駐留軍用地については、跡地利用計画の策定や地権者との協議が求められる。
- 空き家率は2013年時点で10.2%、既成市街地においても低未利用地が残されている。
- 公共施設の老朽化に伴う維持・更新費が財政を圧迫。高齢化に伴う扶助費等の増加もあり、将来的に形式収支はマイナスとなることが試算されている。

将来的な人口減少を見据えた市街地規模の最適化と 拠点の機能強化

本村では人口増を維持しており、役場周辺やライカム地区等における拠点の形成による住みよいまちが形成されています。この状況を維持するためにも、将来的な人口減、市街地の低密度化等のリスクに備えた市街地規模の最適化、拠点の更なる機能強化・魅力向上が求められます。

駐留軍用地跡地については、その土地利用を行うことによる既存市街地の人口増減等についての影響を十分に配慮し、住民の生活利便性の向上に資する跡地利用が求められます。

主要課題②

- 高齢化率は増加傾向にあり、2040年には、村民の1/3が高齢者となることが推計されている。
- 特に、既存集落部において高齢化が顕著である。
- ライカム地区において、「広域交流拠点」、「村の新たな顔となる拠点」の整備に向け、医・商・住が揃った土地区画整理事業の実施と、地区計画による秩序あるまちづくりを進めている。
- 東西、南北の格子状の広域的な骨格道路網を形成。
- イオンモール沖縄ライカムを中心に路線バスによる広域的な公共交通網が形成。
- 一方、村内を循環する公共交通は整備されておらず、特に既存集落等において公共交通が充足されていない地域が存在する。
- 起伏に富んだ地形を有しており、徒歩や自転車等による自力での移動が困難。
- 既存市街地や集落内においては狭隘な道路が多く、交通危険性が高い地域が存在する。

村内外ネットワークが確立された利便性の高い交通網の構築

本村は、広域的な交通利便性が高い一方、高齢化率の高い既存集落等において公共交通が充足されていないなど、村内ネットワークは不十分な状況にあります。国・県道においては、慢性的な渋滞が発生していることから、渋滞解消、村内移動の利便性の向上に資する交通体系の構築が求められます。

また、既存市街地や集落内においては狭隘な道路が多く、改善が求められています。

主要課題③

- 高齢化率は増加傾向にあり、2040年には村民の1/3が高齢者となることが推計されている。
- 特に、既存集落部において高齢化が顕著であり、本村の基幹産業である農業・漁業を支える就業者の高齢化や担い手不足により、遊休農地の発生や漁業環境の悪化等が懸念される。
- 美崎、熱田の市街地において津波浸水想定区域が、喜舎場、仲順の市街地南部等において土砂災害警戒区域が指定されている。
- 公共施設の老朽化に伴う維持・更新費が財政を圧迫。高齢化に伴う扶助費等の増加もあり、将来的に形式収支はマイナスとなることが試算されている。

健康長寿の推進と災害リスクに備えた安全・安心に暮らせるまちづくり

本村では、2040年には、村民の1/3が高齢者となることが推計されています。高齢化については、今後も継続的に進行することが想定されることから、本村を支える農業や漁業の場となる農地や海の適正な管理・保全を図るとともに、高齢を迎えても住民が健康で暮らすことができるまちづくりを進めることが求められます。

さらに、公共施設の老朽化や、長期的に見た人口減少が想定されるなかにおいては、都市経営の効率化に向けたまちづくりを進めることが求められます。

また、起伏に富んだ地形を有しているため、市街地においても土砂災害警戒区域の指定が、また沿岸部では津波浸水想定区域の指定がされています。住民が将来に渡って安全・安心に暮らしていくために、災害リスクに備えたまちづくりが求められます。

第2章 都市の将来像

1 まちづくりの基本理念

本村の最上位計画となる『北中城村第四次総合計画』では、将来像を「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」と掲げています。

本計画においては、この将来像を踏まえながら、都市計画の視点に立ったまちづくりの基本理念を次のように定め、まちづくりを進めていく上での大前提となる考え方として位置付けます。

健康長寿のまちづくり ～事前予防型の都市計画～

村役場周辺やライカム地区周辺における拠点の形成や広域ネットワークの形成など、魅力あるまちづくりに向けて取組を進めており、現在住んでいる村民の居住意向も高く、人口も増加傾向にあります。

今の住みよいまちを将来に渡って維持していくためには、現在抱えている課題を着実に解消していくことと並行して、将来起こり得るリスクに備えることが求められます。

そこで本計画においては、まちづくりの基本理念として「健康長寿のまちづくり～事前予防型の都市計画～」を掲げ、少子化・高齢化に伴うリスクに対し、まちが元気な内からリスクマネジメントを講じ、活力を保つ持続可能な都市を目指します。

2 まちづくりの将来像

ひと・まち 健康長寿のむら 北中城 ～誰もが安全安心・快適に住み続けられるまちづくり～

『北中城村第四次総合計画』では、将来像を「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」と掲げています。

将来的な人口減少や高齢化、公共施設等都市基盤の老朽化が進むなかにおいて、これからのまちづくりにおいては、人だけでなく、まちも健康に、長生きできる、"都市の健康長寿"が求められています。

そのため、賑わいの形成や住民の生活利便性の向上に資する村の拠点における機能強化・拡充、公共交通ネットワークの確保、安全対策等を進めるとともに、都市経営の効率化に資する公共施設の長寿命化や既存市街地内における人口密度の確保を進め、誰もが安全安心・快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

3 将来人口フレーム

ライカム地区の計画人口を加味した人口推計を踏まえ、本計画においては目標年次である2038年時点の将来人口を19,000人とします。

2038年 約19,000人

4 将来都市構造

まちづくりの将来像を踏まえ、村役場周辺、ライカム地区周辺をそれぞれ生活サービス、広域交流の拠点として位置付けるとともに、中城城跡や県営中城公園周辺を歴史・観光拠点として位置付け、それらを繋ぐネットワークの形成により、村全体の利便性の向上や賑わいの形成を図ります。

将来都市構造は、まちづくりの将来像の実現に向けて、これからの本村が目指す都市の骨格を示すものであり、次の3要素により構成されます。

- 都市の核として都市機能や人口密度の向上を図る『拠点』
- 同じ特性・役割を有する連続した土地の利用を面的に誘導する『ゾーン』
- 人や物の円滑な移動を確保する主要な動線となる『軸』

■ 拠点

広域交流拠点	村の発展と生活を支える核として、イオンモール沖縄ライカムを中心に、村内だけでなく広域的な利用を想定した、交通・医療・商業・文化・福祉・観光・防災・スポーツ等の機能強化を図る広域交流拠点
生活サービス拠点	村民の日常生活を支える核として、公共施設や地域サービス施設の強化を図る拠点
歴史・観光拠点	村の歴史・文化を守り、育成する核として、村のシンボルの1つである中城城跡や県営中城公園を中心に、周辺に点在する文化財、歴史ある集落が連携した拠点

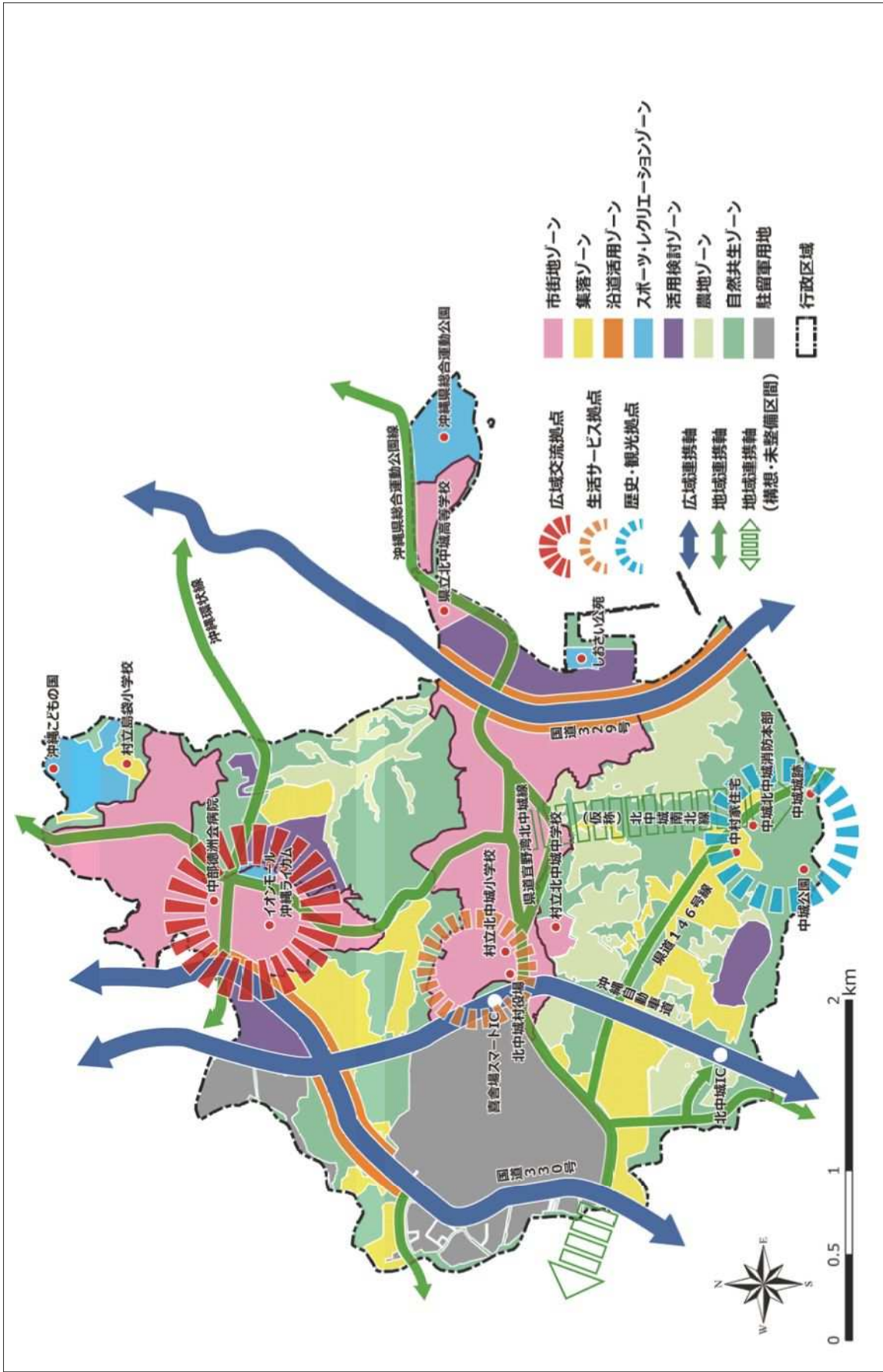
■ ゾーン

市街地ゾーン	生活利便性の高いエリアとして、ゆとりある住環境の形成を図るとともに「持続可能」の観点から人口密度の維持、生活利便性の向上を図るゾーン（主に市街化区域）
集落ゾーン	周辺の自然環境や歴史資源と調和したエリアとして、既存集落の居住環境の維持・改善するゾーン（市街化調整区域内の既存集落）
沿道活用ゾーン	広域幹線道路となる国道 329・330 号沿道において、立地特性を活かした沿道型土地利用を推進するゾーン
スポーツ・レクリエーションゾーン	スポーツ・レクリエーション等の核として、村民や周辺都市住民の憩いの場としての機能維持・向上を図るゾーン
活用検討ゾーン	東海岸地区、大城地区、荻道地区、駐留軍用地跡地（ロウワープラザ住宅地区）、イオンモール沖縄ライカム東側隣接エリア等において、村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討し、その実現に向けた取組を推進するゾーン
農地ゾーン	農業振興を図るエリアとして、積極的な活用により農地の保全・活用を図るゾーン
自然共生ゾーン	村の基調な財産である自然環境を守るエリアとして、港湾や森林等の保全・管理を図るゾーン

■ 軸

広域連携軸	広域連携を成す軸として、那覇市、沖縄市、名護市などの主要都市と繋がる、村の発展を支える交通軸
地域連携軸	地域内移動の利便性向上に資する軸として、広域連携軸間や村内の市街地・拠点、隣接市町村を繋ぐ幹線軸

■ 将来都市構造図



第3章 全体構想

1 土地利用の基本方針

(1) 基本方針

生活利便性の高い

住み続けられる持続可能なまちづくり

(2) 施策の方針

持続可能な都市構造の構築に向けた土地利用誘導

まちの核となる拠点の機能強化

- ライカム地区周辺において、広域的な利用を見据えた交通・医療・商業・文化・福祉・観光・防災・スポーツ等の総合的な機能強化を図ります。
- 村役場周辺では、既存の公共施設等資源を活かしながら、村民の生活利便性の向上に資する機能強化を図ります。

市街地における人口密度の確保

- 人口密度の低下は、コミュニティの衰退、賑わいの低下、生活サービス施設の撤退・縮小に繋がる恐れがあります。特に、人口が集積している市街地における人口密度の低下は村全体の賑わい、生活利便性の低下に繋がる恐れがあることから、市街地への定住促進施策により、人口密度の確保を図ります。

定住促進に向けた受け皿の確保

- 本村では現在人口増を維持しており、短・中期的にはこの傾向が維持されることが想定されています。そのため、定住の受け皿として、引き続きライカム地区における住宅地整備を進めるとともに、空き家・空地の積極的な活用や必要に応じた用途地域の見直しを進めます。

空き家・空地の適正管理

- 空き家・空地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観や賑わい、生活環境の悪化など、様々な問題が生じる恐れがあります。空き家・空地の管理は村が独自に行うのは難しく、村民や所有者などの多様な主体との連携が求められるため、空き家や空地の情報の共有を図ります。

無秩序な開発抑制を前提とした既存集落の維持・改善

- 本村では、市街化調整区域の集落において、都市計画法第34条11号区域^{*}の指定により、自己用住宅の立地緩和区域の指定が行われています。
- 新たな宅地需要に対しては、原則として都市計画法第34条11号区域に指定された既存集落内の立地を前提とし、無秩序な開発を抑制します。
- また、既存集落では最低限の生活道路の整備、生活利便施設の立地は必要であることから、集落の維持・改善に資する一定の土地利用を許容し、住環境の維持・改善を図ります。

市街化調整区域における無秩序な都市機能流出の抑制

- 市街化調整区域においては、村の拠点周辺、広域幹線道路沿道など、適切な場所への都市機能の誘導・立地促進を行い、無秩序な都市機能立地を抑制します。

自然環境の保全と活用

農地の積極的な利用に基づく維持・保全・活用

- 農業は本村の基幹産業であり、亜熱帯の気候特性を活かした農作物が生産されています。しかし、近年は農業就業者の高齢化・担い手不足が深刻化しており、遊休化した農地が多くみられる状況にあります。
- そうした諸課題を踏まえ、地権者や地域、農業委員会と連携しながら耕作放棄地の抑制及び解消に向けた利活用に取り組むとともに、観光交流など多様な産業との連携のもとで、農用地の有効利用を推進します。

関係法令に基づく自然環境の維持・保全・活用

- 本村では市街化調整区域のほぼ全域に、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域が、村の東部・南部には同法に基づく農用地区域が指定されています。また、丘陵部においては森林地域が指定されており、開発等に当たっての規制が設けられています。本村の豊かな自然環境を今後とも守るため、引き続き関係法令に基づき維持・保存・活用を図ります。

^{*}市街化調整区域において、自己用住宅に限り、許可要件が緩和される区域のこと。主な許可要件は、自己の住宅の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等であること、開発行為を行おうとする土地が当該区域内に存していること、予定建築物の用途が自己の居住に供する一戸建ての住宅（建築基準法別表第2（イ）項第2号に掲げるものを含む）であること、予定建築物の敷地面積が150平方メートル以上であること等。

東海岸域における交流拠点等の整備に向けた検討

- 東海岸域一帯では、交流拠点など、本村の発展や地域の利便性向上に資する土地利用を目指します。

農を活かした地域活力の創出

- 本村の基幹産業である農業を最大限活かすため、耕作放棄地の解消に向け、地域活力の創出に資する拠点の整備について検討を図り、実現に向けて推進します。
- 整備にあたっては、必要に応じて土地利用規制の緩和・除外の検討を行い、関係機関と密に協議しながら関連諸法令の活用を検討します。

アーサの養殖をはじめとした漁業環境の保全・充実

- 本村の水産業は、中城港湾熱田地先・美崎地区を生産活動の拠点とし、本村の特産品であるアーサ（ヒトエグサ）の養殖や近海魚等の水揚げが多く見られます。
- アーサ養殖場の拡充整備や体験漁業の場としての活用を図るなど、漁業環境の保全・充実に努めます。

返還を見据えた駐留軍用地の跡地利用の検討

駐留軍用地返還を契機とした新市街地・交通結節拠点の創出

- 本村の駐留軍用地（キャンプ瑞慶覧）は、瑞慶覧、喜舎場、屋宜原、島袋、比嘉、安谷屋にまたがっており、これまで昭和 49 年にサウスプラザ地区が、平成 22 年にライカム地区が返還されました。また、キャンプ瑞慶覧駐留軍用地内の「ロウワープラザ住宅地区」及び「喜舎場ハウジング地区」については、返還時期が 2024 年（平成 36 年度）又はそれ以降とされています。
- ロウワープラザ住宅地区については、国道 330 号沿道に位置することから、交通結節拠点等、村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討します。
- 喜舎場ハウジング地区については、喜舎場スマート IC のフルインターの用地、商業・業務等の沿道型土地利用推進の場、また公共公益施設用地としての活用を検討します。

駐留軍用地の返還を契機とした公共施設等の再編

- 駐留軍用地の返還は、本村の都市構造に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、駐留軍用地の返還を契機として、公共施設等の再編を検討します。
- 喜舎場ハウジング地区については、喜舎場スマート IC のフルインターの用地、商業・業務等の沿道型土地利用推進の場、また公共公益施設用地としての活用を検討します。

跡地利用の実現に向けた都市計画環境の整備

- 駐留軍用地の返還地における秩序ある都市基盤整備に向けて、駐留軍用地跡地における市街化編入・用途地域の指定や地区計画の指定、土地区画整理事業等、都市計画環境の整備を合わせて検討します。

道路整備を踏まえた沿道型土地利用の推進

東海岸地域との広域連携を見据えた国道 329 号の沿道利用

- 東海岸地域における大型 MICE 施設整備により、東海岸地域全体の発展が期待されます。本村においては、国道 329 号沿道において経済発展に資する商業・業務機能等の立地を誘導します。
- 沿道型土地利用を推進するため、必要に応じて都市計画環境の整備（市街化編入等）を検討します。

沖縄市等と連坦する国道 330 号の沿道利用の検討

- 国道 330 号の沿道において、周辺の施設立地を踏まえた沿道型土地利用を推進します。
- 沿道型土地利用を推進するため、必要に応じて都市計画環境の整備（市街化編入等）を検討します。

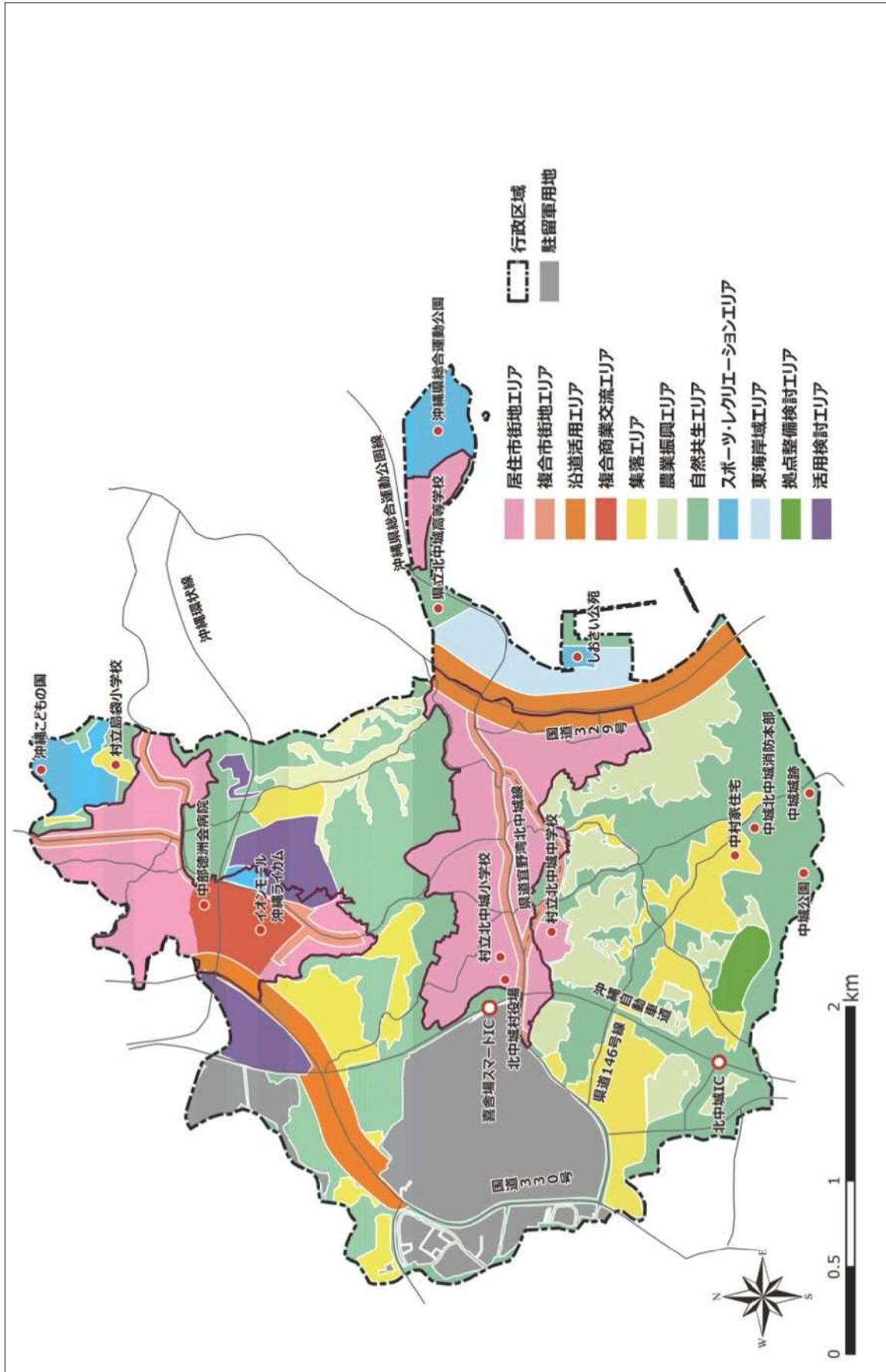
県道バイパス整備に対応した用途地域の見直し

- 県道宜野湾北中城線バイパスの整備に伴い、その沿道については用途地域の見直し・変更を検討し、ふさわしい土地利用の誘導を図ります。

(3) 土地利用エリア別の基本的な考え方

土地利用エリア区分	基本的な考え方
居住市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 主に低層住宅によって構成されるエリア。 ☑ 安全・安心な居住環境の保全・形成を目指す。
複合市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 県道宜野湾北中城線、県道宜野湾北中城線バイパス等の主要道路の沿道によって構成されるエリア。 ☑ 落ち着いた住環境の形成を図るとともに、拠点地域を補完する沿道型店舗や公共公益施設の計画的な立地を図る。
沿道活用エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 国道 330 号、329 号の沿道によって構成されるエリア ☑ 商業・業務のサービス施設の立地など、日常生活の利便性向上に資する沿道型土地利用を図る。
複合商業交流エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ ライカム地区（イオンモール沖縄ライカム）周辺のエリア ☑ 広域的な利用を想定した交通・医療・商業・文化・福祉・観光・防災・スポーツ等の機能強化を図る。
集落エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 既存集落により構成されるエリア ☑ 自然環境や歴史資源との調和に配慮し、良好な景観の保全・育成を図りながら閑静な住環境の形成を目指す。
農業振興エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 主に農用地区域に指定されているエリア。 ☑ 積極的な活用により農地の保全・活用を図るゾーン
自然共生エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 主に丘陵部の森林によって構成されるエリア。 ☑ 自然環境の骨格をなす貴重な村の財産として積極的な保全を図る。
スポーツ・レクリエーションエリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 沖縄こどもの国周辺（拡張計画地含む）、沖縄総合運動公園周辺、しおさい公苑及びライカム地区の一部のエリア。 ☑ 村民や周辺住民の憩いの場として機能維持・向上を図る。
東海岸域エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 「北中城村東海岸整備基本計画（平成 10 年 11 月）」に示される検討エリア。 ☑ 交流拠点など、本村の発展や地域の利便性向上に資する土地利用を目指す。
拠点整備検討エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 村南部、大城・荻道地区の農地の一部。 ☑ 基幹産業である農業を最大限活かすため、地域活力の創出に資する拠点の整備について検討を図り、実現に向け推進する。
活用検討エリア	<ul style="list-style-type: none"> ☑ ライカム地区西部（(ロウワープラザ地区・サウスプラザ地区)及び東部の丘陵地等によって構成されるエリア ☑ 交通結節拠点等、村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討する。

■ 土地利用方針図



2 交通体系の基本方針

(1) 基本方針

まちの賑わい形成と生活利便を支える

交通ネットワークの構築

(2) 施策の方針

都市の発展を支える広域交通網の形成

周辺自治体との連携強化に資する道路網の整備要望

- 本村では、南北に国道 329 号、330 号及び、沖縄自動車道が、東西に沖縄環状線、県道宜野湾北中城線、沖縄県総合運動公園線等が整備されており、村の骨格を成しています。整備済みの路線については、今後も国や県との連携のもと、安全面に配慮した適正な管理を行います。
- 県道宜野湾北中城線の拡幅、及び県道宜野湾北中城線バイパスの整備を要望し、村の東西を結ぶ交通軸の強化を図ります。

喜舎場 IC のフルインター化の推進

- 喜舎場 IC については、現在スマート IC として整備されていますが、将来的には駐留軍用地の返還地を活用してフルインター化を推進し、広域アクセス性の更なる向上を図ります。

将来的な鉄軌道の導入との連携も見据えたネットワーク構築

- 現在、「沖縄鉄軌道検討委員会」において、那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市を經由する新たな鉄軌道の検討が行われています。
- 鉄軌道の導入がなされた場合、鉄軌道と本村を結ぶネットワークの構築により、広域アクセスの飛躍的な向上が見込めることから、鉄軌道の導入との連携を見据えたネットワークのあり方について、検討を行います。

(仮) 北中城南北線の整備検討

- 村民の生活利便性の向上だけでなく、防災や観光振興においても重要な役割を果たす(仮)北中城南北線について、整備を検討します。

拠点・市街地連携を実現する公共交通網の形成

中部地域の交通結節点としての機能維持・充実

- 本村の公共交通は、ライカム地区（イオンモール沖縄ライカム周辺）を核として、那覇市やうるま市等の主要都市を結ぶ広域のネットワークが形成されており、沖縄県中部地域の交通結節点の1つとなっています。
- 引き続き、中部地域の交通結節点としての機能を維持するとともに、駐留軍用地の返還地等を活用し、更なる充実を図ります。

村内移動環境の向上に資する既存路線の維持・充実

- 本村では、広域公共交通ネットワークが充実している一方、村内を巡る公共交通の利便性は高くない状況にあります。
- 今後高齢化を迎えるなかで、公共交通のニーズは高まることが想定されることから、既存路線の維持、必要に応じた充実を図ります。

多様な主体との協働による移動手段の検討

- 本村の公共交通は、喜舎場・仲順の市街地には通っているものの、大城や安谷屋、石平等の既存集落には通っていない状況にあります。
- 村内の全ての地域を公共交通により充実させることは難しいと考えられることから、福祉バスや病院送迎バス、観光コミュニティバスの活用等、多様な主体との連携により、村内の移動環境の向上を図ります。

モビリティマネジメント[※]による公共交通の利用促進

- 過度に自家用車に頼る状態から公共交通や自転車などを「賢く」使う方向への自発的な転換を目指し、多様な交通施策を検討します。

※地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの

誰もが安心して暮らせる人に優しい交通環境の形成

主要生活道路や集落内道路環境の向上

- 本村においては、主要生活道路であるにも関わらず、狭隘な道路が見られることから、拡幅整備や歩行者空間の整備により、道路環境の向上を図ります。
- 集落内道路については、必要な道路整備を図るとともに、ソフト面の方策を合わせて検討し、安全な道路環境の形成を目指します。

安全・安心して移動できる歩行空間の整備

- 子どもから高齢者まで、誰もが安全に歩ける歩行空間に向け、歩道の整備・拡幅や歩道における段差解消等のバリアフリー化、交通安全施設・街路灯の整備を図ります。

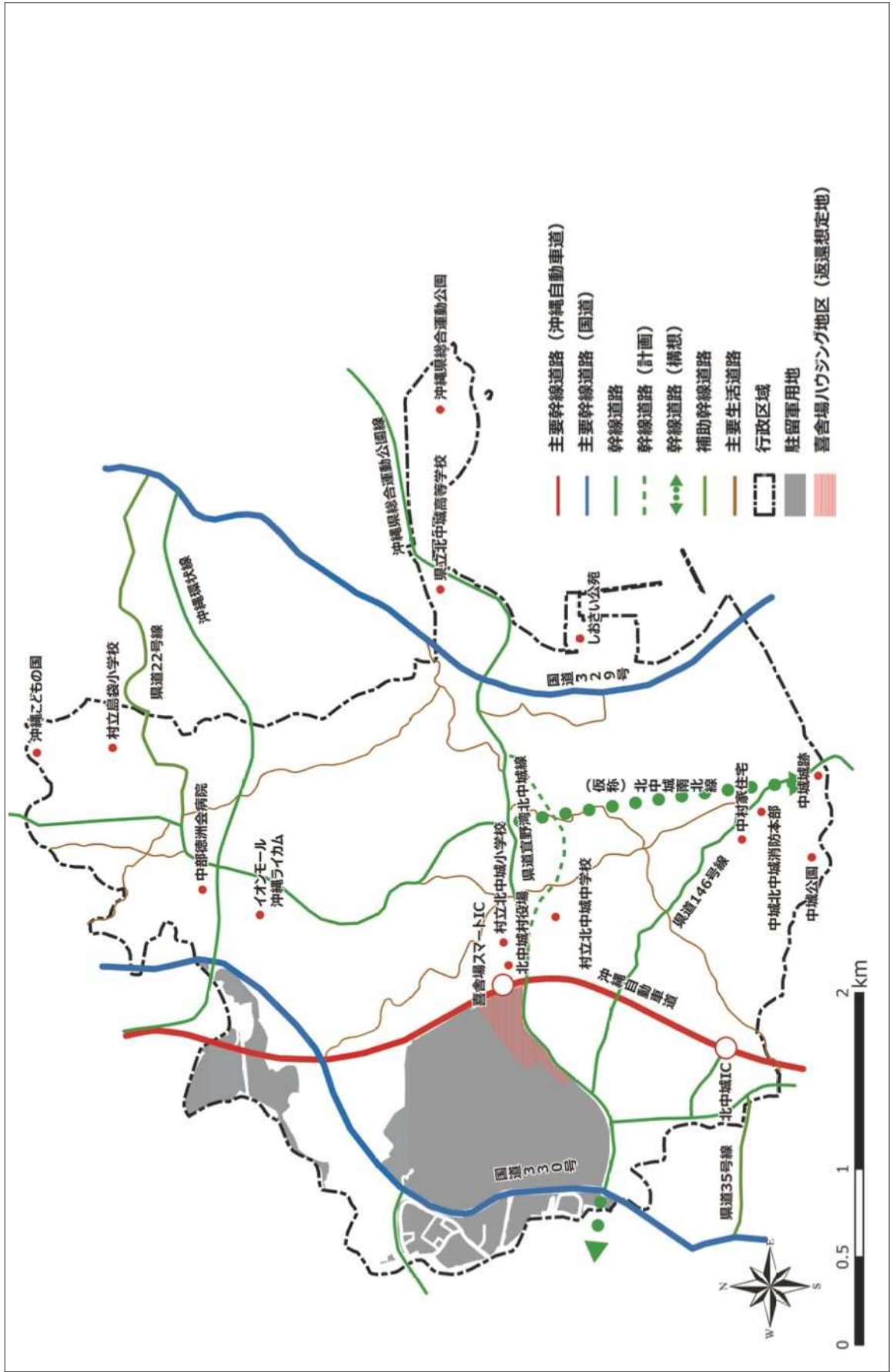
自転車等の利用促進に資する道路環境の形成

- 過度に自動車に頼る状況からの転換に向け、自転車等の利用促進に向けた必要な道路環境（自転車レーンや駐輪場の整備等）について検討します。

(3) 道路区分の考え方

道路区分	基本的な考え方
主要幹線道路	☑ 本村内外を広域に結ぶ主要幹線道路
幹線道路	☑ 主要幹線道路を補完し、本村及び近隣の市街地を結ぶ都市幹線道路
補助幹線道路	☑ 幹線道路を補完する道路
主要生活道路	☑ 住民の身近な交通の中心となる道路

■ 交通体系方針図



3 都市環境の基本方針

(1) 基本方針

既存ストックの適正な管理・活用に基づく

持続可能な都市環境の形成

(2) 施策の方針

身近に自然と触れ合える環境整備

身近な公園の適切な維持・管理と整備

- 公園は村民が身近に利用できる交流の場、やすらぎの場であるとともに、災害時等の避難場所としての役割も果たしています。既存の公園について維持・管理を図るとともに、村内における公園配置状況などを勘案しながら、適正な公園整備を推進します。
- ライカム地区においては、「アワセ土地区画整理事業」の土地利用計画に基づき、公園整備を推進します。

水辺環境の管理・保全

- 中城湾においては、干潟等の良好な自然環境の保全を図るとともに、普天間川等の水辺環境の再生・水質浄化を図ります。

多様な主体との連携による緑化の推進

- 緑地の保全・創出に向け、散策ルートの整備や公共公益施設の緑化を推進します。さらに、行政だけでなく、村民や自治会など多様な主体に基づく緑化の推進を図るため、緑化推進活動や緑地協定の締結を促進します。

緑の基本計画の策定に向けた検討

- 緑豊かで快適なまちづくりを進めるため、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施していくためのマスタープランとなる「緑の基本計画」の策定に向けて、引き続き庁内での検討を進めます。

歴史・文化資源を活かした環境整備

史跡の活用・整備

- 本村には中城城跡や中村家住宅、荻堂貝塚等、県内外に誇る歴史的な遺産を有しています。こうした貴重な財産の積極的な保全・整備を図ります。
- 県営中城公園・中城城跡周辺については、一体的な整備を要望します。

身近な歴史資源の保全、活用

- 本村は、拝所やカー（井泉）等、身近な歴史資源に恵まれています。こうした歴史資源は集落の財産として保全するとともに、ふれあいの場として活用を図ります。
- また、村内の旧跡・祭祀などの歴史風致資産に関する調査を推進し、本村独自の歴史を踏まえ、たまちづくりに取り組みます。

イベント等によるにぎわいの創出

- 村や地域ごとの祭り、その他多様なイベントを活用し、交流機会の拡充を図ります。

都市施設の機能強化と適正管理

公共公益施設の長寿命化と機能強化の推進

- 村内の公共公益施設については、老朽化に対する調査を実施しながら、長寿命化対策を講じるとともに、本村が有していない火葬場等の新たな都市施設の整備についても検討を進めます。
- 特に村役場周辺やライカム地区周辺に立地する公共公益施設については、住民の利便性の向上に資する機能強化を図ります。
- また、公共公益施設の整備手法についても民間活力の導入等、様々な手法を検討することとします。

下水道整備の計画的な実施と将来的な下水処理手法の検討

- 下水道については、生活排水による生活環境の悪化や河川等の水質汚濁を防止するための重要な施設となることから、全体計画区域での計画的な整備を推進します。
- 全体計画区域外においては早期の環境改善を促進するとともに、今後社会環境の変化や財政状況等を勘案しながら、全体計画区域の拡大についても検討を行います。

墓地の拡散防止に向けた公営墓地の整備

- 本村では、墓地が分散して立地している状況にあることから、墓地の拡散防止に向けて、公営墓地を整備します。

低炭素まちづくりの推進

公共交通の利用促進による温室効果ガスの抑制

- 温暖化をはじめとする環境問題の一因ともなる温室効果ガスの排出抑制に向けて、自家用車による移動から、路線バスをはじめとする公共交通や徒歩・自転車など、環境に優しい移動方法へと移行していくために、公共交通網の充実や安全・安心な歩行空間の確保等に取り組まします。

低炭素型社会への移行に向けた一体的な取組み促進

- 本村が有する農地や斜面林、海岸などの豊かな自然環境を守るとともに、自然環境の再生、廃棄物の減量化と再資源化、クリーンエネルギー等の導入、コンパクトな都市構造の形成、省エネルギー建物への転換、交通騒音等の低減による生活環境の改善など、可能な限り環境への負荷を回避、軽減する循環型・低炭素型都市づくりに向けた一体的な取組みを促進します。

誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくり

ノーマライゼーションの思想に基づく都市環境整備

- 今後高齢化社会がさらに進展するなか、公共施設、医療施設、商業施設等、多数の人々が利用する施設や道路空間・公園における段差の解消、スロープや点字ブロックの設置など、ノーマライゼーションの思想^{※1}に基づいた整備を推進します。

子育て支援環境の充実

- 若年世帯の居住地選定のポイントのひとつとなる子育て支援施設については、既存施設の状況や若年世帯のニーズ・生活実態を踏まえながら、適正な確保と更なる充実を推進します。

ICT・IoT活用による生活利便性の向上

- 今後、ICT（情報通信技術）やIoT^{※2}の技術進展により、生活環境に大きな影響が与えられることが考えられます。本村においても活用可能な技術を最大限活用し、住民の生活利便性の向上を目指します。

※1:障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備，実現を目指す考え方。

※2:あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念・コンセプトのこと

4 景観形成の基本方針

(1) 基本方針

村の風土を活かした 魅力ある景観づくり

(2) 施策の方針

歴史性を活かした伝統的・文化的景観の形成

古城周辺歴史的景観整備計画や景観計画に基づく景観の保全・育成

- 本村では、貴重な歴史的・文化的遺産を保全・整備し、緑豊かな自然環境、文化の香り高い快適な生活環境の形成を図ることを目的とし、配慮すべき事項等を示した「北中城村全村植物公苑づくり条例」を定めています。
- また、同条例に基づき、荻道・大城地区の集落を対象とした「古城周辺地区景観協定」や、建物高さや屋根形状、色彩などの方針を定めた「景観計画」及びそのガイドラインを作成しています。
- 良好な景観を守り・育てていくために、今後とも関連する条例や計画に基づいた景観の保全・育成を図ります。
- 特に、歴史的・文化的景観が多く残されている地区においては、「景観協定」締結の促進や「景観地区」の指定等により、積極的な保全・育成を図ります。

魅力あるまちなか景観の形成

住宅地の価値向上に資する景観づくり

- 本村では、沖縄市と連坦した市街地が形成されている島袋、役場など公共公益施設が立地する喜舎場・仲順などの住宅地があります。緑豊かで落ち着きのある住宅地景観を目指し、村民の景観形成に対する意識醸成を図るとともに、必要に応じて地区計画、建築協定や緑化協定の活用を図ります。

拠点における交流促進や観光振興に資する景観イメージの形成

- 村の顔となるライカム地区の拠点においては、同地区に定められた地区計画や景観計画における基準に則り、建築物の高さや色彩に配慮するとともに、公共公益施設の緑化等を図り、賑わい・活力・潤いのある景観形成を図ります。
- また、新たな拠点が今後整備された場合、地区計画などを活用しながら秩序ある、良好な景観形成を目指します。

沿道等における道路景観の向上

- 沿道景観・道路景観は、村の景観を印象付ける重要な要素であることから、周辺環境と調和した建築物や屋外広告物等のデザイン誘導により、気品ある道路景観の形成を図ります。

自然景観の維持・継承

条例に基づく全村植物公苑づくりの推進

- 本村の骨格をなす斜面緑地や集落の背景となる丘陵地、海辺の景観を保全するため、「北中城村全村植物公苑づくり条例」や「景観計画」に基づく景観の形成を図ります。

うるおいと安らぎのある田園景観の保全

- 本村では、東海岸に向けてなだらかに下る地形や、起伏に富んだ尾根を利用した農地があります。しかし近年は耕作放棄地の増加により緑豊かで生産性のあるイメージが低下していることから、農業振興と連携し、農地の有効利用を図ることで、農村の営みや故郷を感じさせる田園景観の保全を図ります。

地形を活かした景観形成

- 本村の地形は変化に富み、東西に伸びる 3 つの丘陵とその丘陵に接して南北に広がる東側の尾根に特徴があります。これら緑豊かな斜面緑地やそこに流れる河川等の保全を図り、緑にあふれ、潤いのある景観形成を図ります。
- また、起伏に富んだ地形により、多くの眺望点があることも本村の景観の特性となっていることから、眺望点の管理や計画的な整備に努めます。

5 都市防災の基本方針

(1) 基本方針

安全・安心に住み続けられる

自然災害に強いまちづくり

(2) 施策の方針

防災・減災に向けたまちづくり

防災拠点機能の維持・充実・整備

- 本村では「北中城村地域防災計画」に基づき、一時避難場所や避難所となる公園や施設が各地に整備されています。今後、更なる防災の向上に向け、既存の避難施設の維持を図るとともに、ライカム地区において広域の防災拠点施設整備を検討します。
- また、他市町村の施設との避難所協定など、広域的観点から防災拠点の確保を図ります。

防災拠点へのアクセス性の確保

- 広域的な防災ネットワークについては、災害時における救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員及び物資等の輸送を確実に実施するための緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくために策定された「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（H31.2）」に基づき、第一次緊急輸送道路に位置づけられている「沖縄自動車道」、第二次緊急輸送道路に位置づけられている「国道329号」、「国道330号」、「県道29号線」、「県道宜野湾北中城線（県道81号線）」、「沖縄環状線（県道85号線）」、「県道146号線」、「沖縄総合運動公園線（県道227号線）」について、国・県などの道路管理者との連携・協力を図りながら、住民の安全・安心を支える防災ネットワークの形成を図ります。
- 住民にとってより身近な防災拠点となる一時避難場所や避難所等への円滑なアクセス性を確保するため、居住地と防災拠点を繋ぐ村道や生活道路などの適正な維持・管理を推進します。

風水害対策の強化

- 台風常襲地域である本県は、台風による暴風、高波、洪水、土砂崩れ、建物の倒壊などの被害発生があります。
- 本村においても、台風等の自然災害に備え、整備の優先度・重要度を勘案しながら地滑り対策事業等により風水害対策を検討します。
- 島袋地区、渡口地区などでは一部冠水の恐れがあることから、計画的な浸水対策施設の整備を進めます。

- また、新たな土地利用検討の際には、原則として土砂災害警戒区域等の災害危険性の高いエリアへの開発を抑制します。

多様な主体との協働による地域防災力の向上

ハザード情報の共有

- 村内の災害危険区域や避難所を示した防災マップの活用や自主防災組織の結成・訓練を促しながら、避難所・避難路等の防災情報を広く村民に周知するとともに、防災意識の向上を促進します。

自助・互助・共助・公助の推進

- 災害時には、「自助（自分の身は自分で守る）」、「互助（お互いに助け合う）」、「共助（広く助け合う）」「公助（行政が支援する）」が連携を図りつつ一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながります。
- この観点のもと、災害時における村民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、村民が相互に支えあい、助け合う仕組みや、それを支援する仕組みを構築することで、地域の自主的な防災活動の充実、日常的な防災対策の促進に努めます。
- 特に、津波浸水想定区域に指定されている沿岸部においては、災害時に安全な高台等へ円滑に避難可能な避難路の確保や、沿岸部に立地する高層建築物との協定締結による津波避難ビルの指定など、地域全体の連携・協力に基づいた防災・減災対策を促進します。

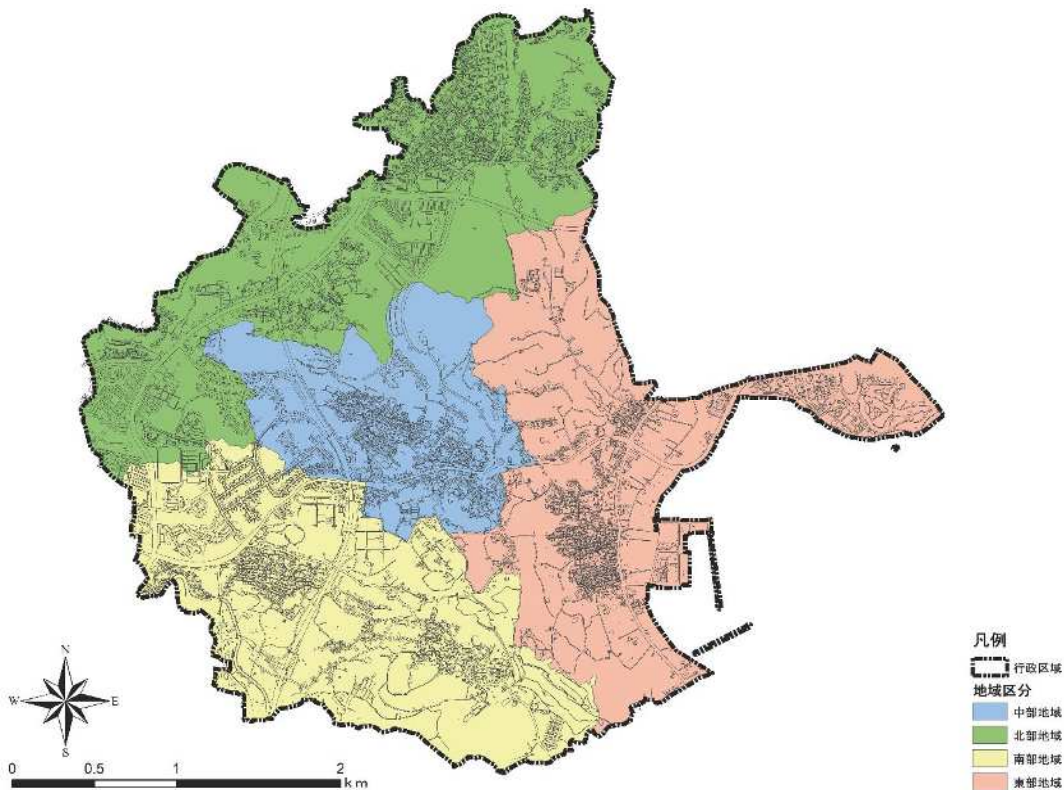
第4章 地域別構想

1 地域区分

本村には14の自治会があり、これまでの都市計画マスタープランにおいては、自治会ごとのまとまりを基本としながら4つの地域で区分しています。

本計画において、「中部地域」、「東部地域」、「北部地域」、「南部地域」の4つに地域を区分し、村の全体構想の考え方を踏襲しながら、各地域における今後のまちづくりの基本的な方針・具体施策等を示します。

尚、本計画においては、これまでの計画から地域区分の一部見直し（「瑞慶覧」を中部地域から北部地域へ）を行いました。



凡例	地域名	構成
	中部地域	喜舎場、仲順
	東部地域	熱田、和仁屋、渡口、美崎、県営北中城団地
	北部地域	島袋（比嘉）、屋宜原、瑞慶覧
	南部地域	石平、安谷屋、荻道、大城

2 中部地域

(1) 地区の概況

本地域は2つの自治会（喜舎場、仲順）からなる村の中央部に位置する地域です。

村役場、中央公民館、郵便局、小・中学校、図書館等の主要公共施設が立地する、本村の行政サービスの拠点的作用を担っています。

地域内には駐留軍用地（喜舎場ハウジング地区）があり、2024年またはそれ以降に返還されるとされています。

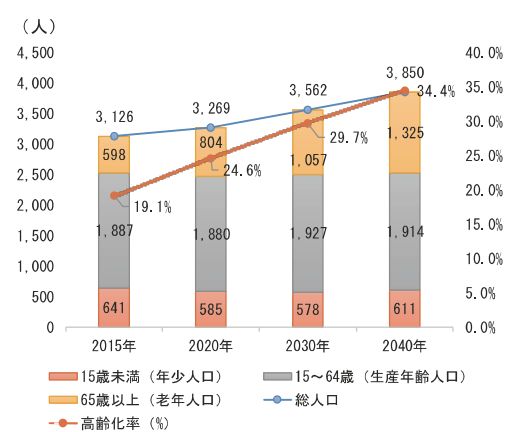
道路網は、県道宜野湾北中城線が通っており、村の東西を繋ぐ重要な路線となっています。また、地域の中心に沖縄自動車道の喜舎場スマートICが立地しており、村と広域市町村を繋ぐ広域交通の結節点の1つとなっています。

市街地は主に県道宜野湾北中城線沿いに形成されており、市街化区域が指定されています。

(2) 人口動向

本地域の人口は2015年で3,126人と村全体の約19.4%を占めています。今後20年間の人口推移を見ると、増加することが想定されており、村の拠点の1つとして一定程度の人口が見込める地域となっています。

人口の構成割合の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口は微増～微減で推移するのに対して、老年人口は増加傾向にあり、2040年時点では34.4%と、高齢化が進展することが想定されています。



【北中城村役場】



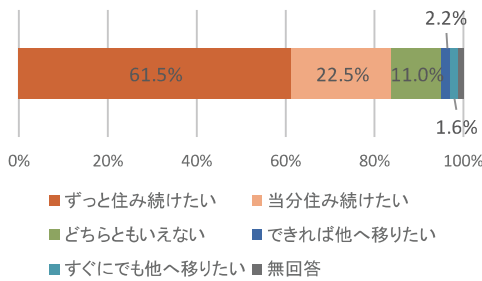
(3) 住民意向

平成 29 年度に実施した住民アンケートによると、本地域への今後の住民意向は 84.0%と高い状況にあります。

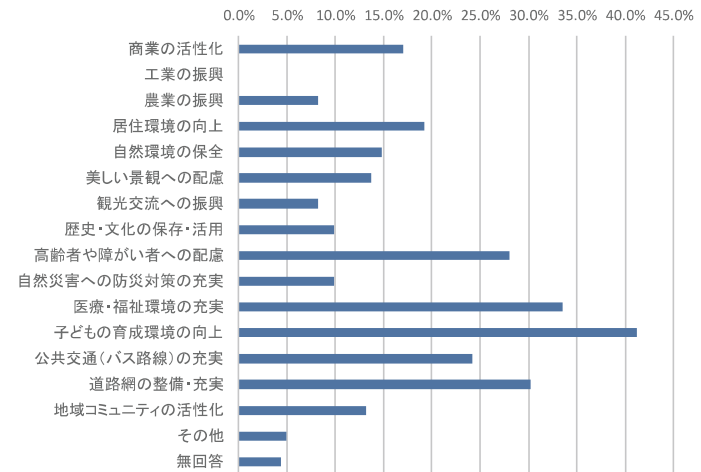
将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策については、「子どもの育成環境の向上」が最も高く、次いで「医療・福祉環境の充実」となっています。他地域と比べると、「高齢者や障がい者への配慮」の充実の意向が高い傾向にあります。

現在の居住地の満足度・重要度を見ると、満足度が低く重要度が高い施策として「交通安全対策」や「買い物の便利さ」、「自然災害に対する防災対策」が挙げられています。満足度が高く重要度が高い施策としては、「通勤・通学の便利さ」が挙げられており、他地域と比べて交通便利性の高い地域として評価されています。

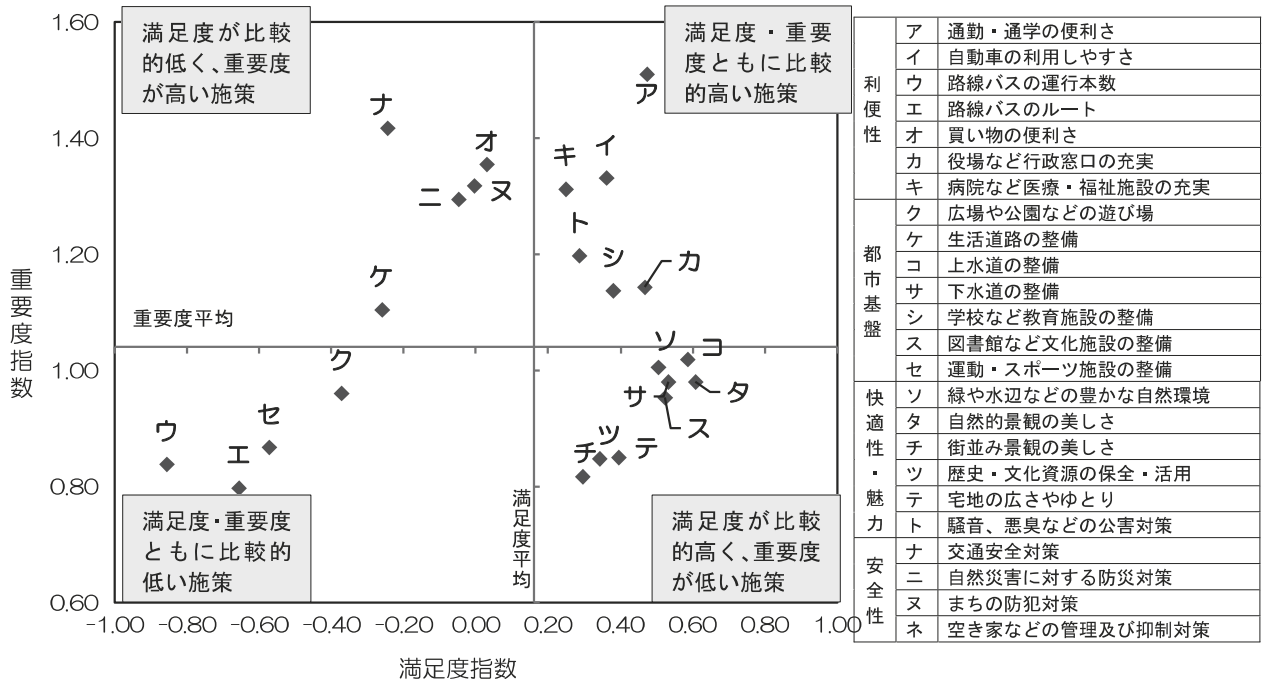
■今後の住民意向



■将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策



■地域の満足度・重要度



(4) 地域の主要課題

- ✓ 公共公益施設が集積する拠点の1つとして機能維持・強化が求められます。
- ✓ 村内の多様な人々が利用する拠点としての機能向上（バリアフリー化等）が求められます。
- ✓ 増加が想定される人口の受け皿（居住地）の整備が求められます。
- ✓ 返還される駐留軍用地の跡地利用の検討が求められます。
- ✓ 日常生活利便性の向上に向けた生活利便施設の立地やアクセス性の向上が求められます。
- ✓ 県道宜野湾北中城線については、通勤時間帯等において渋滞が問題となっており、機能維持・強化が求められます。
- ✓ 居住地としての安全性の向上（交通安全性や自然災害に対する安全性）が求められます。

(5) 地域の将来像及び取組体系

村民が集うコミュニティの結節点 利便性を活かした文化と交流のまち

村の生活サービス拠点としての機能強化

- ➡ ■ 公共公益施設の機能強化・再編
 - 広域アクセス性の向上に資する喜舎場スマート IC のフルインター化の推進
 - 地権者、村民、村が一体となった跡地利用計画の策定

円滑な移動を支える交通ネットワークの充実

- ➡ ■ 村の東西を繋ぐ道路網の充実
 - （仮）北中城南北線の整備検討

利便性の高い市街地の形成

- ➡ ■ 県道宜野湾北中城線、バイパス沿道における生活利便施設の誘導
 - 村内の移動環境の向上に資する既存路線の維持・充実

安全・安心に住み続けられる住環境の形成

- ➡ ■ 主要生活道路や住宅地内道路環境の向上
 - 公共公益施設や商業施設におけるバリアフリー化の推進
 - 定住促進に向けた受け皿の確保
 - 地域環境に配慮した防災対策

(6) 取組方針

村の生活サービス拠点としての機能強化

公共公益施設の機能強化・再編

- 本地域は、村の行政サービスの拠点的作用を担っています。そのため、役場周辺では、既存の公共施設等の資源を活かしながら、村民の生活利便性の向上に資する機能強化を図ります。
- 地域の集会所の1つである中央公民館については老朽化が進んでいることから、将来的な改修・及び機能強化を検討します。

広域アクセス性の向上に資する喜舎場スマート IC のフルインター化の推進

- 喜舎場 IC については、現在スマート IC として整備されていますが、将来的には駐留軍用地の返還地を活用してフルインター化を推進し、広域アクセス性の更なる向上を図ります。

地権者、村民、村が一体となった跡地利用計画の策定

- 喜舎場ハウジング地区については、返還日が決まり次第、地権者、村民、村が一体となった跡地利用計画を策定します。同地区については、喜舎場スマート IC のフルインターの用地、商業・業務等の沿道型土地利用推進の場、また公共公益施設用地としての活用を検討します。
- また、駐留軍用地の返還地における秩序ある都市基盤整備に向け、返還地における市街化編入、用途地域の指定や地区計画の指定、土地区画整理事業等、都市計画環境の整備を合わせて検討します。

円滑な移動を支える交通ネットワークの充実

村の東西を繋ぐ道路網の充実

- 本地域を通る県道宜野湾北中城線については、主要幹線道路である沖縄自動車道、国道 330 号、国道 329 号同士を繋ぐ重要な路線となっていますが、通勤時間帯における渋滞が課題となっています。
- 渋滞解消、交通利便性の向上に向け、県道宜野湾北中城線の道路拡幅とともに、県道宜野湾北中城線バイパスの整備を要望します。

(仮) 北中城南北線の整備検討

- 村民の生活利便性の向上だけでなく、防災や観光振興においても重要な役割を果たす(仮)北中城南北線について、整備を検討します。

利便性の高い市街地の形成

県道宜野湾北中城線、バイパス沿道における生活利便施設の誘導

- 本地域においては、「買い物の便利さ」に対する満足度が低く、買い物の利便性の向上が求められている状況にあります
- そうしたなか、県道宜野湾北中城線が拡幅、バイパスが整備中であり、その沿道においては生活利便施設の立地ニーズが高まることが想定されることから、県道宜野湾北中城線及びバイパス沿道においては、生活利便施設の立地しやすい（立地可能な）用途地域の見直し等を検討し、誘導を図ります。

村内の移動環境の向上に資する既存路線の維持・充実

- 今後、高齢化を迎えるなかで、生活の足となる公共交通のニーズ・重要性が高まることが想定されます。
- そうしたなか、本地域には県道宜野湾北中城線にバスが通っており、他地域と比較すると公共交通は充実している状況にあります。
- 引き続き現在のバス路線を維持するために市街地における人口密度の維持、バスの利用促進を図ります。

安全・安心に住み続けられる住環境の形成

主要生活道路や住宅地内道路環境の向上

- 本地域においては、「交通安全対策」に対する満足度が他の地域と比較しても低い状況にあります。
- 主要生活道路や集落内道路は、住民の身近な交通の中心となる道路となります。本地域内の仲順・屋宜原線、仲順・比嘉線において道路環境の向上を図ります。
- 特に通学路においては、ソフトの施策を組み合わせることにより、道路環境の向上を目指します。

公共公益施設や商業施設におけるバリアフリー化の推進

- 本地域には役場や郵便局、公民館、図書館等、公共公益施設が多く立地しています。今後、高齢化を迎えるなか、多数の人が利用する公共公益施設や商業施設においては、段差の解消やスロープの設置など、バリアフリー化を積極的に推進します。
- 村役場については、建替えに合わせたバリアフリー化を実施します。

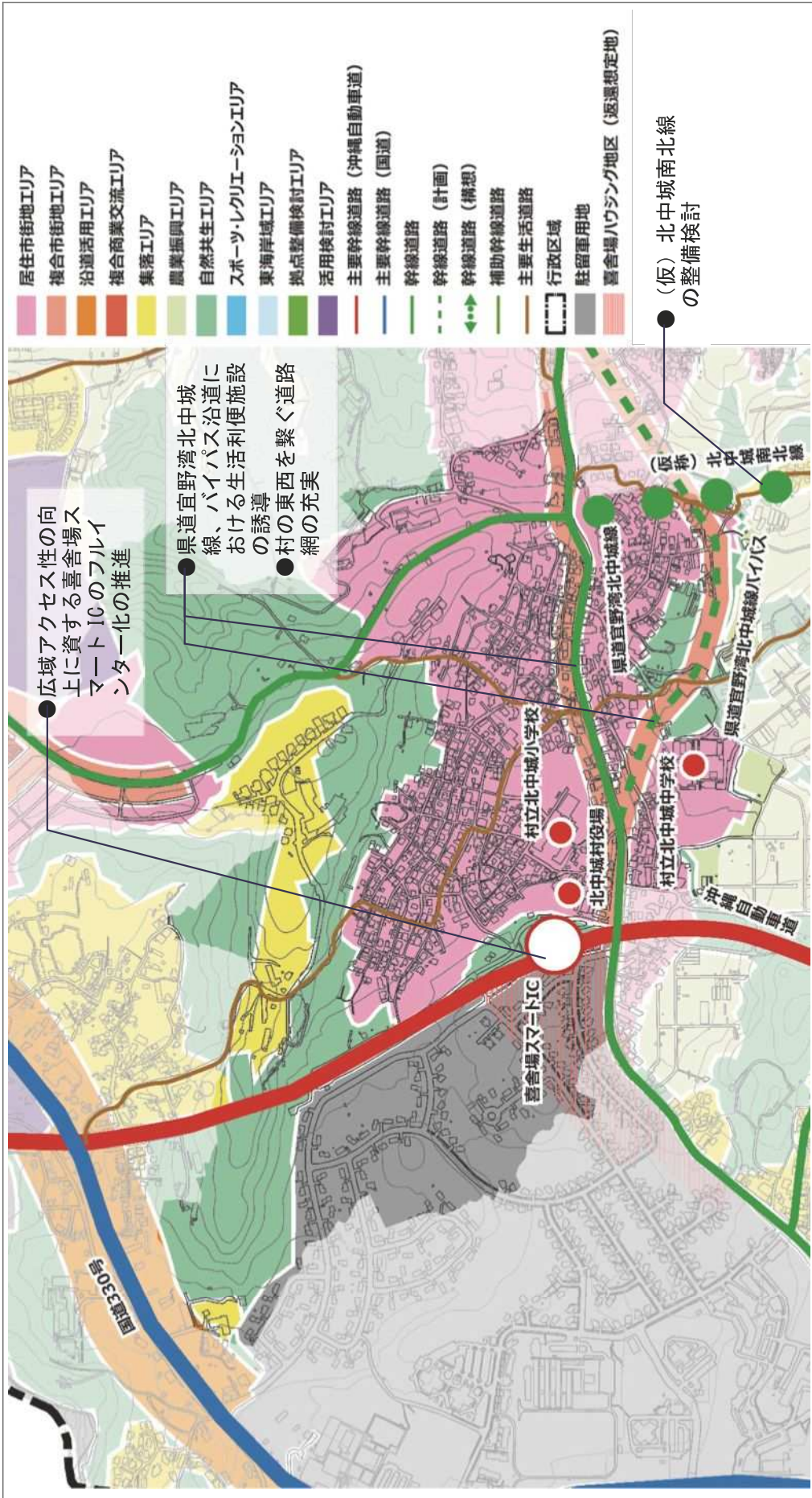
定住促進に向けた受け皿の確保

- 本地域においては、今後 20 年間人口が増加することが推計されるなか、定住促進に向けた受け皿（居住地）の確保を進めます。
- 居住地の確保にあたっては、市街地をむやみに拡大することなく、既存ストックの活用の観点から、市街地内の空地や空き家の活用を促すとともに、必要に応じて容積率や建蔽率の緩和のための用途地域の見直しを進めます。

地域環境に配慮した防災対策

- 本地域北部・南部の丘陵地において、地すべり防止区域・土砂災害警戒区域が指定されています。
- 居住地としての安全性の向上に向け、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域における防災対策を促進します。

■整備方針図（中部地域）



3 東部地域

(1) 地区の概況

本地域は、5自治会（熱田、和仁屋、渡口、美崎、県営北中城団地）からなる中城湾に面する地域です。

地域内にはプールやテニスコート、広場等を内包する沖縄県総合運動公園が立地しており、本村のスポーツ・レクリエーションの拠点的役割を担っています。

4地域で唯一駐留軍用地を含まない地域となっています。

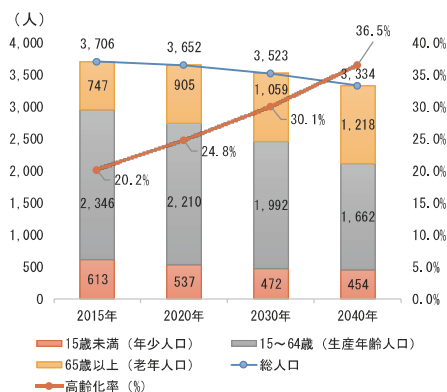
道路網は、市町村間を南北に繋ぐ国道329号、村を東西に繋ぐ県道宜野湾北中城線が通っています。東海岸地域における大型MICE施設整備により、国道329号の交通量の増加が想定されます。

市街地は主に国道329号西部、及び地域東部に形成されており、市街化区域が指定されています。

(2) 人口動向

本地域の人口は2015年で3,706人と村全体の約23.1%を占めています。今後20年間の人口推移を見ると、減少することが想定されます。

人口の構成割合の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少するなか、老年人口が増加し、2040年時点では高齢化率36.5%と、4地域では2番目に高齢化が進展することが想定されています。



【東部地域に広がるアーサ養殖場】



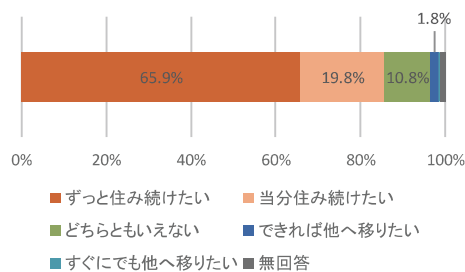
(3) 住民意向

平成 29 年度に実施した住民アンケートによると、本地域への今後の居留意向は 85.7%と高い状況にあります。

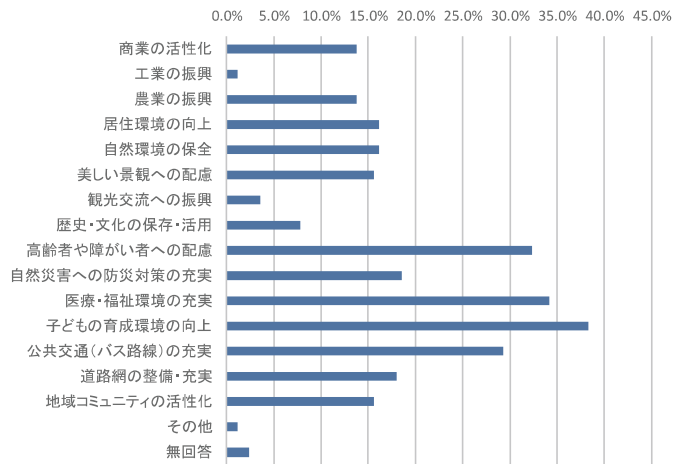
将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策については、「子どもの育成環境の向上」が最も高く、次いで「医療・福祉環境の充実」となっています。

現在の居住地域の満足度・重要度を見ると、満足度が低く重要度が高い施策として「買い物の便利さ」や「通勤・通学の便利さ」、「自然災害に対する防災対策」などが挙げられており、日常の生活利便性や安全性の向上が求められている状況にあります。満足度が高く重要度が高い施策としては、「緑や水辺などの豊かな自然環境」や「自然的景観の美しさ」など、他地域と比べて自然的環境・景観に対する評価の高い地域となっています。

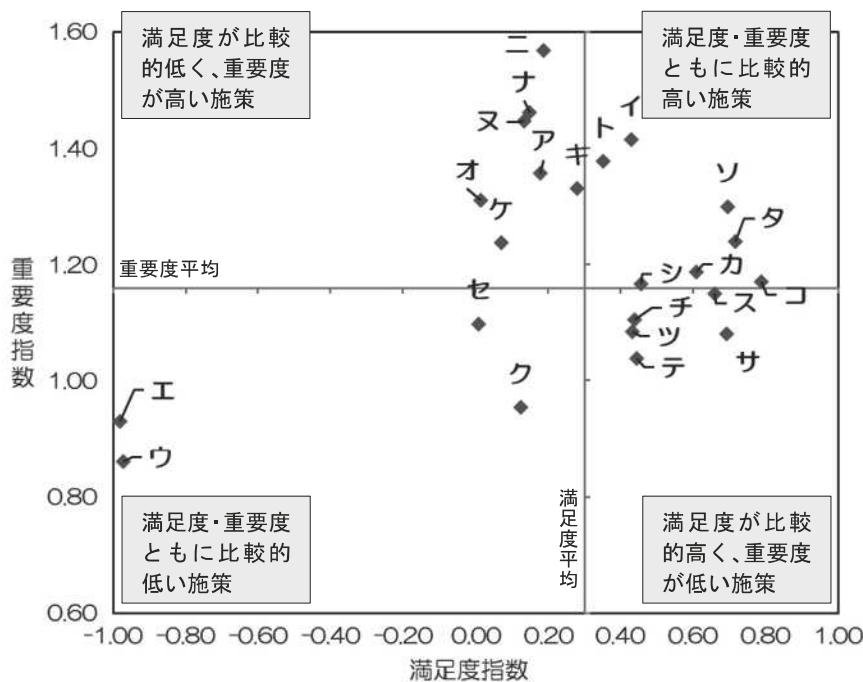
■今後の居留意向



■将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策



■地域の満足度・重要度



利便性	ア	通勤・通学の便利さ
	イ	自動車の利用しやすさ
	ウ	路線バスの運行本数
都市基盤	エ	路線バスのルート
	オ	買い物の便利さ
	カ	役場など行政窓口の充実
	キ	病院など医療・福祉施設の充実
	ク	広場や公園などの遊び場
快適性・魅力	ケ	生活道路の整備
	コ	上水道の整備
	サ	下水道の整備
	シ	学校など教育施設の整備
	ス	図書館など文化施設の整備
	セ	運動・スポーツ施設の整備
	ソ	緑や水辺などの豊かな自然環境
安全性	タ	自然的景観の美しさ
	チ	街並み景観の美しさ
	ツ	歴史・文化資源の保全・活用
	テ	宅地の広さやゆとり
	ト	騒音、悪臭などの公害対策
	ナ	交通安全対策
	ニ	自然災害に対する防災対策
	ヌ	まちの防犯対策
	ネ	空き家などの管理及び抑制対策

(4) 地域の主要課題

- ✓ スポーツ・レクリエーションの拠点として機能維持・強化が求められます。
- ✓ 斜面緑地や海辺など、自然的環境の美しさの維持が求められます。
- ✓ 東海岸地域における大型 MICE 施設整備の影響を活かしたまちづくりが求められます。
- ✓ 日常の生活利便性の向上に向けた、生活利便性の高い地域へのアクセス性の向上が求められます。
- ✓ 居住地としての安全性（自然災害に対する安全性）の向上が求められます。

(5) 地域の将来像及び取組体系

海とみどりの健康・レクリエーション拠点 都市と自然が調和した魅力的なまち

村の活力を創出する海辺の拠点づくり

- ➔ ■ スポーツ・レクリエーション拠点機能の維持・向上の要望
- 東海岸域における交流拠点等の整備に向けた検討

海と緑を活かした環境づくり

- ➔ ■ 農用地の保全と高度化の推進
- アーサの養殖をはじめとした漁業環境の保全・充実
- 海の特徴を活かし地域の個性を演出する景観の形成
- 豊かな自然環境の管理・保全

利便性の高い市街地の形成

- ➔ ■ 県道宜野湾北中城線、バイパス沿道における生活利便施設の誘導
- 東海岸地域との広域連携を見据えた国道 329 号の沿道利用
- 多様な主体との協働による移動手手段の検討

安全・安心に住み続けられる住環境の形成

- ➔ ■ 主要生活道路や住宅地内道路環境の向上
- 地域環境に配慮した防災対策

(6) 取組方針

村の活力を創出する海辺の拠点づくり

スポーツ・レクリエーション拠点機能の維持・向上の要望

- 本地域の東部には、沖縄県総合運動公園やしおさい公苑が立地しており、本村のスポーツ・レクリエーション拠点としての役割を担っています。
- 沖縄県総合運動公園は県の施設であることから、引き続きスポーツ・レクリエーション拠点としての機能維持・必要に応じた拡充を要望します。

東海岸域における交流拠点等の整備に向けた検討

- 東海岸域一帯では、交流拠点など、本村の発展や地域の利便性の向上に資する土地利用を目指します。
- 東海岸域一帯においては、土地利用方針に基づいた基盤整備事業を行うとともに、秩序ある土地利用に向けた市街化編入等を検討します。

海と緑を活かした環境づくり

農用地の保全と高度化の推進

- 本地域においては、東海岸域において、遊休化した農地が多く見られる状況にあります。今後、地権者や地域と連携しながら耕作放棄地の抑制に取り組み、観光交流など多様な産業との連携のもとで農用地の有効利用を推進します。
- 熱田地区、渡口地区に広がる優良農地については、高度化に向けた基盤整備を推進します。

アーサの養殖をはじめとした漁業環境の保全・充実

- 本村の水産業は、中城港湾熱田地先・美崎地区を生産活動の拠点とし、本村の特産品であるアーサ（ヒトエグサ）の養殖や近海魚等の水揚げが多く見られます。
- アーサ養殖場の拡充整備や体験漁業の場としての活用を図るなど、漁業環境の保全・充実を図ります。

海の特徴を活かし地域の個性を演出する景観の形成

- 海辺においては、自然環境の保全を図るとともに、親水性の確保等により、安らぎのある海辺の景観形成を図ります。また、景観にも優れた防潮林、防風林の確保や建築物の修景等により、防災性を兼ね備えた景観形成に努めます。
- 美崎地区においては、中城湾の干潟や渡口川河口等のマングローブ林に隣接するという立地特性を活かしつつ、敷地内緑化や屋上緑化活動を促進し、環境にも優しく、緑に囲まれた潤いと癒しのある住宅地景観を形成します。

豊かな自然環境の管理・保全

- 本地域に広がる斜面緑地については、中南部都市圏における貴重な自然環境であり、本村における骨格的な緑の景観を形成しています。
- 本地域の美しい斜面緑地の保全に向け、景観計画等の方針に基づき、できる限り開発を伴う土地利用の発生抑制に資するルールづくりを推進します。

利便性の高い市街地の形成

県道宜野湾北中城線、バイパス沿道における生活利便施設の誘導

- 本地域においては、「買い物の便利さ」に対する満足度が低く、買い物の利便性の向上が求められている状況にあります。
- そうしたなか、県道宜野湾北中城線が拡幅、バイパスが整備中であり、その沿道においては生活利便施設の立地ニーズが高まることが想定されることから、県道宜野湾北中城線及びバイパス沿道においては、生活利便施設の立地しやすい（立地可能な）用途地域の見直し等を検討し、誘導を図ります。

東海岸地域との広域連携を見据えた国道 329 号の沿道利用

- 東海岸地域における大型 MICE 施設整備により、東海岸地域全体の発展が期待されます。本地域においては、国道 329 号沿道において経済発展に資する商業・業務機能等の立地を誘導します。
- 沿道型土地利用を推進するため、必要に応じて都市計画環境の整備（市街化編入等）を検討します。

多様な主体との協働による移動手段の検討

- 本地域の公共交通は、国道 329 号及び県道宜野湾北中城線にバスが通っているため、役場方面や村の南北方向の路線は比較的充実している状況にあります。一方で、村の拠点の 1 つであるライカム地区への路線バスは通っていない状況にあります。
- 引き続き現行のバス路線の維持・ニーズに応じた拡充を図るとともに、福祉バスの活用等、多様な主体との連携により、都市機能が集積するライカム地区や村役場周辺の拠点等へのアクセスを確保することにより、地域住民の生活利便性の維持・充実を図ります。

安全・安心に住み続けられる住環境の形成

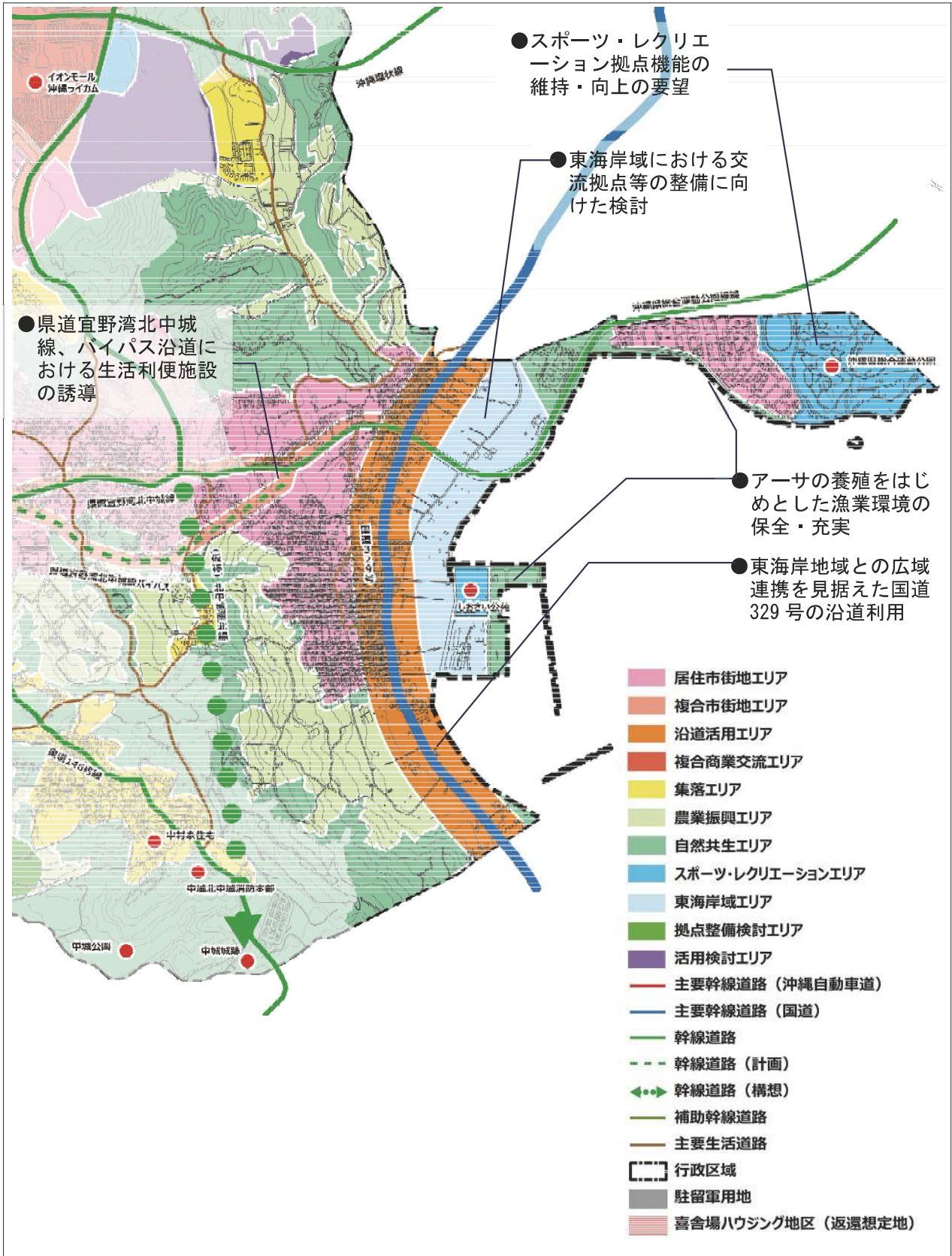
主要生活道路や住宅地内道路環境の向上

- 主要生活道路や住宅地内道路は、住民の身近な交通の中心となる道路となります。本地域内の熱田・渡口線、渡口・荻道線及び渡口・島袋 132 号線等において道路環境の向上を目指します。
- 特に通学路においては、ソフトの施策を組み合わせることにより、道路環境の向上を目指します。

地域環境に配慮した防災対策

- 渡口地区の一部において浸水問題が生じていることから、今後計画的な浸水対策施設の整備を進めます。
- 熱田地区において土砂災害警戒区域が大きく指定されていることから、熱田地区において優先的に防災対策を促進します。
- また、東海岸一帯については、津波災害に対応する避難場所・避難経路の確保に努めます。

■整備方針図（東部地域）



4 北部地域

(1) 地区の概況

本地域は、3自治会（島袋（比嘉）、屋宜原、瑞慶覧）からなる地域です。

アワセゴルフ場地区跡地となるライカム地区において、イオンモール沖縄ライカム、中部徳洲会病院等の高次都市機能や住宅地が立地し、村内外の人々が集う村の一大交流拠点としての役割を担っています。

地域内には駐留軍用地があり、ロウワープラザ住宅地区については、2024年またはそれ以降に返還されるとされています。

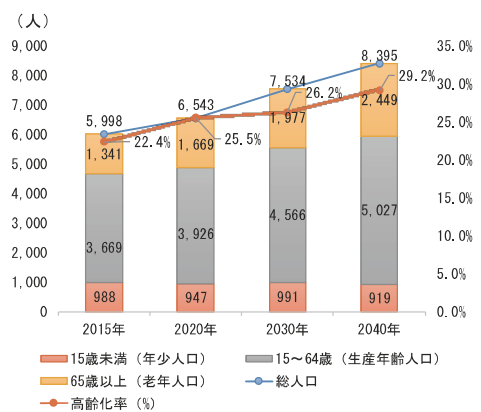
道路網は、本村と沖縄市、宜野湾市を繋ぐ国道330号が通っています。

市街地は地域の北側に形成されており、市街化区域が指定されているとともに、屋宜原地区、瑞慶覧地区には集落が形成されています。

(2) 人口動向

本地域の人口は2015年で5,998人と村全体の約37.3%を占めており、4地域で最も多く人口を有しています。今後20年間の人口推移についても、最も人口が増加することが想定されており、村の一大拠点として更なる発展が見込める地域となっています。

人口の構成割合の推移を見ると、他の地域と同様高齢化率は増加することが想定されますが、生産年齢人口も増加することが想定されています。



【ライカム地区】



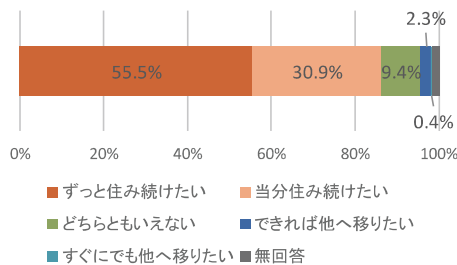
(3) 住民意向

平成 29 年度に実施した住民アンケートによると、本地域への今後の居住意向は 86.4%と、高い状況にあります。

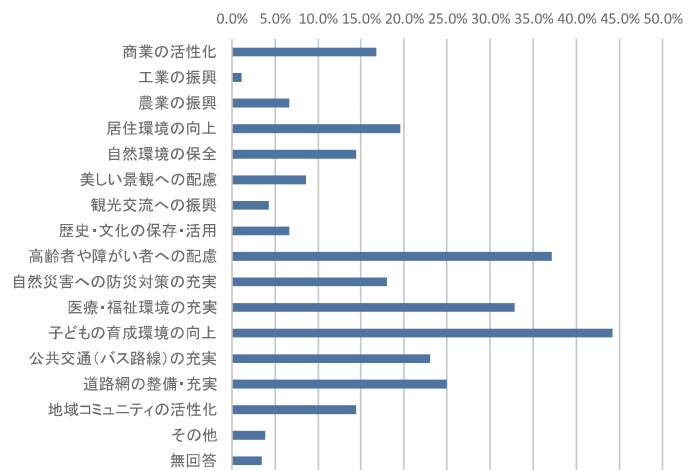
将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策については「子どもの育成環境の向上」が最も高く、次いで「高齢者や障がい者への配慮」となっています。

現在の居住地域の満足度・重要度を見ると、満足度が低く重要度が高い施策として「生活道路の整備」や「交通安全対策」など、道路・交通に対する評価が比較的低い状況にあります。満足度が高く重要度が高い施策としては、「買い物の便利さ」や「病院など医療・福祉施設の充実」が挙げられており、都市機能が集積する地域として高く評価されています。

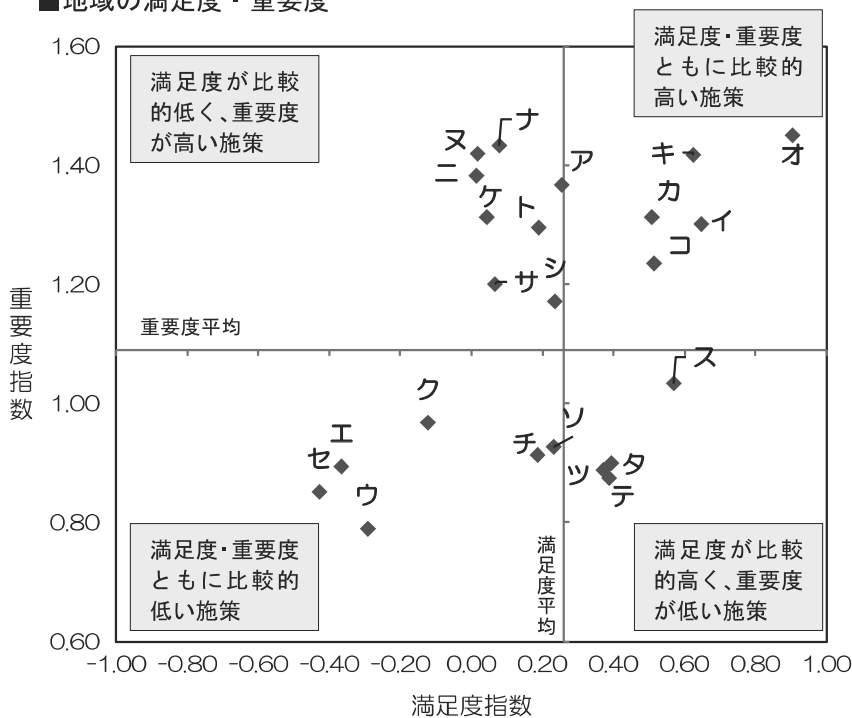
■今後の居住意向



■将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策



■地域の満足度・重要度



利便性	ア	通勤・通学の便利さ
	イ	自動車の利用しやすさ
	ウ	路線バスの運行本数
都市基盤	エ	路線バスのルート
	オ	買い物の便利さ
	カ	役場など行政窓口の充実
	キ	病院など医療・福祉施設の充実
	ク	広場や公園などの遊び場
	ケ	生活道路の整備
	コ	上水道の整備
快適性・魅力	サ	下水道の整備
	シ	学校など教育施設の整備
	ス	図書館など文化施設の整備
	セ	運動・スポーツ施設の整備
	ソ	緑や水辺などの豊かな自然環境
	タ	自然的景観の美しさ
安全性	チ	街並み景観の美しさ
	ツ	歴史・文化資源の保全・活用
	テ	宅地の広さやゆとり
	ト	騒音、悪臭などの公害対策
	ナ	交通安全対策
	ニ	自然災害に対する防災対策
	ヌ	まちの防災対策
	ネ	空き家などの管理及び抑制対策

(4) 地域の主要課題

- ✓ 村内外の人々が集う交流拠点として更なる機能強化が求められます。
- ✓ 村内外の多様な人々が利用する拠点としての機能向上（バリアフリー化等）が求められます。
- ✓ 増加が想定される人口の受け皿（居住地）の整備が求められます。
- ✓ 返還される駐留軍用地の跡地利用の検討が求められます。
- ✓ 集落や市街地内の交通環境の向上が求められます。
- ✓ 居住地としての安全性の向上（自然災害に対する安全性）が求められます。

(5) 地域の将来像及び取組体系

人が集いふれあう広域交流拠点

歩いて暮らせる利便性の高いまち

ライカム地区における広域交流拠点の機能強化

- ➔ ■ 広域交通結節点としての機能維持・強化
 - 防災・スポーツ振興の核としての施設整備の検討
 - 跡地等を活用した、村の活性化や魅力向上に寄与する土地利用の推進
 - 交流促進や観光振興に資する景観イメージの形成

利便性の高い市街地の形成

- ➔ ■ 沖縄市等と連担する国道 330 号沿道利用検討
 - 定住促進に向けた受け皿の確保
 - 多様な主体との協働による移動手手段の検討

安全・安心に住み続けられる住環境の形成

- ➔ ■ 公共公益施設や商業施設におけるバリアフリー化の推進
 - 主要生活道路や住宅地内道路環境の向上
 - 良好な住環境の形成に向けた地区計画導入の検討
 - 無秩序な開発抑制を前提とした既存集落の維持・改善
 - 地域環境に配慮した防災対策
 - 墓地の拡散防止に向けた公営墓地の整備

(6) 取組方針

ライカム地区における広域交流拠点の機能強化

広域交通結節点としての機能維持・強化

- 本村の公共交通は、本地域のライカム地区を核として、那覇市やうるま市等の主要都市を結ぶ広域のネットワークが形成されており、沖縄県中部地域の交通結節点の1つとなっています。
- 引き続き、中部地域の交通結節点としての機能を維持するとともに、駐留軍用地の返還地等を活用し、更なる充実を図ります。

防災・スポーツ振興の核としての施設整備の検討

- ライカム地区の更なる機能強化に向け、周辺施設と連携しながら、スポーツ活動・健康づくり、国際交流、スポーツ・地域文化の振興や災害時の防災活動の拠点となる施設を検討します。

跡地等を活用した、村の活性化や魅力向上に寄与する土地利用の推進

- ライカム地区西部（ロウワープラザ地区・サウスプラザ地区）及び東部の丘陵地においては、既存の都市機能との役割分担を踏まえつつ、交通結節拠点等、村の活性化や魅力向上に寄与する土地活用を検討します。
- 跡地等においては、秩序ある都市基盤整備に向けて、市街化編入・用途地域の指定や地区計画の指定、土地区画整理事業等、都市計画環境の整備を合わせて検討します。
- また、本地域北部に広がる緑地については、沖縄こどもの国の拡張用地としての活用を促進します。

交流促進や観光振興に資する景観イメージの形成

- ライカム地区においては、地区計画や景観計画に基づき、広域交流拠点として、賑わいと活力ある商業地の景観形成に努めます。

利便性の高い市街地の形成

沖縄市等と連担する国道330号沿道利用検討

- 国道330号の沿道において、周辺の施設立地を踏まえた沿道型土地利用を推進します。
- 沿道型土地利用を推進するため、必要に応じて都市計画環境の整備（市街化編入等）を検討します。

定住促進に向けた受け皿の確保

- 本地域は、今後20年間人口が増加することが推計されます。そのため、定住の受け皿として、引き続きライカム地区における住宅地整備・基盤整備を進めるとともに、緑化の推進等、市街地の質の向上に努めます。
- また、ライカム地区以外における居住地の確保にあたっては、市街地を無秩序に拡大することなく、既存ストックの活用の観点から、市街地内の空地や空き家の活用を促すとともに、必要に応じて容積率や建蔽率の緩和のための用途地域の見直しを進めます。

- なお、本村の発展や地域の利便性向上に資する土地利用を目指すこととしている「島袋野比灘原土地区画整理地区」については、住宅用地としてではなく、沖縄こどもの国公園の拡張計画地として、広域的なスポーツ・レクリエーション機能の充実を図ります。

多様な主体との協働による移動手手段の検討

- 本地域の公共交通は、イオンモール沖縄ライカムからの広域公共交通網が形成されている一方、島袋等の人口が集積する市街地にバスが通っていない状況にあります。
- 全ての地域を公共交通により充実させることは難しいと考えられることから、福祉バスや病院送迎バス、観光コミュニティバスの活用等、多様な主体と連携し、都市機能が集積するライカム地区や村役場周辺の拠点等へのアクセスを確保することにより、地域住民の生活利便性の維持・充実を図ります。

安全・安心に住み続けられる住環境の形成

公共公益施設や商業施設におけるバリアフリー化の推進

- 本地域には多くの人々が利用する商業施設、医療施設が立地しており、更なる都市機能の充実を目指しています。今後、高齢化を迎えるなか、多数の人が利用することが想定される施設においては、段差の解消やスロープの設置など、バリアフリー化を積極的に推進します。

主要生活道路や住宅地内道路環境の向上

- 主要生活道路や集落内道路は、住民の身近な交通の中心となる道路となります。本地域においては、交通環境に対する満足度が低い状況にあるなか、仲順・屋宜原線、島袋・山里線、島袋・胡屋線及び渡口・島袋 132 号線、屋宜原 147 号線等において道路環境の向上を目指します。
- 通学路においては、ソフトの施策を組み合わせることにより、道路環境の向上を目指します。

良好な住環境の形成に向けた地区計画導入の検討

- 屋宜原地区は行き止まり道路も多く、住商工の建物用途が混在している状況にあることから、地区計画等を活用し、道路ネットワークや用途の純化等、良好な住宅地の形成を図ります。

無秩序な開発抑制を前提とした既存集落の維持・改善

- 屋宜原・瑞慶覧地区の既存集落においては、自然環境や歴史環境との調和に配慮し、良好な景観の保全・育成を図りながら閑静な住環境の形成を目指します。
- 新たな宅地需要に対しては、既存集落内の立地を前提とし、無秩序な開発を抑制します。
- 必要に応じて地区計画を活用するなど、秩序ある土地利用を図ります。

地域環境に配慮した防災対策

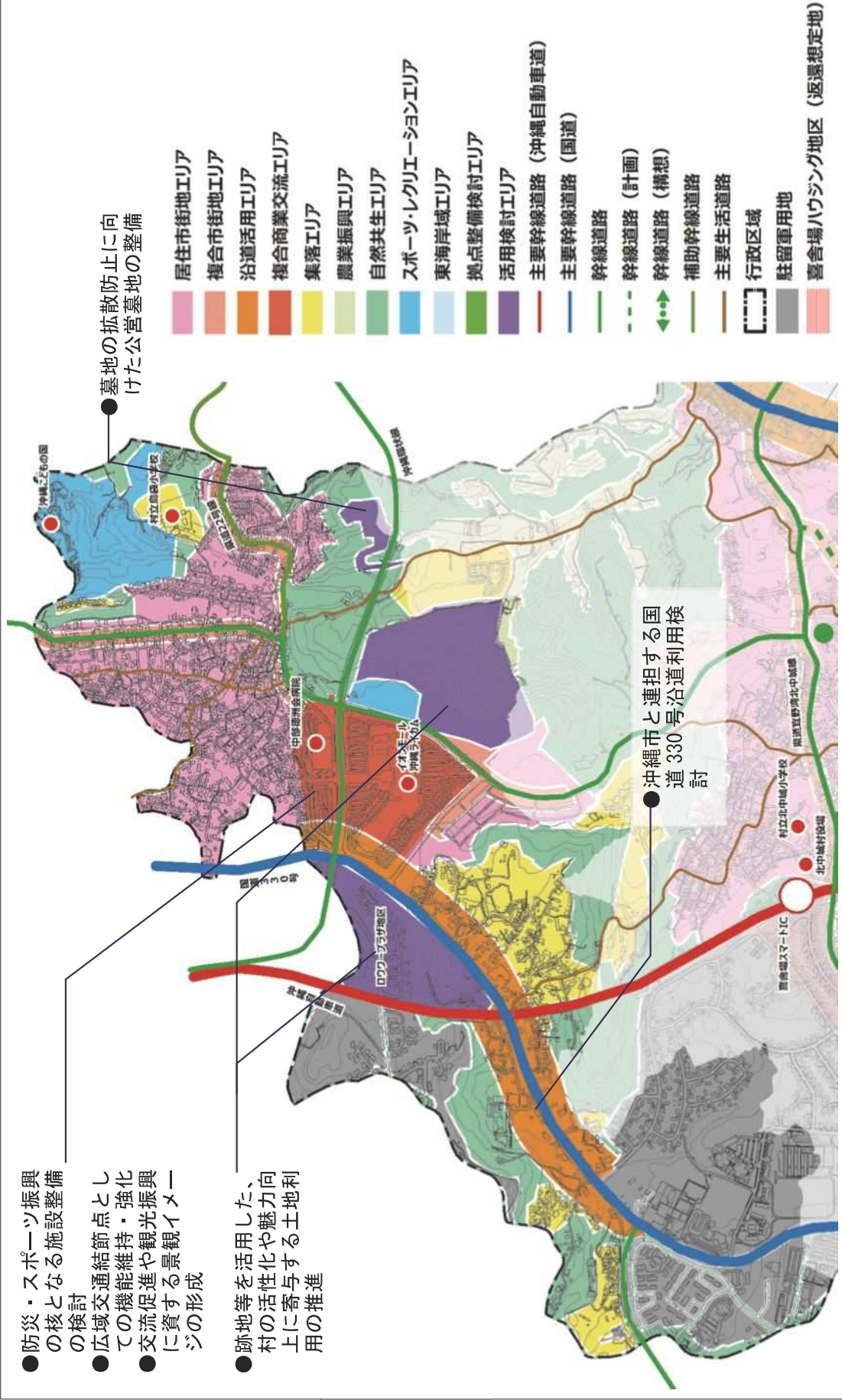
- 本地域では、島袋地区の一部において浸水問題が生じています。2017 年より浸水対策事業を実施しており、引き続き同事業による浸水対策施設の整備を推進します。

墓地の拡散防止に向けた公営墓地の整備

- 本村では、墓地が分散して立地している状況にあることから、墓地の拡散防止に向けて、公営墓地を整備します。

■整備方針図（北部地域）

- 防災・スポーツ振興の核となる施設整備の検討
- 広域交通結節点としての機能維持・強化
- 交流促進や観光振興に資する景観イメージの形成
- 跡地等を活用した、村の活性化や魅力向上に寄与する土地利用の推進



5 南部地域

(1) 地区の概況

本地域は、4自治会（石平、安谷屋、荻道、大城）からなる地域です。

地域西部に駐留軍用地があります。

本地域の南東部には中城城跡が、その周辺の荻道、大城には歴史的・伝統的景観（石垣、屋敷林）を残した農村集落が形成されています。

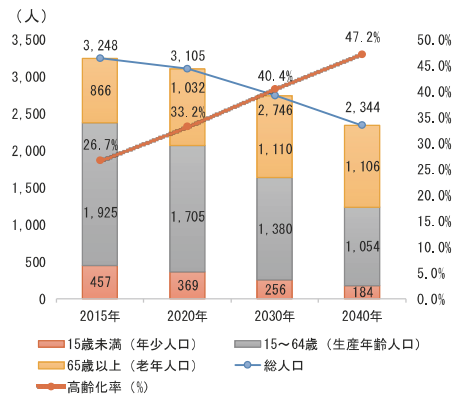
道路網は、地域の中央部を東西方向に県道 146 号線が横断し、地域の北西側に県道宜野湾北中城線が通っています。

県道 146 号線沿いを中心に集落が形成されており、市街化区域の指定のない地域となります。

(2) 人口動向

本地域の人口は 2015 年で 3,248 人と村全体の約 20.2%を占めています。今後 20 年間の人口推移を見ると、4 地域で最も人口減少が進むことが想定されます。

人口の構成割合の推移を見ると、高齢者の割合が大きくなり、2015 年時点では高齢化率 26.7%程度であるのに対し、2040 年時点では 47.2%と、4 地域で高齢化が最も進展することが想定されています。



【南部地域の沿道景観】



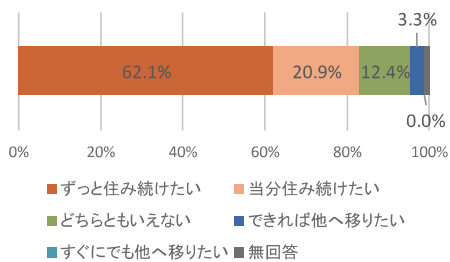
(3) 住民意向

平成 29 年度に実施した住民アンケートによると、本地域への今後の居住意向は 83.0%と、高い状況にあります。

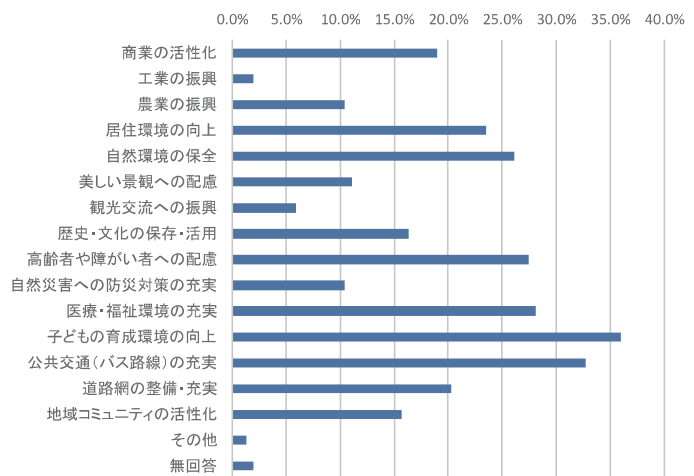
将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策については、「子どもの育成環境の向上」が最も高く、次いで「公共交通（路線バスの充実）」となっており、他の地域と比較して、特に公共交通の充実が望まれています。

現在の居住地域の満足度・重要度を見ると、満足度が低く重要度が高い施策として「下水道の整備」、「生活道路の整備」などが挙げられており、生活基盤の整備が望まれています。満足度が高く重要度が高い施策としては、「自然的景観の美しさ」などが挙げられています。

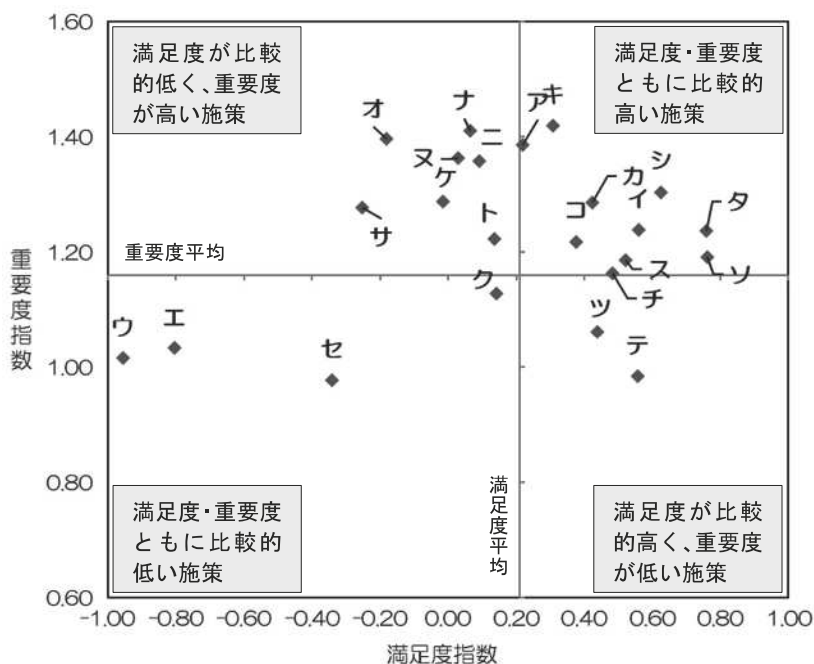
■今後の居住意向



■将来のまちづくりのなかで力を入れて取り組むべき施策



■地域の満足度・重要度



利便性	ア	通勤・通学の便利さ
	イ	自動車の利用しやすさ
	ウ	路線バスの運行本数
	エ	路線バスのルート
	オ	買い物の便利さ
都市基盤	カ	役場など行政窓口の充実
	キ	病院など医療・福祉施設の充実
	ク	広場や公園などの遊び場
	ケ	生活道路の整備
	コ	上水道の整備
快適性・魅力	サ	下水道の整備
	シ	学校など教育施設の整備
	ス	図書館など文化施設の整備
	セ	運動・スポーツ施設の整備
	ソ	緑や水辺などの豊かな自然環境
安全性	タ	自然的景観の美しさ
	チ	街並み景観の美しさ
	ツ	歴史・文化資源の保全・活用
	テ	宅地の広さやゆとり
	ト	騒音、悪臭などの公害対策
安全性	ナ	交通安全対策
	ニ	自然災害に対する防災対策
	ヌ	まちの防犯対策
	ネ	空き家などの管理及び抑制対策

(4) 地域の主要課題

- ✓ 歴史的・伝統的な資源の保全・活用が求められます。
- ✓ 伝統的な集落景観の保全が求められます。
- ✓ 斜面緑地や農地など、自然的環境の美しさの維持・活用が求められます。
- ✓ 日常の生活利便性の向上に向け、ライカム地区等都市機能が集積する拠点へのアクセス性の向上が求められます。
- ✓ 居住地としての快適性・安全性の向上（自然災害に対する安全性）の向上が求められます。

(5) 地域の将来像及び取組体系

文化・芸術が息づく歴史・観光拠点 地域で育む自然豊かな住みよいまち

歴史・緑を活かした拠点づくり

- ➔ ■ 中城城跡等を活かした歴史環境拠点整備
 - 史跡や文化財周辺の環境の整備
 - 農を活かした地域活力の創出
 - 豊かな自然環境の管理・保全

快適で個性ある集落環境の形成

- ➔ ■ 自然環境・歴史環境に配慮した集落景観づくり
 - 歴史的環境を感じさせる沿道景観の形成
 - 集落内道路環境の向上
 - 無秩序な開発抑制を前提とした既存集落の維持・改善
 - 排水施設等の生活基盤の整備
 - 多様な主体との協働による移動手手段の検討
 - 地域環境に配慮した防災対策

円滑な移動を支える交通ネットワークの形成

- ➔ ■ (仮) 北中城南北線の整備検討

(6) 取組方針

歴史・緑を活かした拠点づくり

中城城跡等を活かした歴史環境拠点整備

- 本地域には、中城城跡や中村家住宅、荻堂貝塚等、県内外に誇る歴史的な遺産を有しています。こうした貴重な財産の積極的な保全・整備を図ります。
- 県営中城公園・世界遺産中城城跡周辺については、一体的な整備を要望します。

史跡や文化財周辺の環境の整備

- 村の歴史観光拠点として、史跡や文化財周辺においては、歴史的な環境に調和した空間整備に努めます。

農を活かした地域活力の創出

- 本村の基幹産業である農業を最大限活かすため、本地域において、耕作放棄地の解消に向け、地域活力の創出に資する拠点の整備について検討を図り、実現に向けて推進します。
- 整備にあたっては、必要に応じて土地利用規制の緩和・除外の検討を行い、関係機関と密に協議しながら関連諸法令の活用を検討します。

豊かな自然環境の管理・保全

- 本地域に広がる斜面緑地については、中南部都市圏における貴重な自然環境であり、本村における骨格的な緑の景観を形成しています。
- 本地域の美しい斜面緑地の保全に向け、景観計画等の諸制度に基づき、できる限り開発を伴う土地利用の発生抑制に資するルールづくりを推進します。
- また、既存の農地については、積極的な活用による保全を図るとともに、安谷屋地区の農地等においては、高度化に向けた基盤整備を行い、生産拡大を図ります。

快適で個性ある集落環境の形成

自然環境・歴史環境に配慮した集落景観づくり

- 本地域の集落（荻道・大城）においては、中村家住宅をはじめとした 赤瓦屋根の住宅、フクギの屋敷林や、豊かな起伏がもたらす湧水群など、これまで受け継がれてきた伝統的な集落景観があります。
- 荻道・大城集落においては、集落抱護林や屋敷林、石垣の保全を図るとともに、かつての原風景としてのフクギ並木や竹林の再生に努めます。また、中村家住宅を中心として、新しく建替えられた赤瓦屋根の住宅を含めて、調和のとれた緑あふれる美しい景観を形成します。

歴史的環境を感じさせる沿道景観の形成

- 集落沿道においては、花木等による緑化等を促進し、カーや御嶽など歴史文化資源と彫刻類とが互いの特性を活かしながら調和し、住民が誇りをもち、来訪者が楽しく散策できる、潤いと安らぎをもたらす住宅地景観を形成します。

集落内道路環境の向上

- 本地域の集落内の道路は狭隘であり、住民の道路整備に対する満足度は低い状況にあります。道路環境の向上に向け、歴史的景観要素の保全を念頭に置きつつ、地区計画の導入等により道路の拡幅を検討します。

無秩序な開発抑制を前提とした既存集落の維持・改善

- 既存集落においては、自然環境や歴史環境との調和に配慮し、良好な景観の保全・育成を図りながら閑静な住環境の形成を目指します。
- 新たな宅地需要に対しては、原則として既存集落内の立地を前提とし、無秩序な開発を抑制します。
- 必要に応じて地区計画を活用するなど、秩序ある土地利用を図ります。

排水施設等の生活基盤の整備

- 本地域においては、排水施設等の生活基盤整備に係る満足度が比較的低い状況にあることから、早期の環境改善を促進し、良好な住宅地の形成を目指します。

多様な主体との協働による移動手手段の検討

- 本地域の公共交通は、現在通っていない状況にあり、住民の公共交通に対する満足度も低い状況にあります。一方で、本地域では高齢化が 4 地域で最も進展することが想定されており、生活の足となる公共交通の需要がますます高まることが想定されます。
全ての地域を公共交通により充実させることは難しいと考えられることから、福祉バスや病院送迎バス、観光コミュニティバスの活用等、多様な主体と連携し、都市機能が集積するライカム地区や村役場周辺の拠点等へのアクセスを確保することにより、地域住民の生活利便性の維持・充実を図ります。

地域環境に配慮した防災対策

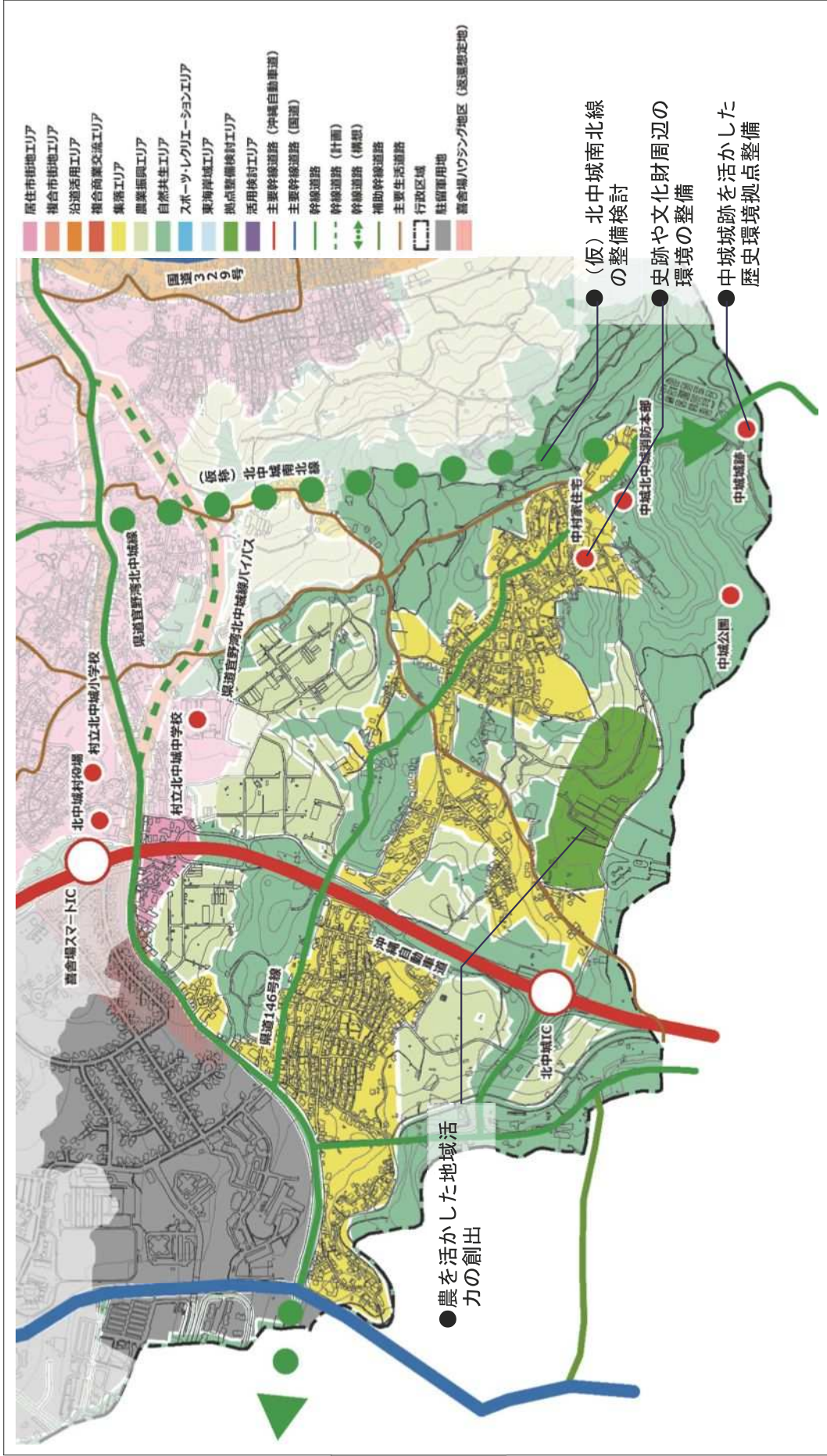
- 本地域では、地すべり防止区域に指定されている地域もあることから、防災対策を促進します。

円滑な移動を支える交通ネットワークの形成

(仮) 北中城南北線の整備検討

- 村民の生活利便性の向上だけでなく、防災や観光振興においても重要な役割を果たす(仮)北中城南北線について、整備を検討します。

■整備方針図（南部地域）



第5章 まちづくりの実現に向けて

1 都市計画手法の活用

(1) 市街化区域への編入・地区計画の導入

- 本村においては、駐留軍用地跡地等、活用可能性・ポテンシャルの高い土地がまだ残されている状況にあります。村の更なる発展のため、跡地利用計画の策定等、ポテンシャルの高い土地における活用方策の検討を行うとともに、秩序ある土地利用誘導に向けた市街化区域への編入・地域地区の指定を検討します。
- 地域地区などの規制だけでは対応できない場合においては、必要に応じて地区計画の導入を検討し、良好な都市環境の形成を目指します。

(2) 都市計画法第34条第10号及び第11号の適正な運用・見直し

- 本村では、市街化調整区域の集落において、都市計画法第34条11号区域の指定により、自己用住宅の立地緩和区域の指定が行われています。
- 引き続き、都市計画法第34条11号区域内においては、開発許可基準に基づく土地利用を進めるとともに、将来的な村全体の人口減少等、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた区域の見直しを進めます。
- また、市街化調整区域においては、狭隘な道路や住商工の建物用途が混在している地域も見られることから、都市計画法第34条第10号による「市街化調整区域における地区計画の導入」についても、住民との協働のもとでその可能性について検討を進めながら、誰もが安全・安心して住み続けられる居住環境の改善に向けた取組みを推進します。

(3) 都市計画区域の再編に向けた取組み

- 本村は、線引き都市計画区域となる「那覇広域都市計画区域」に指定されており、区域区分に基づいたメリハリのある土地利用が展開されています。今後も、市街化区域や郊外の既存集落を中心とした質の高い居住環境の形成を図り、将来にわたって持続可能な都市を目指します。
- 一方で、本村においては駐留軍用地跡地を除くと、新たな宅地整備が可能な土地が限られており、本村への定住を希望する新規居住者の受け皿を確保することが困難な状況にあります。そのため、市街化区域や郊外の既存集落など、既存居住地内での質的向上に向けた取組みと並行して、非線引き都市計画区域となる「中部広域都市計画区域」への移行に向けた取組みを進め、本村の抜本的な土地利用制度の見直しの可能性についても検討することとします。
- また、土地利用制度の見直し後も、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、持続可能な都市構造を維持することができるよう、本村における「立地適正化計画」の策定の必要性も合わせて検討することとします。

- 都市計画区域の再編は県の決定事項となることから、周辺自治体を含めた将来的な見通しのもと、県をはじめとする関係機関への要請や協議・調整を図りながら、都市計画区域の再編に向けた取組みを推進します。

2 「協働」のまちづくり

都市環境の更なる“質”の向上を図っていくために、従来の行政主導型のまちづくりから、行政、村民、NPO、地元企業など、多様な主体が連携・協力し合う「協働」のまちづくりへと転換していくことが重要となります。

本計画においても、各種方針の実現に向けた方策として“多様な主体との協働”による取組みを進めます。

それぞれの主体が、まちづくりの主役であるという意識を持ち、本村の将来像を共有しながら、それぞれの立場で積極的かつ主体的な取組みを実践していくことが何よりも大切です。

(1) 住民・自治会・各種団体等の役割

- 自らの暮らしの場である都市を、より安全・安心で快適な環境にしていくことは、まちづくりの主役である村民の権利であり、責務でもあります。効果的・効率的な行財政運営を持続させていくためには、村民や自治会、NPO 等が主役となった、積極的なまちづくり活動が期待されます。

(2) 事業者の役割

- 村内企業やバス事業者などの事業者は、自らが都市の受益者であるとともに、まちづくりを担う一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、村や周辺地域の活性化に貢献するとともに、村が目指す将来像を理解した上で、村民や行政が進めるまちづくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。

(3) 行政の役割

- 行政は、本計画で掲げた将来像の実現に向けて、安定した行財政運営の下で、効果的・効率的なまちづくりを着実に進め、質の高いサービスを村民や事業者へ提供するとともに、各主体による取組みを積極的かつ継続的に支援していく責務があります。

3 計画の進行管理

(1) PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

- 本村のまちづくりは、本計画で掲げた各種方針に基づいて、様々な制度・事業等を活用しながら進めていくことになるため、本計画の適正な進行管理を図り、実効性を高めていくことが求められます。
- そのため、本計画に位置付けられた各施策の進捗状況について、庁内の関係各課をはじめ、住民や事業者が、それぞれの立場で継続的に確認・評価できる体制を構築します。
- また、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その効果を評価・点検し（Check）、必要に応じて改善し（Action）、さらに次の計画（Plan）へとつなげていく「PDCA サイクル」によって、計画の進行管理と質的向上を図ります。評価・点検にあたっては、主に本計画で掲げた主要施策の進捗状況を評価することとします。
- なお、PDCA サイクルのスピードについては、実施から成果までに一定の時間を要するまちづくりの性格を踏まえ、概ね5年を目途とし、定期的な計画管理を行います。

(2) 柔軟な計画の見直し

- 本計画は、概ね20年後の2038年を目標年次とした長期的な計画として位置付けられます。そのため、中間年となる概ね10年後を目途に、PDCA サイクルに基づく計画の全体見直しを行います。
- また、それ以外にも、関連法制度や上位関連計画の変更・見直し、本村の活力創出に資する新たなプロジェクトの具体化など、本村を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合については、時期に係わらない柔軟な見直しを行うものとします。

参考資料

1 用語集

	用語	解説
あ行	IoT（アイオーティー）	あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念・コンセプトのこと
か行	北中城村全村植物公苑づくり条例	北中城村の良好な景観の形成に関する必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。）の施行に関し、必要な事項を定め、貴重な歴史的・文化的遺産を保全・整備するとともに、緑豊かな自然環境及び文化の香り高い快適な生活環境の形成を図ることを目的とする条例。
	北中城村総合計画	村の将来の姿を明確に示し、まちづくりの総合的な指針となる最上位の計画。
	北中城村地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、北中城村の地域に係る災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期すための計画。
	丘陵部	ゆるやかな起伏の低い山が続く地形。
	公共施設	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。
	交通結節点	異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。（バスターミナル、交通広場など）
	高齢化率	全体の人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	浸水想定区域（洪水）	洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
	浸水想定区域（津波）	津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深
た行	地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適は街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。

用語	解説
地滑り防止区域	地すべりが発生している区域、その恐れのある極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域。
駐留軍用地	沖縄において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地。
都市基盤	都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称。
都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の区域として都道府県が指定した区域。
都市計画法第 34 条 11 号区域	市街化調整区域において、自己用住宅に限り、許可要件が緩和される区域のこと。主な許可要件は、自己の住宅の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等であること、開発行為を行おうとする土地が当該区域内に存していること、予定建築物の用途が自己の居住に供する一戸建ての住宅（建築基準法別表第 2（い）項第 2 号に掲げるものを含む）であること、予定建築物の敷地面積が 150 平方メートル以上であること等。
都市的土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地など）。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。
な行	農業振興地域 相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。
	ノーマライゼーション 障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。
は行	扶助費 性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

用語		解説
ま行	MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
	緑の基本計画	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。
	メッシュ	メッシュとは「網目」を意味する。100mメッシュ別人口は100m×100mの単位の網目の中の人口総数を意味する。
	モビリティ・マネジメント	地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの
や行	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に13種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。
ら行	リスクマネジメント	リスクを組織的に管理（マネジメント）し、損失等の回避又は低減を図ること。
	立地適正化計画	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。
	緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。都市緑地法第45条に基づくもの（全員協定）と第54条に基づくもの（一人協定）がある。

2 策定経緯

アンケート調査	平成30年1月29日 ～ 2月13日	健康長寿の都市づくりに向けた住民意向調査の実施
庁内検討委員会	平成30年 8月10日 9月18日 11月27日 平成31年 1月30日	【第1回】今後の取り組み～全体骨子等 【第2回】現状課題～全体骨子等 【第3回】第1回住民検討委員会報告 全体構想～地域別構想等 【第4回】住民検討委員会報告、最終素案確認
住民検討委員会 (ワークショップ)	平成30年 9月27日 11月1日 12月13日	【第1回】北中城村のまちづくりのキーワードを話し合おう 【第2回】お住まいの地域の課題と将来像を話し合おう 【第3回】まちづくりのために自分達で何が出来るか話し合おう
県協議	平成31年 2月12日 3月18日 4月10日 令和元年 6月14日 7月16日 8月19日 8月19日 8月20日	事前調整 第1回意見照会 第1回意見回答 第2回意見照会 第2回意見回答 第3回意見照会 第3回意見回答 第4回意見照会（完了）
パブリックコメント	令和元年8月22日 ～ 9月12日	パブリックコメントの実施
住民説明会	令和元年9月5日	住民説明会の実施
北中城村都市計画審議会	令和元年9月20日	北中城村都市計画審議会の開催

3 都市計画審議会（諮問・答申）

答

北中建第 522号

北中城村都市計画審議会

北中城村都市計画マスタープランの改定について（諮問）

北中城村都市計画審議会条例第2条第1項第1号の規定により、貴審議会に諮問します。

令和元年9月20日

北中城村長 新垣 邦 男

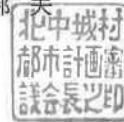




北中都審第1号
令和元年9月20日

北中城村長 新垣 邦男 殿

北中城村都市計画審議会
会長 安里 邦夫



北中城村都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和元年9月20日付け、北中建第522号で諮問がありました、北中城村
都市計画マスタープラン改定について、下記のとおり答申します。

記

改定案については、異議ありません。

北中城村都市計画マスタープラン

《編集・発行》

北中城村役場 建設課 都市計画係
〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2
TEL:098-935-2233
FAX:098-935-5536

